

グループホーム (ケアホーム) 全国基礎調査 2009報告書

～グループホームの実像を検証する～

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・
グループホームに関する全国基礎調査実行委員会 編



平成21年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)報告書

障害のある人と援助者でつくる **日本グループホーム学会**

はじめに

グループホームは障害のある人たちの「障害があっても地域の中で暮らし続けたい」という思いからスタートしました。「障害のある人たちの地域の中での普通の暮らしの実現」を目指して、各地で障害のある人と援助者、運営者、ともにグループホームの実践を積み重ね、その蓄積が国のグループホーム制度へとつながってきました。

長年続いた入所施設中心の考え方から、地域で暮らすことを中心とした考え方へと転換が図られつつあり、障害のある人たちが望んできた思いに向かって進み始めたところと言えます。

そのような中であって、グループホームの調査は数少なく、(財)日本知的障害者福祉協会が同会に所属する知的障害者グループホームの調査を継続しておこなっていますが、精神障害のグループホームやNPO法人のグループホームも含め、グループホーム全体にわたる調査は、あまりおこなわれていません。

一方で、グループホームの大規模化の問題、夜間支援の問題、質の向上の問題等、グループホームをめぐる課題は、次々と出てきており、グループホームの実態を明らかにすることが急ぎ求められています。全国各地にグループホームが拡充されていくためには、調査によって実態を明らかにし、それに基づいて施策を検討していくことが重要なことと考えています。

グループホーム学会では、平成21年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業助成金を受けて、多くの方々に調査内容の検討に加わっていただき、障害者グループホームを運営する全国3,165法人を対象に「グループホーム基礎調査」を実施いたしました。

私たちは、グループホームは、「地域の中」にある「普通の暮らしの場」であること、入居者自身の「自分にあった自分の暮らし」を実現できる場であることを基本的な考え方としてきましたが、支援費制度→自立支援法→総合福祉法へと制度が変化していく中で、的確な実態把握をしておくことと、制度が変わって変化しているところを、定期的に確認していくことが必要となります。

このたびの調査は、グループホーム全体の実態を定期的に把握することを目的とした第一回目の調査と位置付けております。今後、定期的に調査をおこない、変化を見ていきたいと考えています。

今回の報告書は、調査結果を第一次集約したものとなりますが、次年度以降も続けて詳細な分析をおこなう必要があると考えており、グループホームの今後を検討するに当たって、この調査を活かしたいと思います。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
代表 室津滋樹

グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査 2009 報告書

(H21 年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト事業)

目次

… () カッコ内の数はページ番号

はじめに	(1)	
目次	(2)	・ (3)
序. 調査研究の目的と概要	(4)	～ (8)
A. 法人票結果	(9)	～ (38)
【1】回答者と回答法人の概要	(9)	～ (20)
【2】GH・CHまたはその共同住居について	(21)	～ (38)
B. 【3】建物票結果	(39)	～ (57)
C. 【4】入居者票結果	(58)	～ (68)
報告を終えるにあたって	(69)	～ (70)
【資料】	(71)	～ (96)

項目別目次

序. 調査研究の目的と概要… (4)

1. 目的と課題… (4)

2. 概要… (6)

(1) 調査対象と方法 (2) 回収状況 (3) 調査項目と回答の時点 (4) 調査体制 (5) 集計と報告書の作成
(6) 用語と記述について

【調査結果】

A. 法人票結果… (9)

【1】回答者と回答法人の概要… (9)

1. 回答者… (9)

2. 法人格… (9)

3. 所在都道府県… (9)

4. GH・CHの開始・開設… (9)

①開始当時の制度利用の状況… (9) ②<1>ホーム開設年 <2>国制度の利用開始年… (10)

5. 障害者自立支援法のGH・CH以外の事業… (12)

①障害者自立支援法に基づく事業の実施状況… (12) ②知的障害者に関する旧法施設… (13) ③精神障害者に関する旧法施設 ④身体障害者に関する旧法施設… (13) ⑤児童に関する社会福祉等事業… (13) ⑥高齢者に関する社会福祉等事業… (13) ⑦生活保護法に基づく施設… (13) ⑧医療系の事業… (13) ○集計表… (14) ~ (20)

【2】GH・CHまたはその共同住居について… (21)

1. 事業指定の種別と事業認可を受けた事業の指定数, 共同住居の数… (21)

①事業指定の数… (21) ②入居者：世話人の比率ごとの事業所指定の数… (22) ○集計表… (23) ③共同住居の数… (24) ④入居定員の数… (24) ○集計表… (25)

2. 定員別にみた共同住居の数… (26) ○集計表… (27)

3. 入居者について… (28) ○集計表… (29) ~ (30)

4. 医療的ケアを必要とする入居者… (31)

5. 身体障害者の利用状況… (31) ○集計表… (32)

6. 体験利用での利用状況… (33)

①利用状況… (33) ②部屋の確保… (33)

7. 食事提供… (33)

8. 支援者について—職名と契約… (34)・(35) ○集計表… (36) ~ (38)

B. 【3】建物票結果… (39)

1. 共同住居の形態… (39)

- 2.建物内… (39)
- ①共同住居の数… (39) ②ユニットの数… (40)
- 3.共同住居の定員… (40)
- 4.利用者数… (41) ○集計表… (41) (42)
- 5.入居者の障害程度区分(支給決定に基づく)… (43) ○集計表… (43) ~ (45)
- 6.入居者の平均年齢… (46)
- 7.主たる入居者の障害種別… (46)
- 8.建物の築年数… (47)
- 9.開設年月… (47)
- 10.夜間支援… (48)
- 11.住宅構造形式… (49)
- 12.階数… (50)
- 13.用途区分(H21.3改正消防法施行令別表第一による)… (51)
- 14.建物の種類… (52)
- 15.GH・CH以外の用途… (53)
- 16.所有関係… (53)
- 17.立地… (54)
- 18.周辺の環境・景観… (55)
- 19.消防用設備… (55)
- 20.万一の夜間火災時に、入居者全員を安全に避難させやすい建物か… (56)
- 21.消防法改正で消防署から新たに指摘されたり改善の要求はあったか… (56)
- 22.消防計画の策定状況… (57)

C.【4】入居者票結果… (58)

都道府県・回答者… (58)

- 1.年齢… (59)
- 2.性別… (59)
- 3.ホーム居住年数… (59)
- 4.障害程度区分… (59)
- 5.障害の種別… (59)
- 6.移動の状況… (60)
- 7.コミュニケーションの状況… (60)
- 8.成年後見の種類と有無… (60)
- 9.サービスの月額負担上限… (60)
- 10.利用している減免制度… (60)
- 11.2009.9の障害者自立支援法サービス自己負担額… (60)
- 12.2009.9の自立支援医療費… (61)
- 13.障害基礎年金… (61)
- 14.月収… (61)
- 15.生活費となる収入源… (61)
- 16.生活保護法の他人介護料の受給の有無… (61)
- 17.月ごとの収支状況… (62)
- 18.家賃… (62)
- 19.徴収している食費… (62)
- 20.徴収している水光熱費… (62)
- 21.徴収しているその他費… (62)
- 22.手元残り月額… (62)
- 23.ホーム入居以前の住居… (62)
- 24.就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動先… (62) ○集計表… (63)
- 25.26.27.28.29.30.31.2009.9のホームヘルプの利用… (64) ~ (68)
- ①利用の有無 ②身体介護の利用時間 ③重度訪問介護の利用時間 ④行動援護の利用時間 ⑤移動支援の利用時間 ⑥通院介助の利用時間 ⑦コミュニケーション支援の利用時間
- 32.訪問看護の利用の有無… (65) ○集計表… (65) ~ (68)
- 報告を終えるにあたって… (69)・(70)
- 資料 ①調査票… (71) ~ (76)
- ②障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況(都道府県別)… (77)
- 障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成22年3月4日開催)資料(16ページ、参考2)国保連データ(最新値は、本調査時点と同じ、2009年10月サービス提供分)
- ③障害児者・数(厚生労働省による)… (78)
- ④GH・CH入居者の低所得者推計… (79)・(80)
- ⑤クロス集計表(抄)… (81) ~ (96)

グループホーム（ケアホーム）全国基礎調査 2009

(H21 年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト事業)

序.調査研究の目的と概要

1.目的と課題

本調査の目的は、障害者自立支援法に基づくグループホーム・ケアホーム（以下「GH・CH」と略す）の全国の「基礎」的なデータを集め、明らかにすることである。調査を計画・実施する上で、大きくは、以下の2点が課題となった。

ア) 調査対象は法人か事業所か

イ) 「基礎」となるデータとは何か

厚生労働省の社会福祉施設等調査による GH・CH の把握は、事業所を対象としており、データの基礎となる計数は事業所数となっている。

本調査では調査対象を、法人とした。その理由は、

- i) GH・CH は、さしあたって、制度上は事業所毎に関係する社会福祉分野での法令の規制を受け、事業運営としては、運営法人の管理下にある。よって、制度運営上の直接の把握の対象としては、事業の単位として事業所を選ぶことが便宜であろう。先の厚生労働省社会福祉施設等調査がそれにあたる。しかし、これでは、一つの法人が複数の事業を運営している場合は、事業所毎にカウントされるため、GH・CH を運営している法人を把握することはできない。例えば、GH・CH を運営している法人は、いくつの GH・CH の事業所を運営しているのか、GH・CH 以外にどんな事業を運営しているか、合計何人の入居者がいるか、合計いくつの共同住居を持っているか、などの問いに答えるためには、調査対象は法人としなければならない。なお、消防法令等では、建物一つ毎にも規制があるのであって、この場合は、法人でもない、事業所でもない、建物毎に把握することが必要となる。
- ii) GH・CH の意思決定の主体は「法人」である。事業所毎の人員配置の基準なども、GH・CH の職種の兼務先が、GH・CH ではない場合はよくある。それ自体、複数の種類の事業の実施が前提となっているわけである。GH・CH の人員配置とはいえ、大きくは法人内の職員計画にもとづいていると言える。また、新たな共同住居や事業所の設置、入居者との入居契約等も、実際的意思決定や契約の当事者は「法人」であり、法人の意思決定機関がおこなうことになる。
- iii) 社会福祉サービスは公金の支出で成り立っていて、価格決定は需給の一致点ではなく公定価格・政府買上価格である。「希少財」である社会福祉サービスは、さらに厳しい財政的な制約のもとで、市場原理等の経済的な要因とともに、サービス提供主体の思想やそれに基づく意思決定が、より重要な役割を果たしていると言える。

等¹である。

さて、国のグループホーム制度は、国庫補助事業として 1989 年の「精神薄弱者地域生活援助事業」（当時の名称）、2003 年 4 月からの支援費制度、2006 年 4 月からは障害者自立支援法が施行され国庫負担事業となり、同年 10 月からは新事業体系への移行が始まった。障害者自立支援法新事業体系への移行によって、共同生活援助・共同生活介護と事業名がかわり、「地域生活援助」であったわが国のグ

¹ しかし、法人とはいえ、さらに何かの意思決定の下にあるということもある。二木 立『保健・医療・福祉複合体—全国調査と将来予測』（医学書院、1998 年）では、「関連・系列法人」として「理事長が母体法人理事長と同一人物かその親族である法人、それ以外でも母体法人と人事・資金等の関係が強い法人をさす」とし、「母体法人と関連・系列法人をあわせたもの」を「グループ」と定義し、主に高齢者を対象とした施設について「保健・医療・福祉複合体」（「もっとも広くは「母体法人」（個人病院・診療所も含む。以下同じ）が単独、または関連・系列法人とともに、医療施設（病院・診療所）と何らかの保健・福祉施設の両方を開設しているものと定義する」）の調査、分析をしている。（引用は、同書 4～5 ページ）

ループホーム制度に初めて「共同」の文字が冠された。GH・CHのデータを収集するうえでも大きな変化があった。障害者自立支援法前後の大きな違いは、一つの事業所が一つの住居によって原則的に運営されていた制度から、一つの事業所が1以上の住居（制度上は共同住居と呼ぶ）によって構成されるようになったことである。GH・CHの住居数、事業指定数、定員等の把握の仕方についてまとめたものが、図表序-1である。

この図表の把握の仕方に基づき、法人を調査対象として、調査票は、A.法人票、B.建物票、C.入居者票の三つより構成した。A.法人票の計数は、基本的に法人数となっている。B.建物票の計数は、建物数を基本としており、共同住居数ではない。例えば、一つの建築物であるマンションに同一の法人の複数の共同住居がある場合、建物票では、建物一つをまるまる把握することを目的とした。ただし、複数の法人が同一の建物に共同住居を持っている場合は、法人毎の調査なので、結果的に別々の調査票（建物票）で回答されており、この点での建物把握の重複と漏れはありうることになる。C.入居者票は入居者一人ずつについての回答を求めた。

先の課題の2点目、何が「基礎」であるか、という点については、

- i) GH・CHの制度の変化にあわせた調査項目の選定
- ii) 制度の変化があっても時系列の比較に耐えうる調査項目の選定
- iii) 社会福祉分野だけではなく、他の分野（消防・防災面等）でも有意義な調査項目であること
- iv) 可能な限り、種々の他の調査と比較可能な調査項目の選定

等を、念頭に置いたが、結果的に網羅的なものになったことは否めない。調査回答の容易さという点からすれば、論外の大部な「総合的」調査となった。調査結果ともあわせて、調査項目を精査しなおし、今後の継続的な調査へ向けての課題としたい。

2.概要

(1) 調査対象と方法

WAMデータをもとに、GH・CHの運営法人を対象とした。その際、事業所データベースを、法人毎にまとめ、法人データベースを作成した。法人データベースの住所は、法人所在地を優先し、なお法人所在地が不明の場合は当該法人の運営するGH・CH事業所、もしくは共同住居のうちの1箇所を送付した。把握できた法人数は、3,165法人で、その全てに調査票を送付した。悉皆調査、郵送法である。調査票は、2009年11月始めに送付を開始し、11月20日を一次締切とした。調査の回収状況か

図表 序-1 定員・GH数等の把握の仕方

	入居者	住居	事業単位	法人	市町村	都道府県	国
障害者自立支援法以前 知的障害者地域生活援助・支援費制度							
基本的属性							
区分1・2(定員毎単価)	定員 実人員	定員 実人員	合計事業数 合計実人員	支給決定者数 支給者数 箇所数	事業認可数 定員		補助
越境入居	越境入居者数	越境入居者数	越境入居者数	越境入居者数	越境者数		
精神障害者地域生活援助							
基本的属性							
定員毎単価	定員 実人員	定員 実人員	合計事業数 合計実人員	支給決定者数 支給者数 箇所数	事業認可数 定員		補助
越境入居	越境入居者数	越境入居者数	越境入居者数	越境入居者数	越境者数		
障害者自立支援法下							
基本的属性	建物内の共同住居数	世帯 配置基準×障害程 度区分毎単価 (入居者:世話人)	合計事業数	事業者数	事業認可数		負担
共同生活援助 (GH)		4:1					
共同生活介護 (CH)		5:1					
区分6・5・4・3・2		6:1					
		9:1					
	定員 実人員 ユニット数	住居毎定員計 住居毎実人員計 住居数 住居毎ユニット数計	事業毎定員合計 事業毎実人員合計 事業毎住居合計 事業毎ユニット数合計	支給者数 住居数 ユニット数	定員 定員 住居数 ユニット数		
越境入居	越境入居者数	越境入居者数	越境入居者数	越境者数			
体験入居		体験入居 その他加算					

ら判断して、督促状を送付し、最終締切を12月25日とした。なお、調査実施直近での、WAMデータによる、GH・CHの事業所数と共同住居数を、また、公表されている2007年12月時点での入居者数を、図表序-2に示す²。また、法人格別事業所数の構成比を図表序-3に示す。

図表序-2 事業所と入居者の数(障害者自立支援法制度)

	2009.12.10データ *1				2007.12データ *2		H18社会福祉施設等調査*3		H19社会福祉施設等調査*4		H20社会福祉施設等調査*5	
	事業所数		共同住居数		事業所	入居者	2006.9末		2007.10.1	2007.9末	2008.10.1	2008.9末
	事業所数	サービス提供中	共同住居数	サービス提供中			共同生活援助事業計	利用者計				
グループホーム (共同生活援助)	3,704	3,686	9,642	9,610	3,065	17,966	—	—	2,974	16,600	2,933	12,897
ケアホーム (共同生活介護)	3,006	3,000	8,616	8,616	2,899	22,960	—	—	2,259	19,140	2,308	17,535
計	—	—	—	—	—	40,926	5,715	24,812	—	35,740	—	30,432

出典:資料をもとに、久保が作成。

資料:*1 独立行政法人福祉医療機構HP、「障害福祉サービス事業者情報」(全国の集計結果(2009年12月10日現在))より(2009.12.10アクセス)。

*2 社会保障審議会障害者部会(第31回)資料3(H20.4.23)より、サービス種類ごとの全国事業所状況(平成19年12月分)。各都道府県国保連合会のデータを単純集計したものであり、複数の都道府県にわたってサービスを提供している場合の事業所数は重複して計上されている。(厚生労働省HPより入手可能)

*3 H18社会福祉施設等調査は、障害福祉サービス事業所票の共同生活援助事業の調査対象施設・事業所数6,811に対して、集計施設・事業所数は5,745となっており、84.3%となる。

*4 H19社会福祉施設等調査は、障害福祉サービス等事業所の調査対象施設・事業所数25,469に対して、集計施設・事業所数は20,892となっており、82.0%となる。(共同生活援助事業・共同生活介護事業それぞれの対象事業所数・集計事業所数はインターネット公開されておらず、今回は確認できなかった。)

*5 H20社会福祉施設等調査は、障害福祉サービス等事業所の調査対象施設・事業所数28,242に対して、集計施設・事業所数は22,266となっており、78.8%となる。(共同生活援助事業・共同生活介護事業それぞれの対象事業所数・集計事業所数はインターネット公開されておらず、今回は確認できなかった。)

図表 序-3 法人格別事業所数の構成比(障害者自立支援法制度)

事業所	事業所数	調査年	事業所数	構成比(%)										
				総数	国	地方公共団体	社会福祉協議会	1) 社会福祉社法人	医療法人	社団・財団法人	協同組合	営利法人	特定非営利活動法人	その他
共同生活援助事業 (再掲)	2006.10.1 *1	5,745	100	—	1.2	—	1	79.7	7.7	1.4	0	0.3	8.5	0.2
知的障害者共同生活援助事業	2006.10.1 *1	4,792	100	—	1.3	—	1.1	90	0.2	0.6	—	0.4	6.3	0.1
精神障害者共同生活援助事業	2006.10.1 *1	1,132	100	—	0.7	—	0.6	35.6	39.1	4.6	0.1	0.3	18.6	0.4
共同生活介護事業	2007.10.1 *2	2,259	100	0	0.7	—	0.9	77.1	3.9	0.3	—	1.1	15.8	0.2
	2008.10.1 *3	2,308	100	0	0.8	—	0.7	77.3	4.5	0.3	—	1.3	14.8	0.3
共同生活援助事業	2007.10.1 *2	2,974	100	—	0.9	—	0.8	64.6	13.7	1.8	0	1.2	16.7	0.2
	2008.10.1 *3	2,933	100	—	0.9	—	0.8	65.7	13.8	1.6	0	1.4	15.5	0.2

原注 1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

注 *1…H18社会福祉施設等調査より(2006)。同調査は、障害福祉サービス事業所票の共同生活援助事業の調査対象施設・事業所数6,811に対して、集計施設・事業所数は5,745となっており、84.3%となる。

*2…H19社会福祉施設等調査より(2007)。同調査は、障害福祉サービス等事業所の調査対象施設・事業所数25,469に対して、集計施設・事業所数は20,892となっており、82.0%となる。(共同生活援助事業・共同生活介護事業それぞれの対象事業所数・集計事業所数はインターネット公開されておらず、今回は確認できなかった。)

*3…H20社会福祉施設等調査より(2008)。同調査は、障害福祉サービス等事業所の調査対象施設・事業所数28,242に対して、集計施設・事業所数は22,266となっており、78.8%となる。(共同生活援助事業・共同生活介護事業それぞれの対象事業所数・集計事業所数はインターネット公開されておらず、今回は確認できなかった。)

(2) 回収状況(図表序-4)

有効回答で1,117法人、回収率は35.3%となった。集計・分析の対象は、1,117法人、3076の建物、11,884人の入居者である。

図表序-5に、都道府県別の回収数と回収率を示す。

図表序-6に、法人格別の回収数と回収率を参考のために示す。元のWAMデータに記載された法人名から割り出したため、「〇〇会」等の名称のみで、法人格についての記載がないなど、特定できない場合は、その他に分類した。そのため、正確な法人格の構成を反映しているとは言えないので、参考までに掲載する。

図表 序-4 調査対象と回収、集計・分析数

対象法人数	3,165	法人
調査票送付法人数	3,165	法人
調査票不着	30	法人
廃止・休止による返送・調査協力不能	8*1	法人
回答数	1,140	法人
うち、最終締切後(集計・分析対象外)	23	法人
うち、有効回答数(集計・分析対象)	1,117	法人
調査票配布数に対する有効回答回収率*2	35.3	%
<集計・分析対象>		
法人票回収数	1,117	法人
建物票回答建物数*3	3,076	建物
入居者票回答入居者数*4	11,884	人

*1…調査実施中の対応の不備により、1程度の変動がある。

*2…調査票は、匿名性を特に確保した。本報告書では、回収率は、調査票送付法人数を母数としている。

*3*4…建物全て、入居者全員を回収目標としたが、設問が大部であるため、全数の回答が得られていない可能性はあるが、恣意性は無いものとして、全てを分析対象とした。

² 本報告書巻末資料として、障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成22年3月4日開催)資料(16ページ、参考2)で公表された、国保連データ(最新値は、本調査時点と同じ、2009年10月サービス提供分)を掲載した。報告書本文には間に合わなかったため、適宜読み替えて頂きたい。なお、国保連データであるので市町村直接請求分は、含まれていないものとみられる。また、後に見る自立支援法以外の契約で入居している入居者も含まれていないだろう。

図表 序-6 法人格別回収率（参考）

法人格	配布数*1	有効回答数	回収率
地方公共団体*2	28	10	35.7
社会福祉協議会	24	10	41.7
社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	1,868	695	37.2
医療法人	405	85	21.0
社団・財団法人	41	9	22.0
協同組合	1	1	100.0
営利法人	80	17	21.3
特定非営利活動法人（NPO）	679	267	39.3
国・その他*3	39	13	33.3
無回答	—	10	—
計	3,165	1,117	35.3

注）*1…法人格別配布数は、元のWAMデータに記載された法人名から割り出したため、「〇〇会」だけの法人名が記載されている場合など、法人格が不明なものも多く、特定できない場合は「その他」の分類した。そのため、配布数の法人格については、不正確な点がある。

*2…広域連合・事務組合を含む。

*3…*1を参照のこと。

(3) 調査項目と回答の時点

回答は、特に指定しない場合は、2009年10月1日時点とした。

調査票の構成は、先に述べた通り、把握すべき事実の在処に合わせて、A.法人票、B.建物票、C.入居者票の三つで構成した。調査項目を以下に書き出す。なお、本報告書末に載せた調査票も参照されたい。

<調査項目>

A.法人票【1】 回答者と回答法人の概要 1.回答者／2.法人格／3.所在都道府県／4.GH・CHの開始・開設①開始当時の制度利用の状況②<1>ホーム開設年<2>国制度の利用開始年／5.障害者自立支援法のGH・CH以外の事業
 ①障害者自立支援法に基づく事業の実施状況②知的障害者に関する旧法施設③精神障害者に関する旧法施設④身体障害者に関する旧法施設⑤児童に関する社会福祉等事業⑥高齢者に関する社会福祉等事業⑦生活保護法に基づく施設⑧医療系の事業⑨その他事業／**【2】** GH・CHまたはその共同住居について 1.事業指定の種別と事業認可を受けた事業の指定数、共同住居の数
 ①事業指定の数②入居者：世話人の比率ごとの事業所指定の数③共同住居の数④入居定員の数／2.定員別にみた共同住居の数／3.入居者について／4.医療的ケアを必要とする入居者／5.身体障害者の利用状況／6.体験利用での利用状況①利用状況②部屋の確保／7.食事提供／8.支援者について①職名②雇用契約と業務委託

B.建物票 1.共同住居の形態／2.建物内①共同住居の数②ユニットの数／3.共同住居の定員／4.利用者数／5.入居者の障害程度区分（支給決定に基づく）／6.入居者の平均年齢／7.主たる入居者の障害種別／8.建物の築年数／9.開設年月／10.夜間支援／11.住宅構造形式／12.階数／13.用途区分（H21.3改正消防法施行令別表第一による）／14.建物の種類／15.GH・CH以外の用途／16.所有関係／17.立地／18.周辺の環境・景観／19.消防用設備／20.万一の夜間火災時に、入居者全員を安全に避難させやすい建物か／21.消防法改正で消防署から新たに指摘されたり改善の要求はあったか／22.消防計画の策定状況

C.入居者票（都道府県・市町村・回答者） 1.年齢／2.性別／3.ホーム居住年数／4.障害程度区分／5.障害の種別／6.移動の状況／7.コミュニケーションの状況／8.成年後見の類型と有無／9.サービスの月額負担上限／10.利用している減免制度／11.2009.9の障害者自立支援法サービス自己負担額／12.2009.9の自立支援医療費／13.障害基礎年金／14.月収／15.生活費となる収入源／16.生活保護法の他人介護料の受給の有無／17.月ごとの収支状況／18.家賃／19.徴収している食費／20.徴収している水光熱費／21.徴収しているその他費／22.手元残り月額／23.ホーム入居以前の住居／24.就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動先／25.26.27.28.29.30.31.2009.9のホームヘルプの利用①利用の有無②身体介護

図表 序-5 都道府県別回収率

都道府県	配布数	回収数	回収率
1北海道	198	77	38.9
2青森県	61	25	41.0
3岩手県	51	24	47.1
4宮城県	65	17	26.2
5秋田県	23	9	39.1
6山形県	32	19	59.4
7福島県	57	31	54.4
8茨城県	67	20	29.9
9栃木県	54	15	27.8
10群馬県	51	32	62.7
11埼玉県	95	30	31.6
12千葉県	128	60	46.9
13東京都	175	60	34.3
14神奈川県	209	73	34.9
15新潟県	56	27	48.2
16富山県	36	15	41.7
17石川県	44	12	27.3
18福井県	27	9	33.3
19山梨県	40	16	40.0
20長野県	100	41	41.0
21岐阜県	36	14	38.9
22静岡県	66	31	47.0
23愛知県	126	45	35.7
24三重県	54	20	37.0
25滋賀県	59	17	28.8
26京都府	66	17	25.8
27大阪府	228	53	23.2
28兵庫県	91	36	39.6
29奈良県	41	15	36.6
30和歌山県	25	7	28.0
31鳥取県	21	7	33.3
32島根県	40	14	35.0
33岡山県	38	11	28.9
34広島県	54	17	31.5
35山口県	48	9	18.8
36徳島県	20	8	40.0
37香川県	21	5	23.8
38愛媛県	43	12	27.9
39高知県	30	11	36.7
40福岡県	137	50	36.5
41佐賀県	35	12	34.3
42長崎県	61	15	24.6
43熊本県	68	25	36.8
44大分県	52	17	32.7
45宮崎県	31	10	32.3
46鹿児島県	61	14	23.0
47沖縄県	44	13	29.5
計	3,165	1,117	35.3

の利用時間③重度訪問介護の利用時間④行動援護の利用時間⑤移動支援の利用時間⑥通院介助の利用時間⑦コミュニケーション支援の利用時間

(4) 調査体制と中間まとめ・報告

「グループホームに関する全国基礎調査」実行委員会を設置した。当学会の運営委員等以外の、外部委員も含め、委員・オブザーバーは図表序-7の通りである（敬称略）。

中間集計をもとに、2010年1月9日に、中間報告とシンポジウムをおこなった（東京都障害者福祉会館）。当日、中間集計結果（暫定）を配布したが、その時の資料の数字と若干異なっている箇所がある。本報告をもってかえていただきたい。

(5) 集計と報告書の作成

データ入力と集計は、(株)地域環境計画に依頼したが、報告書内の図表には、報告上の都合で、執筆者が独自に集計したものもある。報告書の内容は、実行委員会によって議論を重ね、執筆は久保が担当した。報告は、単純集計表と、若干のクロス集計表に基づいておこない、文章よりもより多くの統計表を掲載することを重視した。貴重なデータであり、より詳しい調査分析は、今後まとめていきたい。

(6) 用語と記述について

- ・本報告書では、以下のように用語を略記している箇所がある。
 - ①障害者自立支援法…「自立支援法」
 - ②共同生活援助，グループホーム，地域生活援助事業…「GH」
 - ③共同生活介護，ケアホーム…「CH」
 - ④GH・CH，それに先行して運営を開始したもの等の総称…「ホーム」
- ・%は、コンピュータ処理のままとなっており、合計が100%とならない可能性がある。

図表 序-7 「グループホームに関する全国基礎調査」実行委員会名簿（敬称略）

氏名	所属
室津 滋樹	本牧生活の家・GH学会代表
山田 優	西駒郷地域生活支援センター・GH学会副会長
光増 昌久	松泉学園・GH学会副会長
宮代 隆治	さざんか会・GH学会副会長
堀江 まゆみ	白梅学園短期大学・GH学会事務局
久保 洋	あおば生活ホーム・GH学会運営委員
荒井 隆一	グループホーム支援センター・GH学会運営委員
小林 繁市	太陽の園
大久保 常明	全日本手をつなぐ育成会
森 純一	東京都社会福祉協議会総務部企画担当
田辺 安之	ねくすと西大泉・GH学会運営委員
田中 孝司	(株)地域環境計画
酒井 比呂志	全国グループホームスタッフ・ネットワーク代表・GH学会運営委員
本田 隆光	障害者生活支援センターふくいん・GH学会運営委員
山本 剛志	社会福祉法人さくらの家
居住・防災研究者委員	
大西 一嘉	神戸大学
鈴木 義弘	大分大学
オブザーバー	
松山 政司	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
丹羽 隆人	同上

大変長大な調査票にも関わらず、貴重なお時間をさいて、回答にご協力下さった全ての法人・個人の皆様に、心よりお礼を申し上げます。

調査結果

A.法人票結果

【1】回答者と回答法人の概要

1.回答者… (表) 【1】 -1.職名

回答者は「管理職」が27.3% (含無回答。以下同じ)、「サービス管理責任者 (専任)」が27.8%、「サービス管理責任者 (世話人兼務)」が14.4%等であった。

2.法人格… (表) 【1】 -2.法人格

回答法人の法人格は、「社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)」が62.2%、「特定非営利活動法人 (NPO)」が23.9%等であった。

3.所在都道府県… (表) 【1】 -3.所在地のとおり。

4.GH・CHの開始・開設

ここでは、GH・CHの開始・開設をみる。国や自治体の制度に関わらず、名称にもこだわらず、グループホーム (生活ホーム、〇〇ホーム等) の形態で支援を開始した時期を示す。また、現在は複数のGH・CHを運営していても、法人として最もはじめに開始した時点の回答を求めた。障害種別は、開始時点の、利用対象者である。先に述べた通り、計数は法人数であり、言い換えれば、現在もその運営を継続している法人が、GH・CHの「市場」に新規参入した時期を示している。

①開始当時の制度利用の状況… (表 【1】 -4) ①

GH・CH開始時に、「国制度を利用」したのは64.5%の法人、「自治体制度を利用して開始した」のは17.2%の法人、「国・自治体制度を利用せずに開始した」のは12.1%の法人となっている。GH・CHを運営している法人の約3割は、国制度を利用しないで、事業を開始しているのである。

「国・自治体制度を利用せずに開始した」のは135法人であるが、国制度ができる前に開始した73法人を除けば、62法人が、国制度がありながらも国制度も (自治体制度も) 利用せずホームを開始したことになる。

【1】 -1. 職名

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=1,072
管理職	305	27.3	28.5
サービス管理責任者 (専任)	311	27.8	29.0
サービス管理責任者 (世話人兼務)	161	14.4	15.0
世話人 (専任)	43	3.8	4.0
生活支援員	57	5.1	5.3
その他	195	17.5	18.2
無回答	45	4.0	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1】 -2. 法人格

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=1,072
国	8	0.7	0.7
地方公共団体	10	0.9	0.9
社会福祉協議会	10	0.9	0.9
社会福祉法人 (社会福祉協議会を除く)	695	62.2	62.8
医療法人	85	7.6	7.7
社団・財団法人	9	0.8	0.8
協同組合	1	0.1	0.1
営利法人	17	1.5	1.5
特定非営利活動法人 (NPO)	267	23.9	24.1
その他	5	0.4	0.5
無回答	10	0.9	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1】 -3. 所在地

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=1,117
北海道	77	6.9	6.9
青森県	25	2.2	2.2
岩手県	24	2.1	2.1
宮城県	17	1.5	1.5
秋田県	9	0.8	0.8
山形県	19	1.7	1.7
福島県	31	2.8	2.8
茨城県	20	1.8	1.8
栃木県	15	1.3	1.3
群馬県	32	2.9	2.9
埼玉県	30	2.7	2.7
千葉県	60	5.4	5.4
東京都	60	5.4	5.4
神奈川県	73	6.5	6.5
新潟県	27	2.4	2.4
富山県	15	1.3	1.3
石川県	12	1.1	1.1
福井県	9	0.8	0.8
山梨県	16	1.4	1.4
長野県	41	3.7	3.7
岐阜県	14	1.3	1.3
静岡県	31	2.8	2.8
愛知県	45	4.0	4.0
三重県	20	1.8	1.8
滋賀県	17	1.5	1.5
京都府	17	1.5	1.5
大阪府	53	4.7	4.7
兵庫県	36	3.2	3.2
奈良県	15	1.3	1.3
和歌山県	7	0.6	0.6
鳥取県	7	0.6	0.6
島根県	14	1.3	1.3
岡山県	11	1.0	1.0
広島県	17	1.5	1.5
山口県	9	0.8	0.8
徳島県	8	0.7	0.7
香川県	5	0.4	0.4
愛媛県	12	1.1	1.1
高知県	11	1.0	1.0
福岡県	50	4.5	4.5
佐賀県	12	1.1	1.1
長崎県	15	1.3	1.3
熊本県	25	2.2	2.2
大分県	17	1.5	1.5
宮崎県	10	0.9	0.9
鹿児島県	14	1.3	1.3
沖縄県	13	1.2	1.2
無回答	0	0.0	—
全 体	1,117	100.0	100.0

②<1>ホーム開設年<2>国制度の利用開始年

表【1】-4-②（再集計）によって、1月平均のホーム開設法人と国制度利用開始をみてみよう。

まず、指摘できるのは、「ホーム開設」と「国制度利用開始」の間の新規参入法人数のズレである。

「知的障害」を対象としたホームへの法人の新規参入の時期として、特筆されるのは、やはり障害者自立支援法の新事業体系への移行前の2006年4月1日から同年9月30日までの時期である（月平均ホーム開設10.5法人、国制度利用開始9.8法人）。それまでの国庫補助事業時代（支援費制度も含む）は、予算の面から事実上箇所数等が管理（総量規制）されていた時期であった。それに比べ、障害者自立支援法は国庫負担事業となり、従来のような総量規制がなくなった。またこの時期は、障害者自立支援法のうち利用者原則1割負担と利用実績払い（日割り）が先行して導入され、半年後に新たな報酬体系・新事業体系への移行をひかえた時期であった。すでにGHを運営していた大部分の法人が日割化の影響等で減収を余儀なくされているなかで¹、総量規制がなくなったことが、新規参入に対して画期的な意義をもったのだと言えよう。また、調査時点の2009年10月の新規参入法人は、月当たり平均ではなく当月の値であるが、高くなっている。

他方、「精神障害」を対象としたホームへの法人の新規参入の時期は、障害者自立支援法の新事業体系移行が始まって以降の時期が、突出していることがわかる（月平均ホーム開設6.8法人、国制度利用開始11.3法人）。

表【1】-4-②（再集計） 時期区分毎にみたホーム開設法人と国制度利用開始

		国庫補助事業（地域生活援助）												支援費		障害者自立支援法		無回答	全体
		制度化前	1989年 4月1日 ～ 1989年 3月31日	1992年 4月1日 ～ 1992年 3月31日	1996年 4月1日 ～ 1996年 3月31日	1999年 4月1日 ～ 1999年 3月31日	2000年 4月1日 ～ 2000年 3月31日	2002年 4月1日 ～ 2002年 3月31日	2003年 4月1日 ～ 2003年 3月31日	2006年 4月1日 ～ 2006年 3月31日	2006年 4月1日 ～ 2006年 9月30日	2009年 10月1日 ～ 2009年 9月30日							
知的障害	件数	ホーム開設	45	71	51	80	29	87	55	161	63	101	18	57	818				
	1月平均	—	2.0	1.1	2.2	2.4	3.6	4.6	4.5	10.5	2.8	18.0	—	2.9					
	国制度利用開始	—	66	34	63	26	63	49	170	59	130	19	139	818					
	1月平均	—	1.8	0.7	1.8	2.2	2.6	4.1	4.7	9.8	3.6	19.0	—	2.8					
割合	ホーム開設	N=818	5.5	8.7	6.2	9.8	3.5	10.6	6.7	19.7	7.7	12.3	2.2	7.0	100.0				
	国制度利用開始	N=818	—	8.1	4.2	7.7	3.2	7.7	6.0	20.8	7.2	15.9	2.3	17.0	100.0				
割合 (除無回答)	ホーム開設	N=761	5.9	9.3	6.7	10.5	3.8	11.4	7.2	21.2	8.3	13.3	2.4	—	100.0				
	国制度利用開始	N=679	—	9.7	5.0	9.3	3.8	9.3	7.2	25.0	8.7	19.1	2.8	—	100.0				

		国庫補助事業（地域生活援助）												支援費		障害者自立支援法		無回答	全体
		制度化前	1992年 4月1日 ～ 1992年 3月31日	1996年 4月1日 ～ 1996年 3月31日	1999年 4月1日 ～ 1999年 3月31日	2000年 4月1日 ～ 2000年 3月31日	2002年 4月1日 ～ 2002年 3月31日	2003年 4月1日 ～ 2003年 3月31日	2006年 4月1日 ～ 2006年 3月31日	2006年 4月1日 ～ 2006年 9月30日	2009年 10月1日 ～ 2009年 9月30日								
精神障害	件数	ホーム開設	23	21	52	18	23	21	58	32	41	14	22	325					
	1月平均	—	0.6	1.1	0.5	1.9	0.9	4.8	0.9	6.8	0.4	—	1.3						
	国制度利用開始	—	19	44	15	14	22	37	35	68	10	61	325						
	1月平均	—	0.5	0.9	0.4	1.2	0.9	3.1	1.0	11.3	0.3	—	1.3						
割合	ホーム開設	N=325	7.1	6.5	16.0	5.5	7.1	6.5	17.8	9.8	12.6	4.3	6.8	100.0					
	国制度利用開始	N=325	—	5.8	13.5	4.6	4.3	6.8	11.4	10.8	20.9	3.1	18.8	100.0					
割合 (除無回答)	ホーム開設	N=303	7.6	6.9	17.2	5.9	7.6	6.9	19.1	10.6	13.5	4.6	—	100.0					
	国制度利用開始	N=264	—	7.2	16.7	5.7	5.3	8.3	14.0	13.3	25.8	3.8	—	100.0					

		制度化前	制度化	無回答	全体	
		～ 2009年 9月30日	2009年 10月1日 ～			
身体	件数	ホーム開設	5	0	1	6
	国制度利用開始	—	2	4	6	
割合	ホーム開設	N=6	83.3	0.0	16.7	100.0
	国制度利用開始	N=6	—	33.3	66.7	100.0
割合 (除無回答)	ホーム開設	N=5	100.0	0.0	—	100.0
	国制度利用開始	N=2	—	100.0	—	100.0

¹ 当時のGH・CHへの影響については、当学会編『新たなグループホーム支援の展開をめざして グループホーム運営実態に関する緊急調査～新制度でグループホームはどう変わるかI～報告書』（2006年12月）を参照されたい。これによると2006年4月は前月比で73.5%の法人が減収となり、減収となった法人の74.9%が「日割」化を減収理由として挙げている。

【1】-4. グループホームの開始・開設当時のことについて

① 開始当時の制度利用状況

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=1,060
国の制度（地域生活援助事業・支援費制度・障害者自立支援法）を利用して開始した	720	64.5	67.9
自治体制度を利用して開始した	192	17.2	18.1
国・自治体の制度は利用せずに開始した	135	12.1	12.7
その他	13	1.2	1.2
無回答	57	5.1	—
全体	1,117	100.0	100.0

② 開始当時の利用対象者（複数回答）

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=1,078
知的障害者	818	73.2	75.9
精神障害者	325	29.1	30.1
身体障害者	6	0.5	0.6
無回答	39	3.5	—
全体	1,188	—	—

② ホーム開設年・国制度利用開始年

知的障害		～1989年3月31日	1989年4月1日～1992年3月31日	1992年4月1日～1996年3月31日	1996年4月1日～1999年3月31日	1999年4月1日～2000年3月31日	2000年4月1日～2002年3月31日	2002年4月1日～2003年3月31日	2003年4月1日～2006年3月31日	2006年4月1日～2006年9月30日	2006年10月1日～2009年9月30日	2009年10月1日～	無回答	全体
件数	ホーム開設	45	71	51	80	29	87	55	161	63	101	18	57	818
	国制度利用開始	—	66	34	63	26	63	49	170	59	130	19	139	818
割合	ホーム開設 N=818	5.5	8.7	6.2	9.8	3.5	10.6	6.7	19.7	7.7	12.3	2.2	7.0	100.0
	国制度利用開始 N=818	—	8.1	4.2	7.7	3.2	7.7	6.0	20.8	7.2	15.9	2.3	17.0	100.0
割合 (除無回答)	ホーム開設 N=761	5.9	9.3	6.7	10.5	3.8	11.4	7.2	21.2	8.3	13.3	2.4	—	100.0
	国制度利用開始 N=679	—	9.7	5.0	9.3	3.8	9.3	7.2	25.0	8.7	19.1	2.8	—	100.0

精神障害		～1992年3月31日	1992年4月1日～1996年3月31日	1996年4月1日～1999年3月31日	1999年4月1日～2000年3月31日	2000年4月1日～2002年3月31日	2002年4月1日～2003年3月31日	2003年4月1日～2006年3月31日	2006年4月1日～2006年9月30日	2006年10月1日～2009年9月30日	2009年10月1日～	無回答	全体
件数	ホーム開設	23	21	52	18	23	21	58	32	41	14	22	325
	国制度利用開始	—	19	44	15	14	22	37	35	68	10	61	325
割合	ホーム開設 N=325	7.1	6.5	16.0	5.5	7.1	6.5	17.8	9.8	12.6	4.3	6.8	100.0
	国制度利用開始 N=325	—	5.8	13.5	4.6	4.3	6.8	11.4	10.8	20.9	3.1	18.8	100.0
割合 (除無回答)	ホーム開設 N=303	7.6	6.9	17.2	5.9	7.6	6.9	19.1	10.6	13.5	4.6	—	100.0
	国制度利用開始 N=264	—	7.2	16.7	5.7	5.3	8.3	14.0	13.3	25.8	3.8	—	100.0

身体		～2009年9月30日	2009年10月1日～	無回答	全体
件数	ホーム開設	5	0	1	6
	国制度利用開始	—	2	4	6
割合	ホーム開設 N=6	83.3	0.0	16.7	100.0
	国制度利用開始 N=6	—	33.3	66.7	100.0
割合 (除無回答)	ホーム開設 N=5	100.0	0.0	—	100.0
	国制度利用開始 N=2	—	100.0	—	100.0

5.障害者自立支援法の GH・CH 以外の事業

障害者自立支援法の GH・CH 以外に法人が運営している事業・施設についてみる。設問が詳細であったことや、回答者が自分の属する法人についての周知状況等様々な要因があつてのことだろうが、無回答が一定数みられた。ここでは、明らかに該当する事業があるかないか、無回答を含めた法人数、比率でみていきたい。(表【1】-5(再集計)、(表【1】-5)①~⑧)

「① 障害者自立支援に基づく事業」を実施している法人は 71.7% (全法人のうち数) で、実施していない法人は 25.7% (全法人のうち数) となっていた。無回答の比率は、2.6% (全法人のうち数) と他の事業に比べては低い。

多いのは、「就労継続支援 (B 型) 事業」(全法人の 36.8%)、「生活介護事業」(同 34.7%)、「短期入所事業」(同 34.0%) 等となっている。

その事業規模 (定員) をみると、「就労継続支援 (B 型) 事業」の平均は 24.6 人、「11~20 人」が 38.9% (実施ありの法人のうち数) と最も多い。「生活介護事業」の平均は 49.2 人、「11~20 人」が 18.3% (実

表【1】-5(再集計) 障害者自立支援法の GH・CH 以外の事業

GH・CH以外の事業・施設	あり		なし		無回答		計	
	法人数	%	法人数	%	法人数	%	法人数	%
① 障害者自立支援法に基づく事業	801	71.7	287	25.7	29	2.6	1,117	100.0
居宅介護事業	209	18.7	712	63.7	196	17.5	1,117	100.0
重度訪問介護事業	130	11.6	772	69.1	215	19.2	1,117	100.0
行動援護事業	114	10.2	780	69.8	223	20.0	1,117	100.0
療養介護事業	2	0.2	872	78.1	243	21.8	1,117	100.0
生活介護事業	388	34.7	573	51.3	156	14.0	1,117	100.0
児童デイサービス事業	94	8.4	801	71.7	222	19.9	1,117	100.0
短期入所事業	380	34.0	577	51.7	160	14.3	1,117	100.0
重度障害者等包括支援事業	10	0.9	865	77.4	242	21.7	1,117	100.0
自立訓練(機能訓練)事業	5	0.4	868	77.7	244	21.8	1,117	100.0
自立訓練(生活訓練)事業	163	14.6	749	67.1	205	18.4	1,117	100.0
就労移行支援事業	262	23.5	664	59.4	191	17.1	1,117	100.0
就労継続支援(A型)事業	57	5.1	832	74.5	228	20.4	1,117	100.0
就労継続支援(B型)事業	411	36.8	554	49.6	152	13.6	1,117	100.0
福祉ホーム	28	2.5	857	76.7	232	20.8	1,117	100.0
② 知的障害者に関する旧法施設	407	36.4	592	53.0	118	10.6	1,117	100.0
入所施設	254	22.7	—	—	—	—	1,117	100.0
通所系	250	22.4	—	—	—	—	1,117	100.0
通勤寮	19	1.7	—	—	—	—	1,117	100.0
その他	3	0.3	—	—	—	—	1,117	100.0
③ 精神障害者に関する旧法施設	88	7.9	872	78.1	157	14.1	1,117	100.0
入所施設	36	3.2	—	—	—	—	1,117	100.0
通所系	55	4.9	—	—	—	—	1,117	100.0
その他	4	0.4	—	—	—	—	1,117	100.0
④ 身体障害者に関する旧法施設	48	4.3	885	79.2	184	16.5	1,117	100.0
入所施設	34	3.0	—	—	—	—	1,117	100.0
通所系	27	2.4	—	—	—	—	1,117	100.0
その他	3	0.3	—	—	—	—	1,117	100.0
⑤ 児童に関する社会福祉等事業	114	10.2	818	73.2	185	16.6	1,117	100.0
障害児入所系施設	52	4.7	—	—	—	—	1,117	100.0
障害児通所系施設	29	2.6	—	—	—	—	1,117	100.0
児童養護施設	13	1.2	—	—	—	—	1,117	100.0
児童自立支援施設	3	0.3	—	—	—	—	1,117	100.0
その他	24	2.1	—	—	—	—	1,117	100.0
⑥ 高齢者に関する社会福祉等事業	180	16.1	774	69.3	163	14.6	1,117	100.0
⑦ 生活保護法に基づく施設	28	2.5	1,021	91.4	68	6.1	1,117	100.0
救護施設	20	1.8	—	—	—	—	1,117	100.0
更生施設	4	0.4	—	—	—	—	1,117	100.0
医療保護施設	0	0.0	—	—	—	—	1,117	100.0
授産施設	7	0.6	—	—	—	—	1,117	100.0
宿所提供施設	0	0.0	—	—	—	—	1,117	100.0
⑧ 医療系の事業	126	11.3	918	82.2	73	6.5	1,117	100.0
病院	88	7.9	—	—	—	—	1,117	100.0
診療所	55	4.9	—	—	—	—	1,117	100.0
その他	4	0.4	—	—	—	—	1,117	100.0

施ありの法人のうち数) と最も多いが、「51～100 人」が 13.4% (実施ありの法人のうち数), 「101 人以上」も 9.8% (実施ありの法人のうち数) となっている。

「② 知的障害者に関する旧法施設」を実施している法人は 36.4% (全法人のうち数) で、「入所施設」が 22.7% (全法人のうち数), 「通所系」が 22.4% (全法人のうち数) である。

「③ 精神障害者に関する旧法施設」を実施している法人は 7.9% (全法人のうち数) で、「通所系」が 3.2% (全法人のうち数), 「入所施設」が 4.9% (全法人のうち数) である。

「④ 身体障害者に関する旧法施設」を実施している法人は 4.3% (全法人のうち数) で、「入所施設」が 3.0% (全法人のうち数), 「通所系」が 2.4% (全法人のうち数) である。

「⑤ 児童に関する社会福祉等事業」を実施している法人は 10.2% (全法人のうち数) で、「障害児入所系施設」が 4.7% (全法人のうち数), 「障害児通所系施設」が 2.6% (全法人のうち数) となっている。「養護施設」を運営している法人も 1.2% (全法人のうち数) ある。

「⑥ 高齢者に関する社会福祉等事業」を実施している法人は 16.1% (全法人のうち数) となっている。

事業種別では、「介護予防サービス」で、「通所系」「介護予防通所介護」が実施している法人のうち 41.1%, 「訪問系」「介護予防訪問介護」が同 32.2%, 「その他」「介護予防短期入所生活介護」が同 26.1% となっている。「介護予防認知症対応型共同生活介護」は 9.4% となっている。その事業規模 (定員) をみると、「通所系」「介護予防通所介護」が平均 32.0 人, 「訪問系」「介護予防訪問介護」が平均 14.2 人, 「その他」「介護予防短期入所生活介護」が平均 17.8 人となっている。「介護予防認知症対応型共同生活介護」は平均 15.6 人となっている。

「介護サービス」で、「通所系」「通所介護」が実施している法人のうち 48.3%, 「訪問系」「訪問介護」と「その他」「居宅介護支援事業所」が同 41.7%, 「その他」「短期入所生活介護」が同 33.3%, 「その他」「介護老人福祉施設」が同 29.4% となっている。「認知症対応型共同生活介護」は同 18.3% となっている。その事業規模 (定員) でみると、「通所系」「通所介護」が平均 31.9 人, 「訪問系」「訪問介護」が平均 25.9 人, 「その他」「居宅介護支援事業所」が平均 87.1 人, 「その他」「短期入所生活介護」が平均 19.4 人, 「その他」「介護老人福祉施設」が平均 170.3 人となっている。「認知症対応型共同生活介護」は平均 15.0 人となっている。

「⑦ 生活保護法に基づく施設」を実施している法人は 2.5% (全法人のうち数) となっている。事業種別では、「救護施設」が実施している法人のうち 71.4% となっている。事業規模 (定員) は、平均 134.0 人となっている。

「⑧ 医療系の事業」を実施している法人は 11.3% (全法人のうち数) となっている。事業種別では、「病院」が実施している法人のうち 69.8%, 「診療所」が同 43.7% となっている。

【1】-5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に実施されている事業について

① 障害者自立支援法に基づく事業

	件数	割合	割合
		N=1, 117	(除無回答) N=1, 088
ある	801	71.7	73.6
ない	287	25.7	26.4
無回答	29	2.6	—
全 体	1, 117	100.0	100.0

【1-5①で「ある」と回答した人のみ】

①-1. 実施の有無

		あり	なし	無回答	全体	
件数	居宅介護事業	209	425	167	801	
	重度訪問介護事業	130	485	186	801	
	行動援護事業	114	493	194	801	
	療養介護事業	2	585	214	801	
	生活介護事業	388	286	127	801	
	児童デイサービス事業	94	514	193	801	
	短期入所事業	380	290	131	801	
	重度障害者等包括支援事業	10	578	213	801	
	自立訓練（機能訓練）事業	5	581	215	801	
	自立訓練（生活訓練）事業	163	462	176	801	
	就労移行支援事業	262	377	162	801	
	就労継続支援（A型）事業	57	545	199	801	
	就労継続支援（B型）事業	411	267	123	801	
	福祉ホーム	28	570	203	801	
割合	居宅介護事業	N=801	26.1	53.1	20.8	100.0
	重度訪問介護事業	N=801	16.2	60.5	23.2	100.0
	行動援護事業	N=801	14.2	61.5	24.2	100.0
	療養介護事業	N=801	0.2	73.0	26.7	100.0
	生活介護事業	N=801	48.4	35.7	15.9	100.0
	児童デイサービス事業	N=801	11.7	64.2	24.1	100.0
	短期入所事業	N=801	47.4	36.2	16.4	100.0
	重度障害者等包括支援事業	N=801	1.2	72.2	26.6	100.0
	自立訓練（機能訓練）事業	N=801	0.6	72.5	26.8	100.0
	自立訓練（生活訓練）事業	N=801	20.3	57.7	22.0	100.0
	就労移行支援事業	N=801	32.7	47.1	20.2	100.0
	就労継続支援（A型）事業	N=801	7.1	68.0	24.8	100.0
	就労継続支援（B型）事業	N=801	51.3	33.3	15.4	100.0
	福祉ホーム	N=801	3.5	71.2	25.3	100.0
割合 (除無回答)	居宅介護事業	N=634	33.0	67.0	—	100.0
	重度訪問介護事業	N=615	21.1	78.9	—	100.0
	行動援護事業	N=607	18.8	81.2	—	100.0
	療養介護事業	N=587	0.3	99.7	—	100.0
	生活介護事業	N=674	57.6	42.4	—	100.0
	児童デイサービス事業	N=608	15.5	84.5	—	100.0
	短期入所事業	N=670	56.7	43.3	—	100.0
	重度障害者等包括支援事業	N=588	1.7	98.3	—	100.0
	自立訓練（機能訓練）事業	N=586	0.9	99.1	—	100.0
	自立訓練（生活訓練）事業	N=625	26.1	73.9	—	100.0
	就労移行支援事業	N=639	41.0	59.0	—	100.0
	就労継続支援（A型）事業	N=602	9.5	90.5	—	100.0
	就労継続支援（B型）事業	N=678	60.6	39.4	—	100.0
	福祉ホーム	N=598	4.7	95.3	—	100.0

【1-5①-1. 実施の有無で「あり」と回答した人のみ】

①-2. 定員

		1～5人	6～10人	11～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～100人	101人以上	無回答	全体	平均 (人)
件数	居宅介護事業	7	9	10	6	3	3	7	0	164	209	27.8
	重度訪問介護事業	12	2	0	0	0	0	0	0	116	130	2.6
	行動援護事業	7	6	4	1	0	0	0	0	96	114	9.3
	療養介護事業	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	100.0
	生活介護事業	7	54	71	49	38	28	52	38	51	388	49.2
	児童デイサービス事業	4	46	14	5	2	0	1	1	21	94	15.0
	短期入所事業	221	60	23	12	1	1	2	0	60	380	6.1
	重度障害者等包括支援事業	0	2	0	0	0	0	0	0	8	10	8.0
	自立訓練（機能訓練）事業	0	1	1	1	0	0	0	0	2	5	17.7
	自立訓練（生活訓練）事業	5	73	44	9	7	1	1	0	23	163	13.6
	就労移行支援事業	2	124	66	20	6	4	3	2	35	262	15.1
	就労継続支援（A型）事業	1	14	13	8	5	1	1	1	13	57	23.6
	就労継続支援（B型）事業	1	72	160	56	36	15	19	4	48	411	24.6
	福祉ホーム	4	12	5	2	1	0	0	0	4	28	12.6
割合	居宅介護事業	N=209	3.3	4.3	4.8	2.9	1.4	1.4	3.3	0.0	78.5	100.0
	重度訪問介護事業	N=130	9.2	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	89.2	100.0
	行動援護事業	N=114	6.1	5.3	3.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	84.2	100.0
	療養介護事業	N=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0
	生活介護事業	N=388	1.8	13.9	18.3	12.6	9.8	7.2	13.4	9.8	13.1	100.0
	児童デイサービス事業	N=94	4.3	48.9	14.9	5.3	2.1	0.0	1.1	1.1	22.3	100.0
	短期入所事業	N=380	58.2	15.8	6.1	3.2	0.3	0.3	0.5	0.0	15.8	100.0
	重度障害者等包括支援事業	N=10	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	100.0
	自立訓練（機能訓練）事業	N=5	0.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	100.0
	自立訓練（生活訓練）事業	N=163	3.1	44.8	27.0	5.5	4.3	0.6	0.6	0.0	14.1	100.0
	就労移行支援事業	N=262	0.8	47.3	25.2	7.6	2.3	1.5	1.1	0.8	13.4	100.0
	就労継続支援（A型）事業	N=57	1.8	24.6	22.8	14.0	8.8	1.8	1.8	1.8	22.8	100.0
	就労継続支援（B型）事業	N=411	0.2	17.5	38.9	13.6	8.8	3.6	4.6	1.0	11.7	100.0
	福祉ホーム	N=28	14.3	42.9	17.9	7.1	3.6	0.0	0.0	0.0	14.3	100.0
割合 (除無回答)	居宅介護事業	N=45	15.6	20.0	22.2	13.3	6.7	6.7	15.6	0.0	—	100.0
	重度訪問介護事業	N=14	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	行動援護事業	N=18	38.9	33.3	22.2	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	療養介護事業	N=1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	—	100.0
	生活介護事業	N=337	2.1	16.0	21.1	14.5	11.3	8.3	15.4	11.3	—	100.0
	児童デイサービス事業	N=73	5.5	63.0	19.2	6.8	2.7	0.0	1.4	1.4	—	100.0
	短期入所事業	N=320	69.1	18.8	7.2	3.8	0.3	0.3	0.6	0.0	—	100.0
	重度障害者等包括支援事業	N=2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	自立訓練（機能訓練）事業	N=3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	自立訓練（生活訓練）事業	N=140	3.6	52.1	31.4	6.4	5.0	0.7	0.7	0.0	—	100.0
	就労移行支援事業	N=227	0.9	54.6	29.1	8.8	2.6	1.8	1.3	0.9	—	100.0
	就労継続支援（A型）事業	N=44	2.3	31.8	29.5	18.2	11.4	2.3	2.3	2.3	—	100.0
	就労継続支援（B型）事業	N=363	0.3	19.8	44.1	15.4	9.9	4.1	5.2	1.1	—	100.0
	福祉ホーム	N=24	16.7	50.0	20.8	8.3	4.2	0.0	0.0	0.0	—	100.0

【1】-5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に実施されている事業について

②-1. 知的障害者に関する旧法施設の有無

	件数	割合 N=1,117	割合 (除無回答) N=999
ある	407	36.4	40.7
ない	592	53.0	59.3
無回答	118	10.6	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5②-1で「ある」と回答した人のみ】

②-2. 知的障害者に関する旧法施設（複数回答）

	件数	割合 N=407	割合 (除無回答) N=404
入所施設	254	62.4	62.9
通所系	250	61.4	61.9
通勤寮	19	4.7	4.7
その他	3	0.7	0.7
無回答	3	0.7	—
全 体	529	—	—

③-1. 精神障害者に関する旧法施設の有無

	件数	割合 N=1,117	割合 (除無回答) N=960
ある	88	7.9	9.2
ない	872	78.1	90.8
無回答	157	14.1	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5③-1で「ある」と回答した人のみ】

③-2. 精神障害者に関する旧法施設（複数回答）

	件数	割合 N=88	割合 (除無回答) N=85
入所施設	36	40.9	42.4
通所系	55	62.5	64.7
その他	4	4.5	4.7
無回答	3	3.4	—
全 体	98	—	—

④-1. 身体障害者に関する旧法施設の有無

	件数	割合 N=1,117	割合 (除無回答) N=933
ある	48	4.3	5.1
ない	885	79.2	94.9
無回答	184	16.5	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5④-1で「ある」と回答した人のみ】

④-2. 身体障害者に関する旧法施設（複数回答）

	件数	割合 N=48	割合 (除無回答) N=45
入所施設	34	70.8	75.6
通所系	27	56.3	60.0
その他	3	6.3	6.7
無回答	3	6.3	—
全 体	67	—	—

【1】-5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に実施されている事業について

⑤-1. 児童に関する社会福祉等事業の有無

	件数	割合 N=1,117	割合 (除無回答) N=932
ある	114	10.2	12.2
ない	818	73.2	87.8
無回答	185	16.6	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5⑤-1で「ある」と回答した人のみ】

⑤-2. 児童に関する社会福祉等事業（複数回答）

	件数	割合 N=114	割合 (除無回答) N=110
障害児入所系施設	52	45.6	47.3
障害児通所系施設	29	25.4	26.4
児童養護施設	13	11.4	11.8
児童自立支援施設	3	2.6	2.7
その他	24	21.1	21.8
無回答	4	3.5	—
全 体	125	—	—

【1】-5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に実施されている事業について

⑥-1. 高齢者に関する社会福祉等事業の有無

	件数	割合 N=1,117	割合 (除無回答) N=954
ある	180	16.1	18.9
ない	774	69.3	81.1
無回答	163	14.6	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5⑥-1で「ある」と回答した人のみ】

⑥-1. 実施の有無（介護予防サービス）

		あり	なし	無回答	全体		
件数	訪問系	介護予防訪問介護	58	80	42	180	
		介護予防訪問入浴介護	4	124	52	180	
		介護予防訪問看護ステーション	8	120	52	180	
	通所系	介護予防通所介護	74	72	34	180	
		介護予防通所リハビリテーション	12	117	51	180	
		介護老人保健施設	8	120	52	180	
		医療施設	2	126	52	180	
	その他	介護予防短期入所生活介護	47	87	46	180	
		介護予防短期入所療養介護	8	120	52	180	
		介護老人保健施設	7	121	52	180	
		医療施設	2	125	53	180	
		介護予防特定施設入居者生活介護	4	123	53	180	
		介護予防福祉用具貸与	1	126	53	180	
		特定介護予防福祉用具販売	0	127	53	180	
地域密着型介護予防サービス事業所		1	126	53	180		
介護予防認知症対応型通所介護		12	116	52	180		
介護予防小規模多機能型居宅介護		6	123	51	180		
介護予防認知症対応型共同生活介護		17	113	50	180		
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)		24	105	51	180		
割合		訪問系	介護予防訪問介護	N=180	32.2	44.4	23.3
	介護予防訪問入浴介護		N=180	2.2	68.9	28.9	100.0
	介護予防訪問看護ステーション		N=180	4.4	66.7	28.9	100.0
	通所系	介護予防通所介護	N=180	41.1	40.0	18.9	100.0
		介護予防通所リハビリテーション	N=180	6.7	65.0	28.3	100.0
		介護老人保健施設	N=180	4.4	66.7	28.9	100.0
		医療施設	N=180	1.1	70.0	28.9	100.0
	その他	介護予防短期入所生活介護	N=180	26.1	48.3	25.6	100.0
		介護予防短期入所療養介護	N=180	4.4	66.7	28.9	100.0
		介護老人保健施設	N=180	3.9	67.2	28.9	100.0
		医療施設	N=180	1.1	69.4	29.4	100.0
		介護予防特定施設入居者生活介護	N=180	2.2	68.3	29.4	100.0
		介護予防福祉用具貸与	N=180	0.6	70.0	29.4	100.0
		特定介護予防福祉用具販売	N=180	0.0	70.6	29.4	100.0
地域密着型介護予防サービス事業所		N=180	0.6	70.0	29.4	100.0	
介護予防認知症対応型通所介護		N=180	6.7	64.4	28.9	100.0	
介護予防小規模多機能型居宅介護		N=180	3.3	68.3	28.3	100.0	
介護予防認知症対応型共同生活介護		N=180	9.4	62.8	27.8	100.0	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)		N=180	13.3	58.3	28.3	100.0	
割合 (除無回答)		訪問系	介護予防訪問介護	N=138	42.0	58.0	—
	介護予防訪問入浴介護		N=128	3.1	96.9	—	100.0
	介護予防訪問看護ステーション		N=128	6.3	93.8	—	100.0
	通所系	介護予防通所介護	N=146	50.7	49.3	—	100.0
		介護予防通所リハビリテーション	N=129	9.3	90.7	—	100.0
		介護老人保健施設	N=128	6.3	93.8	—	100.0
		医療施設	N=128	1.6	98.4	—	100.0
	その他	介護予防短期入所生活介護	N=134	35.1	64.9	—	100.0
		介護予防短期入所療養介護	N=128	6.3	93.8	—	100.0
		介護老人保健施設	N=128	5.5	94.5	—	100.0
		医療施設	N=127	1.6	98.4	—	100.0
		介護予防特定施設入居者生活介護	N=127	3.1	96.9	—	100.0
		介護予防福祉用具貸与	N=127	0.8	99.2	—	100.0
		特定介護予防福祉用具販売	N=127	0.0	100.0	—	100.0
地域密着型介護予防サービス事業所		N=127	0.8	99.2	—	100.0	
介護予防認知症対応型通所介護		N=128	9.4	90.6	—	100.0	
介護予防小規模多機能型居宅介護		N=129	4.7	95.3	—	100.0	
介護予防認知症対応型共同生活介護		N=130	13.1	86.9	—	100.0	
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)		N=129	18.6	81.4	—	100.0	

【1-5⑥-1で「ある」と回答した人のみ】

⑥-1. 実施の有無（介護サービス）

		あり	なし	無回答	全体		
件数	訪問系	訪問介護	75	65	40	180	
		訪問入浴介護	7	120	53	180	
		訪問看護ステーション	17	109	54	180	
	通所系	通所介護	87	60	33	180	
		通所リハビリテーション	15	112	53	180	
		介護老人保健施設	11	116	53	180	
		医療施設	2	122	56	180	
	その他	短期入所生活介護	60	73	47	180	
		短期入所療養介護	6	120	54	180	
		介護老人保健施設	14	114	52	180	
		医療施設	3	123	54	180	
		特定施設入居者生活介護	9	119	52	180	
		福祉用具貸与	2	123	55	180	
		特定福祉用具販売	0	126	54	180	
		地域密着型サービス事業所	2	125	53	180	
		夜間対応型訪問介護	1	124	55	180	
		認知症対応型通所介護	19	110	51	180	
		小規模多機能型居宅介護	11	118	51	180	
		認知症対応型共同生活介護	33	101	46	180	
		地域密着型特定施設入居者生活介護	0	126	54	180	
		地域密着型介護老人福祉施設	3	123	54	180	
		居宅介護支援事業所	75	67	38	180	
		介護保険施設	5	119	56	180	
介護老人福祉施設		53	82	45	180		
介護老人保健施設	14	114	52	180			
介護療養型医療施設	2	125	53	180			
割合	訪問系	訪問介護	N=180	41.7	36.1	22.2	100.0
		訪問入浴介護	N=180	3.9	66.7	29.4	100.0
		訪問看護ステーション	N=180	9.4	60.6	30.0	100.0
	通所系	通所介護	N=180	48.3	33.3	18.3	100.0
		通所リハビリテーション	N=180	8.3	62.2	29.4	100.0
		介護老人保健施設	N=180	6.1	64.4	29.4	100.0
		医療施設	N=180	1.1	67.8	31.1	100.0
	その他	短期入所生活介護	N=180	33.3	40.6	26.1	100.0
		短期入所療養介護	N=180	3.3	66.7	30.0	100.0
		介護老人保健施設	N=180	7.8	63.3	28.9	100.0
		医療施設	N=180	1.7	68.3	30.0	100.0
		特定施設入居者生活介護	N=180	5.0	66.1	28.9	100.0
		福祉用具貸与	N=180	1.1	68.3	30.6	100.0
		特定福祉用具販売	N=180	0.0	70.0	30.0	100.0
		地域密着型サービス事業所	N=180	1.1	69.4	29.4	100.0
		夜間対応型訪問介護	N=180	0.6	68.9	30.6	100.0
		認知症対応型通所介護	N=180	10.6	61.1	28.3	100.0
		小規模多機能型居宅介護	N=180	6.1	65.6	28.3	100.0
		認知症対応型共同生活介護	N=180	18.3	56.1	25.6	100.0
		地域密着型特定施設入居者生活介護	N=180	0.0	70.0	30.0	100.0
		地域密着型介護老人福祉施設	N=180	1.7	68.3	30.0	100.0
		居宅介護支援事業所	N=180	41.7	37.2	21.1	100.0
		介護保険施設	N=180	2.8	66.1	31.1	100.0
介護老人福祉施設		N=180	29.4	45.6	25.0	100.0	
介護老人保健施設	N=180	7.8	63.3	28.9	100.0		
介護療養型医療施設	N=180	1.1	69.4	29.4	100.0		
割合 (除無回答)	訪問系	訪問介護	N=140	53.6	46.4	—	100.0
		訪問入浴介護	N=127	5.5	94.5	—	100.0
		訪問看護ステーション	N=126	13.5	86.5	—	100.0
	通所系	通所介護	N=147	59.2	40.8	—	100.0
		通所リハビリテーション	N=127	11.8	88.2	—	100.0
		介護老人保健施設	N=127	8.7	91.3	—	100.0
		医療施設	N=124	1.6	98.4	—	100.0
	その他	短期入所生活介護	N=133	45.1	54.9	—	100.0
		短期入所療養介護	N=126	4.8	95.2	—	100.0
		介護老人保健施設	N=128	10.9	89.1	—	100.0
		医療施設	N=126	2.4	97.6	—	100.0
		特定施設入居者生活介護	N=128	7.0	93.0	—	100.0
		福祉用具貸与	N=125	1.6	98.4	—	100.0
		特定福祉用具販売	N=126	0.0	100.0	—	100.0
		地域密着型サービス事業所	N=127	1.6	98.4	—	100.0
		夜間対応型訪問介護	N=125	0.8	99.2	—	100.0
		認知症対応型通所介護	N=129	14.7	85.3	—	100.0
		小規模多機能型居宅介護	N=129	8.5	91.5	—	100.0
		認知症対応型共同生活介護	N=134	24.6	75.4	—	100.0
		地域密着型特定施設入居者生活介護	N=126	0.0	100.0	—	100.0
		地域密着型介護老人福祉施設	N=126	2.4	97.6	—	100.0
		居宅介護支援事業所	N=142	52.8	47.2	—	100.0
		介護保険施設	N=124	4.0	96.0	—	100.0
介護老人福祉施設		N=135	39.3	60.7	—	100.0	
介護老人保健施設	N=128	10.9	89.1	—	100.0		
介護療養型医療施設	N=127	1.6	98.4	—	100.0		

【1-5⑥-1. 実施の有無（介護予防サービス）で「あり」と回答した人のみ】

⑥-2. 定員（介護予防サービス）の平均

			平均 (人)
訪問系	介護予防訪問介護	N=10	14.2
	介護予防訪問入浴介護	N=0	—
	介護予防訪問看護ステーション	N=1	50.0
通所系	介護予防通所介護	N=53	32.0
	介護予防通所リハビリテーション	N=9	25.7
	介護老人保健施設	N=5	60.8
	医療施設	N=0	—
その他	介護予防短期入所生活介護	N=34	17.8
	介護予防短期入所療養介護	N=3	5.7
	介護老人保健施設	N=5	96.4
	医療施設	N=1	390.0
	介護予防特定施設入居者生活介護	N=3	29.7
	介護予防福祉用具貸与	N=0	—
	特定介護予防福祉用具販売	N=0	—
	地域密着型介護予防サービス事業所	N=0	—
	介護予防認知症対応型通所介護	N=9	11.8
	介護予防小規模多機能型居宅介護	N=5	27.6
	介護予防認知症対応型共同生活介護	N=14	15.6
	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	N=1	100.0

【1-5⑥-1. 実施の有無（介護サービス）で「あり」と回答した人のみ】

⑥-2. 定員（介護サービス）の平均

			平均 (人)
訪問系	訪問介護	N=14	25.9
	訪問入浴介護	N=1	45.0
	訪問看護ステーション	N=1	50.0
通所系	通所介護	N=70	31.9
	通所リハビリテーション	N=11	25.8
	介護老人保健施設	N=8	40.9
	医療施設	N=0	—
その他	短期入所生活介護	N=51	19.4
	短期入所療養介護	N=4	6.8
	介護老人保健施設	N=10	77.0
	医療施設	N=1	100.0
	特定施設入居者生活介護	N=9	44.4
	福祉用具貸与	N=0	—
	特定福祉用具販売	N=0	—
	地域密着型サービス事業所	N=0	—
	夜間対応型訪問介護	N=0	—
	認知症対応型通所介護	N=14	11.1
	小規模多機能型居宅介護	N=10	25.8
	認知症対応型共同生活介護	N=28	15.0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	N=0	—
	地域密着型介護老人福祉施設	N=3	23.0
	居宅介護支援事業所	N=16	87.1
	介護保険施設	N=4	100.0
	介護老人福祉施設	N=48	170.3
介護老人保健施設	N=13	87.2	
介護療養型医療施設	N=2	46.0	

【1】-5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に実施されている事業について

⑦-1. 生活保護法に基づく施設の有無

	件数	割合	割合 (除無回答)
		N=1,117	N=1,049
ある	28	2.5	2.7
ない	1,021	91.4	97.3
無回答	68	6.1	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5⑦-1で「ある」と回答した人のみ】

⑦-2. 実施の有無

		あり	なし	無回答	全体	
件数	救護施設	20	5	3	28	
	更生施設	4	8	16	28	
	医療保護施設	0	11	17	28	
	授産施設	7	6	15	28	
	宿所提供施設	0	11	17	28	
割合	救護施設	N=28	71.4	17.9	10.7	100.0
	更生施設	N=28	14.3	28.6	57.1	100.0
	医療保護施設	N=28	0.0	39.3	60.7	100.0
	授産施設	N=28	25.0	21.4	53.6	100.0
	宿所提供施設	N=28	0.0	39.3	60.7	100.0
割合 (除無回答)	救護施設	N=25	80.0	20.0	—	100.0
	更生施設	N=12	33.3	66.7	—	100.0
	医療保護施設	N=11	0.0	100.0	—	100.0
	授産施設	N=13	53.8	46.2	—	100.0
	宿所提供施設	N=11	0.0	100.0	—	100.0

【1-5⑦-1. 実施の有無で「あり」と回答した人のみ】

⑦-2. 定員の平均

	平均 (人)
救護施設	N=20 134.0
更生施設	N=4 101.0
医療保護施設	N=0 —
授産施設	N=7 32.4
宿所提供施設	N=0 —

⑧-1. 医療系の事業の有無

	件数	割合	割合 (除無回答)
		N=1,117	N=1,044
ある	126	11.3	12.1
ない	918	82.2	87.9
無回答	73	6.5	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【1-5⑧-1で「ある」と回答した人のみ】

⑧-2. 医療系の事業（複数回答）

	件数	割合	割合 (除無回答)
		N=126	N=126
病院	88	69.8	69.8
診療所	55	43.7	43.7
その他	4	3.2	3.2
無回答	0	0.0	—
全 体	147	—	—

【2】 GH・CH またはその共同住居について

1. 事業指定の種別と事業認可を受けた事業の指定数、共同住居の数

① 事業指定の数… (表【2】-1) - 「① 事業指定数」

GH・CHに関する事業指定数が1件の法人は68.9%（無回答を含む。以下同じ）で最も多く、次いで2件が13.8%となっている。また、5件以上の指定を受けている法人が7.0%ある。

平均事業指定数は、1法人あたり、1.9件となっている。

全法人（1,117法人）のうち最も多く採用されている事業指定の種類は、GH・CHを一体的に行う事業で、491の法人（無回答を含む44.0%）が、次いでGHが377法人（無回答を含む33.8%）、CHが279法人（無回答を含む25.1%）となっている。

【2】-1. 全てのグループホーム・ケアホーム、またはその共同住居について

① 事業指定数

		なし	1件	2件	3件	4件	5件以上	無回答	全体	平均 (件)	平均(件) (0を除く)
件数	グループホーム(共同生活援助)	724	302	48	15	5	7	16	1,117	0.5	1.4
	ケアホーム(共同生活介護)	824	217	34	10	8	12	12	1,117	0.4	1.5
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	616	339	62	26	19	45	10	1,117	0.9	2.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	1103	5	0	0	0	1	8	1,117	0.0	1.8
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	1108	0	1	0	0	0	8	1,117	0.0	2.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	1100	3	3	2	0	1	8	1,117	0.0	2.9
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	1102	5	1	0	0	1	8	1,117	0.0	2.4
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	1091	12	2	0	0	3	9	1,117	0.0	2.5
	合計	0	770	154	62	31	78	22	1,117	1.9	1.9
	割合	グループホーム(共同生活援助)	N=1,117	64.8	27.0	4.3	1.3	0.4	0.6	1.4	100.0
ケアホーム(共同生活介護)		N=1,117	73.8	19.4	3.0	0.9	0.7	1.1	1.1	100.0	
グループホーム・ケアホームを一体的に行う		N=1,117	55.1	30.3	5.6	2.3	1.7	4.0	0.9	100.0	
経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)		N=1,117	98.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	100.0	
経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う		N=1,117	99.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.7	100.0	
グループホーム(地域移行型・共同生活援助)		N=1,117	98.5	0.3	0.3	0.2	0.0	0.1	0.7	100.0	
ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)		N=1,117	98.7	0.4	0.1	0.0	0.0	0.1	0.7	100.0	
グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う		N=1,117	97.7	1.1	0.2	0.0	0.0	0.3	0.8	100.0	
合計		N=1,117	0.0	68.9	13.8	5.6	2.8	7.0	2.0	100.0	
割合 (除無回答)		グループホーム(共同生活援助)	N=1,101	65.8	27.4	4.4	1.4	0.5	0.6	—	100.0
	ケアホーム(共同生活介護)	N=1,105	74.6	19.6	3.1	0.9	0.7	1.1	—	100.0	
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=1,107	55.6	30.6	5.6	2.3	1.7	4.1	—	100.0	
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	N=1,109	99.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.1	—	100.0	
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=1,109	99.9	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	N=1,109	99.2	0.3	0.3	0.2	0.0	0.1	—	100.0	
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	N=1,109	99.4	0.5	0.1	0.0	0.0	0.1	—	100.0	
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	N=1,108	98.5	1.1	0.2	0.0	0.0	0.3	—	100.0	
	合計	N=1,095	0.0	70.3	14.1	5.7	2.8	7.1	—	100.0	

②入居者：世話人の比率ごとの事業所指定の数

無回答を除く 1,849 の事業指定について、入居者：世話人の比率をみてみよう。

表【2】-1-②（再集計）によると、「4：1」（入居者：世話人。以下同じ）が 43.7%と最も多く、次いで「6：1」が 29.9%となっている。調査時点は、「4：1」や「5：1」の人員配置（とそれに基づく報酬）が実施されて 6 ヶ月後である。GH でも「4：1」が 36.7% 「5：1」が 18.7%となっている。CH においては、「4：1」が 54.5%にのぼっている。他方、6 ヶ月前までの基準配置の「6：1」を維持しているのは、CH においても 26.4%にすぎない。GH では「10：1」は 11.5%、「6：1」は 33.1%である。

表【2】-1-②(再集計)人員配置基準(入居者:世話人)毎にみた指定事業数

指定事業の種類	実数					%				
	事業 指定 数	人員配置(入居者:世話人)				事業 指定 数	人員配置(入居者:世話人)			
		4:1	5:1	6:1	10:1		4:1	5:1	6:1	10:1
グループホーム(共同生活援助)	477	175	89	158	55	100.0	36.7	18.7	33.1	11.5
ケアホーム(共同生活介護)	367	200	70	97	—	100.0	54.5	19.1	26.4	—
グループホーム・ケアホームを一体的に行う	926	401	255	270	—	100.0	43.3	27.5	29.2	—
経過的給付(ホームヘルプ併給)の ケアホーム(共同生活介護)	4	3	1	0	—	100.0	75.0	25.0	0.0	—
経過的給付(ホームヘルプ併給)で グループホーム・ケアホームを一体的に行う	2	2	0	0	—	100.0	100.0	0.0	0.0	—
グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	26	14	7	4	1	100.0	53.8	26.9	15.4	3.8
ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	7	4	1	2	—	100.0	57.1	14.3	28.6	—
グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を 一体的に行う	40	9	10	21	—	100.0	22.5	25.0	52.5	—
計	1849	808	433	552	56	100.0	43.7	23.4	29.9	3.0

注)なし・無回答を除く

【2-1①で「なし」と回答した人は除く】

② 「入居者：世話人」の比率ごとの事業所指定数

		なし	1件	2件	3件	4件	5件以上	無回答	全体	平均(件)	平均(件) (0を除く)	
件数	グループホーム(共同生活援助)	4:1	204	128	11	1	4	1	44	393	0.5	1.2
		5:1	270	73	5	0	0	1	44	393	0.3	1.1
		6:1	223	105	16	3	0	2	44	393	0.5	1.3
		10:1	308	37	1	1	1	1	44	393	0.2	1.3
	ケアホーム(共同生活介護)	4:1	112	100	18	3	4	7	49	293	0.8	1.5
		5:1	189	46	6	1	1	1	49	293	0.3	1.3
		6:1	170	64	6	1	1	2	49	293	0.4	1.3
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	251	138	31	15	3	15	48	501	0.9	2.0
		5:1	306	107	14	13	6	7	48	501	0.6	1.7
		6:1	282	134	18	7	6	6	48	501	0.6	1.6
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	4:1	1	3	0	0	0	0	10	14	0.8	1.0
		5:1	3	1	0	0	0	0	10	14	0.3	1.0
6:1		4	0	0	0	0	0	10	14	-	-	
経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	0	0	1	0	0	0	8	9	2.0	2.0	
	5:1	1	0	0	0	0	0	8	9	-	-	
	6:1	1	0	0	0	0	0	8	9	-	-	
グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	4:1	4	3	0	1	0	1	8	17	1.6	2.8	
	5:1	5	2	1	1	0	0	8	17	0.8	1.8	
	6:1	6	2	1	0	0	0	8	17	0.4	1.3	
	10:1	8	1	0	0	0	0	8	17	0.1	1.0	
ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	4:1	2	4	0	0	0	0	9	15	0.7	1.0	
	5:1	5	1	0	0	0	0	9	15	0.2	1.0	
	6:1	4	2	0	0	0	0	9	15	0.3	1.0	
グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	4:1	11	2	1	0	0	1	11	26	0.6	2.3	
	5:1	11	2	1	0	0	1	11	26	0.7	2.5	
	6:1	6	7	1	0	0	1	11	26	1.4	2.3	
合 計	4:1	544	320	72	11	7	40	123	1,117	0.8	1.8	
	5:1	712	219	27	19	6	11	123	1,117	0.4	1.5	
	6:1	638	263	60	14	7	12	123	1,117	0.6	1.6	
	10:1	316	38	1	1	1	1	44	402	0.2	1.3	
割合	グループホーム(共同生活援助)	4:1	N=393	51.9	32.6	2.8	0.3	1.0	0.3	11.2	100.0	
		5:1	N=393	68.7	18.6	1.3	0.0	0.0	0.3	11.2	100.0	
		6:1	N=393	56.7	26.7	4.1	0.8	0.0	0.5	11.2	100.0	
		10:1	N=393	78.4	9.4	0.3	0.3	0.3	0.3	11.2	100.0	
	ケアホーム(共同生活介護)	4:1	N=293	38.2	34.1	6.1	1.0	1.4	2.4	16.7	100.0	
		5:1	N=293	64.5	15.7	2.0	0.3	0.3	0.3	16.7	100.0	
		6:1	N=293	58.0	21.8	2.0	0.3	0.3	0.7	16.7	100.0	
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	N=501	50.1	27.5	6.2	0.6	3.0	9.6	100.0		
		5:1	N=501	61.1	21.4	2.8	2.6	1.2	1.4	9.6	100.0	
		6:1	N=501	56.3	26.7	3.6	1.4	1.2	1.2	9.6	100.0	
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	4:1	N=14	7.1	21.4	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	100.0	
		5:1	N=14	21.4	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	100.0	
6:1		N=14	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	71.4	100.0		
経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	N=9	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	88.9	100.0		
	5:1	N=9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	100.0		
	6:1	N=9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	100.0		
グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	4:1	N=17	23.5	17.6	0.0	5.9	0.0	5.9	47.1	100.0		
	5:1	N=17	29.4	11.8	5.9	5.9	0.0	0.0	47.1	100.0		
	6:1	N=17	35.3	11.8	5.9	0.0	0.0	0.0	47.1	100.0		
	10:1	N=17	47.1	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	47.1	100.0		
ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	4:1	N=15	13.3	26.7	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	100.0		
	5:1	N=15	33.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	100.0		
	6:1	N=15	26.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	100.0		
グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	4:1	N=26	42.3	7.7	3.8	0.0	0.0	3.8	42.3	100.0		
	5:1	N=26	42.3	7.7	3.8	0.0	0.0	3.8	42.3	100.0		
	6:1	N=26	23.1	26.9	3.8	0.0	0.0	3.8	42.3	100.0		
合 計	4:1	N=1,117	48.7	28.6	6.4	1.0	0.6	3.6	11.0	100.0		
	5:1	N=1,117	63.7	19.6	2.4	1.7	0.5	1.0	11.0	100.0		
	6:1	N=1,117	57.1	23.5	5.4	1.3	0.6	1.1	11.0	100.0		
	10:1	N=402	78.6	9.5	0.2	0.2	0.2	0.2	10.9	100.0		
割合 (除無回答)	グループホーム(共同生活援助)	4:1	N=349	58.5	36.7	3.2	0.3	1.1	0.3	-	100.0	
		5:1	N=349	77.4	20.9	1.4	0.0	0.0	0.3	-	100.0	
		6:1	N=349	63.9	30.1	4.6	0.9	0.0	0.6	-	100.0	
		10:1	N=349	88.3	10.6	0.3	0.3	0.3	0.3	-	100.0	
	ケアホーム(共同生活介護)	4:1	N=244	45.9	41.0	7.4	1.2	1.6	2.9	-	100.0	
		5:1	N=244	77.5	18.9	2.5	0.4	0.4	0.4	-	100.0	
		6:1	N=244	69.7	26.2	2.5	0.4	0.4	0.8	-	100.0	
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	N=453	55.4	30.5	6.8	3.3	0.7	3.3	-	100.0	
		5:1	N=453	67.5	23.6	3.1	2.9	1.3	1.5	-	100.0	
		6:1	N=453	62.3	29.6	4.0	1.5	1.3	1.3	-	100.0	
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	4:1	N=4	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0	
		5:1	N=4	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0	
6:1		N=4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	4:1	N=1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
	5:1	N=1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
	6:1	N=1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	4:1	N=9	44.4	33.3	0.0	11.1	0.0	11.1	-	100.0		
	5:1	N=9	55.6	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	-	100.0		
	6:1	N=9	66.7	22.2	11.1	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
	10:1	N=9	88.9	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	4:1	N=6	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
	5:1	N=6	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
	6:1	N=6	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	-	100.0		
グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	4:1	N=15	73.3	13.3	6.7	0.0	0.0	6.7	-	100.0		
	5:1	N=15	73.3	13.3	6.7	0.0	0.0	6.7	-	100.0		
	6:1	N=15	40.0	46.7	6.7	0.0	0.0	6.7	-	100.0		
合 計	4:1	N=994	54.7	32.2	7.2	1.1	0.7	4.0	-	100.0		
	5:1	N=994	71.6	22.0	2.7	1.9	0.6	1.1	-	100.0		
	6:1	N=994	64.2	26.5	6.0	1.4	0.7	1.2	-	100.0		
	10:1	N=358	88.3	10.6	0.3	0.3	0.3	0.3	-	100.0		

③共同住居数

一つの法人がいくつの共同住居を持っているかを示したのが、(表【2】-1) - 「③ 共同住居数」である。法人全体では、共同住居数は平均 3.8 となっている。

共同住居が「1」である法人は 34.0% (除無回答)、「2」である法人は 20.6% (同) で、5 割を超え、「3」である法人は 14.4% (同) となっており、「3」以下で約 7 割となる。他方、「5~10」である法人は 16.7% (同)、「11 以上」の法人も 4.9%ある。

GH, CH, GH・CH を一体的におこなう、の三つの事業で比較すると、GH, CH の事業を実施している法人では、当該共同住居の平均は 2.5, 2.6 であるが、GH・CH を一体的に行う事業を実施している法人では、当該共同住居の平均は 4.7 と、他に比べて多くなっている。

④入居定員数

一つの法人で何人の GH・CH の入居定員があるかを示したのが、(表【2】-1) - 「④ 入居定員数」である。法人全体では、平均定員は 17.1 人となっている。

「1~5 人」(23.7%・除無回答)、「6~10 人」(28.2%・同)、「11~15 人」(16.1%・同) で、計 68.0% と、約 7 割の法人は入居定員は 15 人以下であることがわかる。

【2-1①で「なし」と回答した人は除く】

③ 共同住居数

		1件	2件	3件	4件	5～10件	11件以上	無回答	全体	平均 (人)
件数	グループホーム(共同生活援助)	173	73	46	24	46	4	27	393	2.5
	ケアホーム(共同生活介護)	131	49	29	23	35	6	20	293	2.6
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	116	96	69	55	106	37	22	501	4.7
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	2	1	0	0	2	0	9	14	3.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	0	1	0	0	0	0	8	9	2.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	3	2	1	0	0	1	10	17	3.1
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	4	0	0	1	1	0	9	15	3.0
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	3	6	2	1	4	1	9	26	3.6
	合 計	361	219	153	100	178	52	54	1,117	3.8
割合	グループホーム(共同生活援助)	N=393	44.0	18.6	11.7	6.1	11.7	1.0	6.9	100.0
	ケアホーム(共同生活介護)	N=293	44.7	16.7	9.9	7.8	11.9	2.0	6.8	100.0
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=501	23.2	19.2	13.8	11.0	21.2	7.4	4.4	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	N=14	14.3	7.1	0.0	0.0	14.3	0.0	64.3	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=9	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	88.9	100.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	N=17	17.6	11.8	5.9	0.0	0.0	5.9	58.8	100.0
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	N=15	26.7	0.0	0.0	6.7	6.7	0.0	60.0	100.0
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	N=26	11.5	23.1	7.7	3.8	15.4	3.8	34.6	100.0
	合 計	N=1,117	32.3	19.6	13.7	9.0	15.9	4.7	4.8	100.0
割合 (除無回答)	グループホーム(共同生活援助)	N=366	47.3	19.9	12.6	6.6	12.6	1.1	—	100.0
	ケアホーム(共同生活介護)	N=273	48.0	17.9	10.6	8.4	12.8	2.2	—	100.0
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=479	24.2	20.0	14.4	11.5	22.1	7.7	—	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	N=5	40.0	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	—	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	N=7	42.9	28.6	14.3	0.0	0.0	14.3	—	100.0
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	N=6	66.7	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0	—	100.0
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	N=17	17.6	35.3	11.8	5.9	23.5	5.9	—	100.0
	合 計	N=1,063	34.0	20.6	14.4	9.4	16.7	4.9	—	100.0

【2-1①で「なし」と回答した人は除く】

④ 入居定員数

		1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21～30人	31人以上	無回答	全体	平均 (人)
件数	グループホーム(共同生活援助)	121	116	51	40	25	21	19	393	11.4
	ケアホーム(共同生活介護)	94	81	42	22	27	13	14	293	11.5
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	88	120	74	57	62	85	15	501	21.7
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	2	1	1	0	1	0	9	14	12.2
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	0	0	1	0	0	0	8	9	11.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	3	2	2	0	0	1	9	17	13.1
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	4	1	0	0	0	1	9	15	11.3
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	3	6	3	2	1	3	8	26	14.8
	合 計	257	305	174	119	106	122	34	1,117	17.1
割合	グループホーム(共同生活援助)	N=393	30.8	29.5	13.0	10.2	6.4	5.3	4.8	100.0
	ケアホーム(共同生活介護)	N=293	32.1	27.6	14.3	7.5	9.2	4.4	4.8	100.0
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=501	17.6	24.0	14.8	11.4	12.4	17.0	3.0	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	N=14	14.3	7.1	7.1	0.0	7.1	0.0	64.3	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=9	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	88.9	100.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	N=17	17.6	11.8	11.8	0.0	0.0	5.9	52.9	100.0
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	N=15	26.7	6.7	0.0	0.0	0.0	6.7	60.0	100.0
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	N=26	11.5	23.1	11.5	7.7	3.8	11.5	30.8	100.0
	合 計	N=1,117	23.0	27.3	15.6	10.7	9.5	10.9	3.0	100.0
割合 (除無回答)	グループホーム(共同生活援助)	N=374	32.4	31.0	13.6	10.7	6.7	5.6	—	100.0
	ケアホーム(共同生活介護)	N=279	33.7	29.0	15.1	7.9	9.7	4.7	—	100.0
	グループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=486	18.1	24.7	15.2	11.7	12.8	17.5	—	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)	N=5	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	—	100.0
	経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う	N=1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0
	グループホーム(地域移行型・共同生活援助)	N=8	37.5	25.0	25.0	0.0	0.0	12.5	—	100.0
	ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)	N=6	66.7	16.7	0.0	0.0	0.0	16.7	—	100.0
	グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う	N=18	16.7	33.3	16.7	11.1	5.6	16.7	—	100.0
	合 計	N=1,083	23.7	28.2	16.1	11.0	9.8	11.3	—	100.0

2.定員別にみた共同住居の数

法人票によって回答を得られ、定員規模が明らかであった共同住居 3,943 件の、定員別の構成をみてみよう。

最も多いのは、「4人定員」で 33.9%、次いで「5人定員」で 24.1%となっている。累積%でみると、「4人定員」までで 44.9% 「5人定員」までで 69.0%となっている。

これらは、共同住居からみた数字なので、視点を変えて入居者からみれば、全く異なってみえてくるに違いない。例えば「あなたは何人定員の GH・CH に住んでいますか」と問えば、2人定員 1箇所では入居者 2名であるが、10人定員 1箇所では入居者 10人となる。合計定員推計で構成比をみると、「2人定員」と「11～15人定員」はいずれも 3.0%となり、「16～20人定員」では 3.2%となるのである。

表【2】-2-1(再集計) 定員毎にみた共同住居数・法人数

共同住居毎の定員規模	共同住居(MA)			合計定員推計*4			法人(MA) N=1117	
	共同住居数	%	累積%	定員数	%	累積%	法人数	%
2人定員	290	7.4	7.4	580	3.0	3.0	120	10.7
3人定員	145	3.7	11.0	435	2.2	5.2	95	8.5
4人定員	1335	33.9	44.9	5340	27.5	32.8	556	49.8
5人定員	949	24.1	69.0	4745	24.5	57.2	418	37.4
6人定員	692	17.6	86.5	3460	17.8	75.1	338	30.3
7人定員	250	6.3	92.8	1750	9.0	84.1	178	15.9
8人定員	64	1.6	94.5	512	2.6	86.7	46	4.1
9人定員	41	1.0	95.5	369	1.9	88.7	31	2.8
10人定員	96	2.4	97.9	960	5.0	93.6	71	6.4
11～15人定員*1	45	1.1	99.1	585	3.0	96.6	33	3.0
16～20人定員*2	35	0.9	100.0	630	3.2	99.9	19	1.7
21～30人定員*3	1	0.0	100.0	25.5	0.1	100.0	1	0.1
合計	3943	100.0	—	19391.5	100.0	—	1117	100.0

注)無回答を除く

『H18 社会福祉施設等調査』によって、障害者自立支援法新事業体系移行直前の 2006 年 9 月末の入居者の実人員はわかっている。それと、本調査を比較したのが表【2】-2-2(再集計)である。社会福祉施設等調査は実人員であるので、正確な比較はできないが、実人員「4人」までで 67.0%となっている。2006.9 時点では、実人員 4人が 55.9%と半数以上であったが、本調査(2009.10.1)では「4人定員」は 33.9%と、定員としては最も多いとはいえ、相対的な比率が下がっているように見える。

表【2】-2-2(再集計) 定員毎にみた共同住居数(2009)と実人員(2006.9末)*の比較

共同住居毎の定員規模	←目盛 2009(本調査)		2006.9末 目盛→		実人員
	%	累積%	%	累積%	
2人定員	7.4	7.4	11.1	11.1	1人 2人 3人
3人定員	3.7	11.0			
4人定員	33.9	44.9	55.9	67.0	
5人定員	24.1	69.0	19.1	86.1	4人
6人定員	17.6	86.5	8.4	94.5	5人
7人定員	6.3	92.8			6人
8人定員	1.6	94.5	3.6	98.1	7人 8人 9人
9人定員	1.0	95.5			
10人定員	2.4	97.9	1.0	99.1	
11～15人定員	1.1	99.1	0.1	99.2	10人
16～20人定員	0.9	100.0	0.1	99.3	11～13人
21～30人定員	0.0	100.0			14～16人
合計	100.0	—	0.7	100.0	利用者不詳

注)無回答を除く

*H18社会福祉施設等調査より算出。なお、こちらは実人員である。原表では、利用者階級別の事業所の実数が示されており、「9月末日に利用者がいた事業所数」から再計算している。

【2】-2. 定員ごとの共同住居数

		なし	1件	2件	3件	4件	5件	6件以上	無回答	全体	平均 (件)	平均(件) (0を除く)
件数	2人定員	903	62	21	11	11	5	10	94	1,117	0.3	2.4
	3人定員	926	63	18	10	4	0	0	96	1,117	0.1	1.5
	4人定員	484	282	134	40	36	21	43	77	1,117	1.3	2.4
	5人定員	616	255	79	33	14	13	24	83	1,117	0.9	2.3
	6人定員	694	219	54	18	10	10	27	85	1,117	0.7	2.0
	7人定員	847	132	33	7	2	2	2	92	1,117	0.2	1.4
	8人定員	975	41	2	1	0	0	2	96	1,117	0.1	1.4
	9人定員	985	28	2	0	0	0	1	101	1,117	0.0	1.3
	10人定員	947	58	9	2	1	0	1	99	1,117	0.1	1.4
	11～15人定員	985	31	1	0	0	0	1	99	1,117	0.0	1.4
	16～20人定員	997	17	1	0	0	0	1	101	1,117	0.0	1.8
	21～30人定員	1,015	1	0	0	0	0	0	101	1,117	0.0	1.0
割合	2人定員	N=1,117	80.8	5.6	1.9	1.0	1.0	0.4	0.9	8.4	100.0	
	3人定員	N=1,117	82.9	5.6	1.6	0.9	0.4	0.0	0.0	8.6	100.0	
	4人定員	N=1,117	43.3	25.2	12.0	3.6	3.2	1.9	3.8	6.9	100.0	
	5人定員	N=1,117	55.1	22.8	7.1	3.0	1.3	1.2	2.1	7.4	100.0	
	6人定員	N=1,117	62.1	19.6	4.8	1.6	0.9	0.9	2.4	7.6	100.0	
	7人定員	N=1,117	75.8	11.8	3.0	0.6	0.2	0.2	0.2	8.2	100.0	
	8人定員	N=1,117	87.3	3.7	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	8.6	100.0	
	9人定員	N=1,117	88.2	2.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	9.0	100.0	
	10人定員	N=1,117	84.8	5.2	0.8	0.2	0.1	0.0	0.1	8.9	100.0	
	11～15人定員	N=1,117	88.2	2.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	8.9	100.0	
	16～20人定員	N=1,117	89.3	1.5	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	9.0	100.0	
	21～30人定員	N=1,117	90.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0	100.0	
割合 (除無回答)	2人定員	N=1,023	88.3	6.1	2.1	1.1	1.1	0.5	1.0	—	100.0	
	3人定員	N=1,021	90.7	6.2	1.8	1.0	0.4	0.0	0.0	—	100.0	
	4人定員	N=1,040	46.5	27.1	12.9	3.8	3.5	2.0	4.1	—	100.0	
	5人定員	N=1,034	59.6	24.7	7.6	3.2	1.4	1.3	2.3	—	100.0	
	6人定員	N=1,032	67.2	21.2	5.2	1.7	1.0	1.0	2.6	—	100.0	
	7人定員	N=1,025	82.6	12.9	3.2	0.7	0.2	0.2	0.2	—	100.0	
	8人定員	N=1,021	95.5	4.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.2	—	100.0	
	9人定員	N=1,016	96.9	2.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	—	100.0	
	10人定員	N=1,018	93.0	5.7	0.9	0.2	0.1	0.0	0.1	—	100.0	
	11～15人定員	N=1,018	96.8	3.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	—	100.0	
	16～20人定員	N=1,016	98.1	1.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	—	100.0	
	21～30人定員	N=1,016	99.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	

3.入居者について

今回、障害程度区分と契約の種類が明らかであったのは、15,546人であった。

表【2】-3(再集計)によって、障害程度区分別・男女別・契約別に入居者数とその構成比をみてみよう。

障害者自立支援法の給付でGH・CHに入居しているのは、15,365人で98.8%、障害者自立支援法給付以外に入居者は181人で1.2%であった。

GHで区分非該当・区分1は、全体の31.4%、CHで区分2から区分6までが同67.4%となっている。

男女別では、男性同62.0%に対して、女性38.0%と、男性が多くなっている。

障害程度区分と契約の種類	男性		女性		合計		
	人	%	人	%	人	%	
GH	区分非該当	1813	11.7	926	6.0	2739	17.6
	区分1	1447	9.3	701	4.5	2148	13.8
	GH計	3260	21.0	1627	10.5	4887	31.4
CH	区分2	2308	14.8	1519	9.8	3827	24.6
	区分3	2053	13.2	1490	9.6	3543	22.8
	区分4	1153	7.4	752	4.8	1905	12.3
	区分5	498	3.2	285	1.8	783	5.0
	区分6	256	1.6	164	1.1	420	2.7
CH計	6268	40.3	4210	27.1	10478	67.4	
障害者自立支援法給付入居者計		9528	61.3	5837	37.5	15365	98.8
その他	措置利用者	6	0.0	6	0.0	12	0.1
	私的契約による利用者	63	0.4	39	0.3	102	0.7
	その他	46	0.3	21	0.1	67	0.4
障害者自立支援法給付以外入居者計		115	0.7	66	0.4	181	1.2
合計		9643	62.0	5903	38.0	15546	100.0

注)無回答は除く。

区分が明らかである入居者を取り出して、詳しくみると(参考表【2】-3)、区分2が最も多く24.9%、区分3が次いで23.1%となっている。

参考表【2】-3 本調査のGHCH入居者の障害程度区分と他の調査データの比較

障害程度区分	本調査		サービス管理責任者等調査2008 (GHCH入居者のみ)	障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況(全国データ)*1 (GHCH入居者に限らない)	
	人	%		知的障害者	精神障害者
区分非該当	2,739	17.8	14.3	0.1	0.6
区分1	2,148	14.0	18.9	7.6	19.6
区分2	3,827	24.9	24.0	18.9	37.6
区分3	3,543	23.1	22.9	25.7	29.2
区分4	1,905	12.4	11.9	20.2	9.0
区分5	783	5.1	5.5	12.3	2.3
区分6	420	2.7	2.5	15.3	1.3
	15,365	100.0	100.0	100.1	99.6

注)*1 厚生労働省「平成19年全国厚生労働関係部局長会議資料 障害保健福祉部全国厚生労働関係部局長会議資料 精神・障害保健課 参考(障害程度区分認定状況調査における障害程度区分の分布状況(全国データ))」より。なお「全国の平成18年4月から9月までの障害程度区分判定結果として市町村から報告いただいた約16万ケースについて、データをとりまとめました。」と記されている。

【2】-3. 入居者数の人数

(障害者自立支援法に基づく支給決定を受けた入居者の障害程度区分)

			なし	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)	
件数	グループホーム	区分非該当	計	697	216	77	43	26	18	40	1,117	2.5	7.2
			男性	750	215	70	26	8	8	40	1,117	1.7	5.5
			女性	818	209	43	6	1	0	40	1,117	0.9	3.6
		区分1	計	599	365	67	28	7	10	41	1,117	2.0	4.5
			男性	674	331	52	12	1	5	42	1,117	1.3	3.6
			女性	797	256	16	5	1	0	42	1,117	0.7	2.5
	ケアホーム	区分2	計	393	469	129	44	19	22	41	1,117	3.5	5.6
			男性	502	450	86	15	12	9	43	1,117	2.1	4.0
			女性	592	416	51	10	1	4	43	1,117	1.4	3.2
		区分3	計	403	478	108	51	20	16	41	1,117	3.3	5.3
			男性	515	459	72	13	6	7	45	1,117	1.9	3.7
			女性	599	409	51	7	2	4	45	1,117	1.4	3.2
	区分4	計	578	412	56	19	6	6	40	1,117	1.8	3.8	
		男性	657	371	35	6	2	3	43	1,117	1.1	2.8	
		女性	762	285	19	7	1	0	43	1,117	0.7	2.4	
	区分5	計	770	275	23	8	0	1	40	1,117	0.7	2.6	
		男性	827	232	13	1	1	0	43	1,117	0.5	2.0	
		女性	921	150	3	0	0	0	43	1,117	0.3	1.9	
	区分6	計	921	142	10	2	0	2	40	1,117	0.4	2.7	
		男性	963	106	6	0	0	0	41	1,117	0.2	2.3	
		女性	983	91	1	1	0	0	41	1,117	0.2	1.8	
計			6	308	287	161	112	204	39	1,117	14.3	14.4	
			82	435	281	118	61	98	42	1,117	8.9	9.6	
			208	528	195	78	29	37	42	1,117	5.4	6.7	
割合	グループホーム	区分非該当	計 N=1,117	62.4	19.3	6.9	3.8	2.3	1.6	3.6	100.0		
			男性 N=1,117	67.1	19.2	6.3	2.3	0.7	0.7	3.6	100.0		
			女性 N=1,117	73.2	18.7	3.8	0.5	0.1	0.0	3.6	100.0		
		区分1	計 N=1,117	53.6	32.7	6.0	2.5	0.6	0.9	3.7	100.0		
			男性 N=1,117	60.3	29.6	4.7	1.1	0.1	0.4	3.8	100.0		
			女性 N=1,117	71.4	22.9	1.4	0.4	0.1	0.0	3.8	100.0		
	ケアホーム	区分2	計 N=1,117	35.2	42.0	11.5	3.9	1.7	2.0	3.7	100.0		
			男性 N=1,117	44.9	40.3	7.7	1.3	1.1	0.8	3.8	100.0		
			女性 N=1,117	53.0	37.2	4.6	0.9	0.1	0.4	3.8	100.0		
		区分3	計 N=1,117	36.1	42.8	9.7	4.6	1.8	1.4	3.7	100.0		
			男性 N=1,117	46.1	41.1	6.4	1.2	0.5	0.6	4.0	100.0		
			女性 N=1,117	53.6	36.6	4.6	0.6	0.2	0.4	4.0	100.0		
	区分4	計 N=1,117	51.7	36.9	5.0	1.7	0.5	0.5	3.6	100.0			
		男性 N=1,117	58.8	33.2	3.1	0.5	0.2	0.3	3.8	100.0			
		女性 N=1,117	68.2	25.5	1.7	0.6	0.1	0.0	3.8	100.0			
	区分5	計 N=1,117	68.9	24.6	2.1	0.7	0.0	0.1	3.6	100.0			
		男性 N=1,117	74.0	20.8	1.2	0.1	0.1	0.0	3.8	100.0			
		女性 N=1,117	82.5	13.4	0.3	0.0	0.0	0.0	3.8	100.0			
	区分6	計 N=1,117	82.5	12.7	0.9	0.2	0.0	0.2	3.6	100.0			
		男性 N=1,117	86.2	9.5	0.5	0.0	0.1	0.0	3.7	100.0			
		女性 N=1,117	88.0	8.1	0.1	0.1	0.0	0.0	3.7	100.0			
計			0.5	27.6	25.7	14.4	10.0	18.3	3.5	100.0			
			7.3	38.9	25.2	10.6	5.5	8.8	3.8	100.0			
			18.6	47.3	17.5	7.0	2.6	3.3	3.8	100.0			
割合 (除無回答)	グループホーム	区分非該当	計 N=1,077	64.7	20.1	7.1	4.0	2.4	1.7	—	100.0		
			男性 N=1,077	69.6	20.0	6.5	2.4	0.7	0.7	—	100.0		
			女性 N=1,077	76.0	19.4	4.0	0.6	0.1	0.0	—	100.0		
		区分1	計 N=1,076	55.7	33.9	6.2	2.6	0.7	0.9	—	100.0		
			男性 N=1,075	62.7	30.8	4.8	1.1	0.1	0.5	—	100.0		
			女性 N=1,075	74.1	23.8	1.5	0.5	0.1	0.0	—	100.0		
	ケアホーム	区分2	計 N=1,076	36.5	43.6	12.0	4.1	1.8	2.0	—	100.0		
			男性 N=1,074	46.7	41.9	8.0	1.4	1.1	0.8	—	100.0		
			女性 N=1,074	55.1	38.7	4.7	0.9	0.1	0.4	—	100.0		
		区分3	計 N=1,076	37.5	44.4	10.0	4.7	1.9	1.5	—	100.0		
			男性 N=1,072	48.0	42.8	6.7	1.2	0.6	0.7	—	100.0		
			女性 N=1,072	55.9	38.2	4.8	0.7	0.2	0.4	—	100.0		
	区分4	計 N=1,077	53.7	38.3	5.2	1.8	0.6	0.6	—	100.0			
		男性 N=1,074	61.2	34.5	3.3	0.6	0.2	0.3	—	100.0			
		女性 N=1,074	70.9	26.5	1.8	0.7	0.1	0.0	—	100.0			
	区分5	計 N=1,077	71.5	25.5	2.1	0.7	0.0	0.1	—	100.0			
		男性 N=1,074	77.0	21.6	1.2	0.1	0.1	0.0	—	100.0			
		女性 N=1,074	85.8	14.0	0.3	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	区分6	計 N=1,077	85.5	13.2	0.9	0.2	0.0	0.2	—	100.0			
		男性 N=1,076	89.5	9.9	0.6	0.0	0.1	0.0	—	100.0			
		女性 N=1,076	91.4	8.5	0.1	0.1	0.0	0.0	—	100.0			
計			0.6	28.6	26.6	14.9	10.4	18.9	—	100.0			
			7.6	40.5	26.1	11.0	5.7	9.1	—	100.0			
			19.3	49.1	18.1	7.3	2.7	3.4	—	100.0			

【2】-3. 入居者数の人数
(利用契約等の種類)

			なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)	
件数	措置利用者	計	1,076	0	0	0	2	0	0	39	1,117	0.0	4.0	
		男性	1,076	0	1	0	1	0	0	39	1,117	0.0	3.0	
		女性	1,076	0	1	0	1	0	0	39	1,117	0.0	3.0	
	私的契約による利用者	計	1,065	1	0	3	1	0	7	40	1,117	0.1	8.5	
		男性	1,065	1	3	2	1	2	3	40	1,117	0.1	5.3	
		女性	1,067	2	1	1	2	2	2	40	1,117	0.0	3.9	
	計	計	1,060	6	5	2	1	0	4	39	1,117	0.1	3.4	
		男性	1,064	4	4	1	0	4	1	39	1,117	0.0	3.3	
		女性	1,068	5	1	2	2	0	0	39	1,117	0.0	2.1	
	その他	計	1,045	7	5	5	4	0	11	40	1,117	0.2	5.4	
		男性	1,049	5	8	3	2	6	4	40	1,117	0.1	4.1	
		女性	1,055	7	3	3	5	2	2	40	1,117	0.1	3.0	
割合	措置利用者	計	N=1,117	96.3	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	3.5	100.0			
		男性	N=1,117	96.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	3.5	100.0		
		女性	N=1,117	96.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	3.5	100.0		
	私的契約による利用者	計	N=1,117	95.3	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0	0.6	3.6	100.0		
		男性	N=1,117	95.3	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.3	3.6	100.0		
		女性	N=1,117	95.5	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	3.6	100.0		
	その他	計	N=1,117	94.9	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0	0.4	3.5	100.0		
		男性	N=1,117	95.3	0.4	0.4	0.1	0.0	0.4	0.1	3.5	100.0		
		女性	N=1,117	95.6	0.4	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	3.5	100.0		
	計	計	N=1,117	93.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.0	1.0	3.6	100.0		
		男性	N=1,117	93.9	0.4	0.7	0.3	0.2	0.5	0.4	3.6	100.0		
		女性	N=1,117	94.4	0.6	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	3.6	100.0		
割合 (除無回答)	措置利用者	計	N=1,078	99.8	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	—	100.0			
		男性	N=1,078	99.8	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	—	100.0		
		女性	N=1,078	99.8	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	—	100.0		
	私的契約による利用者	計	N=1,077	98.9	0.1	0.0	0.3	0.1	0.0	0.6	—	100.0		
		男性	N=1,077	98.9	0.1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.3	—	100.0		
		女性	N=1,077	99.1	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	—	100.0		
	その他	計	N=1,078	98.3	0.6	0.5	0.2	0.1	0.0	0.4	—	100.0		
		男性	N=1,078	98.7	0.4	0.4	0.1	0.0	0.4	0.1	—	100.0		
		女性	N=1,078	99.1	0.5	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	—	100.0		
	計	計	N=1,077	97.0	0.6	0.5	0.5	0.4	0.0	1.0	—	100.0		
		男性	N=1,077	97.4	0.5	0.7	0.3	0.2	0.6	0.4	—	100.0		
		女性	N=1,077	98.0	0.6	0.3	0.3	0.5	0.2	0.2	—	100.0		

合 計		なし	1～5人	6～10人	11～15人	16～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)
件数	計	2	302	291	162	114	206	40	1,117	14.4	14.5
	男性	76	436	281	121	60	100	43	1,117	9.0	9.7
	女性	202	530	193	83	29	37	43	1,117	5.5	6.8
割合	計	N=1,117	0.2	27.0	26.1	14.5	10.2	18.4	3.6	100.0	
	男性	N=1,117	6.8	39.0	25.2	10.8	5.4	9.0	3.8	100.0	
	女性	N=1,117	18.1	47.4	17.3	7.4	2.6	3.3	3.8	100.0	
割合 (除無回答)	計	N=1,077	0.2	28.0	27.0	15.0	10.6	19.1	—	100.0	
	男性	N=1,074	7.1	40.6	26.2	11.3	5.6	9.3	—	100.0	
	女性	N=1,074	18.8	49.3	18.0	7.7	2.7	3.4	—	100.0	

4.医療的ケアを必要とする入居者

医療的ケアが必要な入居者について、みてみよう。

今回の調査では、医療的ケアとは、「導尿・浣腸・排便」、「経管栄養・吸引」、「気管切開の管理・人工呼吸器の管理」、「投薬・服薬管理」、「胃ろうによる食事とその管理」、「糖尿によるインシュリン注射」とした。

医療的ケアの必要な入居者がいる法人は、少なくとも 34.7%となっている。また、いないと回答した法人は 32.0%で、無回答が 33.3%と多かった。医療的ケアに対する回答のためらいがあったのかもしれない。

では、医療的ケアの必要な入居者がいると回答した法人（388 法人）について、必要なケアの種類をみてみよう（(表【2】-4) ①必要とする医療的ケア)。これによると、最も多いのは、「投薬・服薬管理」で 91.2%の法人（無回答含む。以下同じ）、以下「糖尿によるインシュリン注射」11.6%、「導尿・浣腸・排便」8.8%等となっている。

医療的ケアを必要とする入居者の人員ベースでみると（表【2】-4-①（再集計）。無回答は除く）、その総数は 3,816 人となっている。うち最も多いのは「投薬・服薬管理」で 95.5%、次いで「導尿・浣腸・排便」が 1.4%、「糖尿によるインシュリン注射」が 1.3%である。

必要な医療的ケアについて、その対応者を本人を含めて示したものが、(表【2】-4) ② 必要とされる医療的ケアの種類毎の対応者（複数回答）」である。

表【2】-4（再集計）
医療的ケアの必要な入居者がいる法人

	法人数	%	% (除無回答)
いない	357	32.0	47.9
いる	388	34.7	52.1
無回答	372	33.3	—
計	1,117	100.0	100.0

表【2】-4-①(再集計) 必要とする医療的ケア毎の人数(複数回答)

必要な医療的ケア	人	%
導尿・浣腸・排便	55	1.4
経管栄養・吸引	11	0.3
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	9	0.2
投薬・服薬管理	3644	95.5
胃ろうによる食事とその管理	8	0.2
糖尿によるインシュリン注射	51	1.3
医療的ケアの必要な入居者数	3816	100.0

注) 無回答は除く。

5.身体障害者の利用状況… (表)【2】-5

2009 年 10 月から始まった、身体障害者の GH・CH の利用についてみてみよう。但し、従来より、知的障害や精神障害との重複で既に入居していた人は除いている。無回答が 18.4%と多くなっている。

「予定はない」が 75.3%（無回答を含む。以下同じ）、「入居を開始している」が 3.8%、「入居はまだだが、今年度中に、入居予定がある」が 1.3%となっている。

【2】-4. 医療的ケアを必要とする入居者について

① 医療的ケアを必要とする入居者数

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=745
いない	357	32.0	47.9
1～5人	167	15.0	22.4
6～10人	103	9.2	13.8
11～15人	45	4.0	6.0
16～20人	31	2.8	4.2
21～25人	17	1.5	2.3
26～30人	12	1.1	1.6
31人以上	13	1.2	1.7
無回答	372	33.3	—
全 体	1,117	100.0	100.0
平 均	N=745	5.1人	

【2-4①で「いない」回答した人、無回答の人は除く】

① 必要とする医療的ケア（複数回答）

	件数	割合	
		N=388	割合 (除無回答) N=383
導尿・洗腸・排便	34	8.8	8.9
経管栄養・吸引	7	1.8	1.8
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	6	1.5	1.6
投薬・服薬管理	354	91.2	92.4
胃ろうによる食事とその管理	4	1.0	1.0
糖尿病によるインシュリン注射	45	11.6	11.7
無回答	5	1.3	—
全 体	455	—	—

		1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21～30人	31人以上	全体	平均 (人)
件数	導尿・洗腸・排便	23	8	1	0	1	1	0	0	0	34	1.6
	経管栄養・吸引	4	2	1	0	0	0	0	0	0	7	1.6
	気管切開の管理・人工呼吸器の管理	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6	1.5
	投薬・服薬管理	22	26	37	34	24	96	74	28	13	354	10.3
	胃ろうによる食事とその管理	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4	2.0
	糖尿病によるインシュリン注射	39	6	0	0	0	0	0	0	0	45	1.1
	割合											
導尿・洗腸・排便	N=34	67.6	23.5	2.9	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	0.0	100.0	
経管栄養・吸引	N=7	57.1	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	N=6	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
投薬・服薬管理	N=354	6.2	7.3	10.5	9.6	6.8	27.1	20.9	7.9	3.7	100.0	
胃ろうによる食事とその管理	N=4	75.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
糖尿病によるインシュリン注射	N=45	86.7	13.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	

② 必要とされる医療的ケアの種類ごとの対応者（複数回答）

		本人	看護師	サビ管	世話人	生活支援員	ホームヘルパー	親族	その他	無回答	全体
件数	導尿・洗腸・排便	9	10	4	13	13	2	1	0	1	53
	経管栄養・吸引	0	5	1	4	3	1	1	0	0	15
	気管切開の管理・人工呼吸器の管理	2	2	2	3	1	0	0	0	0	10
	投薬・服薬管理	158	59	97	309	156	6	16	11	17	829
	胃ろうによる食事とその管理	0	0	1	3	2	1	0	0	1	8
	糖尿病によるインシュリン注射	34	6	4	10	8	0	1	1	5	69
	割合										
導尿・洗腸・排便	N=34	26.5	29.4	11.8	38.2	38.2	5.9	2.9	0.0	2.9	—
経管栄養・吸引	N=7	0.0	71.4	14.3	57.1	42.9	14.3	14.3	0.0	0.0	—
気管切開の管理・人工呼吸器の管理	N=6	33.3	33.3	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	—
投薬・服薬管理	N=354	44.6	16.7	27.4	87.3	44.1	1.7	4.5	3.1	4.8	—
胃ろうによる食事とその管理	N=4	0.0	0.0	25.0	75.0	50.0	25.0	0.0	0.0	25.0	—
糖尿病によるインシュリン注射	N=45	75.6	13.3	8.9	22.2	17.8	0.0	2.2	2.2	11.1	—
(除無回答)	導尿・洗腸・排便	N=33	27.3	30.3	12.1	39.4	39.4	6.1	3.0	0.0	—
	経管栄養・吸引	N=7	0.0	71.4	14.3	57.1	42.9	14.3	14.3	0.0	—
	気管切開の管理・人工呼吸器の管理	N=6	33.3	33.3	33.3	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	—
	投薬・服薬管理	N=337	46.9	17.5	28.8	91.7	46.3	1.8	4.7	3.3	—
	胃ろうによる食事とその管理	N=3	0.0	0.0	33.3	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0	—
	糖尿病によるインシュリン注射	N=40	85.0	15.0	10.0	25.0	20.0	0.0	2.5	2.5	—

【2】-5. 2009年10月からの身体障害者のグループホーム・ケアホームの利用状況（知的障害者や精神障害との重複で従来も入居していた人を除く）

	件数	割合	
		N=1,117	割合 (除無回答) N=912
入居を開始している	43	3.8	4.7
入居はまだだが、今年度中に、入居予定がある	15	1.3	1.6
予定はない	841	75.3	92.2
その他	13	1.2	1.4
無回答	205	18.4	—
全 体	1,117	100.0	100.0

6.体験利用での利用状況

2009年4月より、体験入居制度が導入された。その利用状況をみてみよう。

①利用状況… (表【2】-6) ①

「体験入居を開始している」法人は、24.9%（無回答を含む。以下同じ）となっている。

「必要性はあるが体験入居の予定はない」法人は41.0%、「体験入居を開始する予定」の法人は8.2%である。

他方、「必要性がなく体験入居の予定はない」法人が、17.3%となっている。

②部屋の確保…… (表【2】-6) ②

体験入居のための部屋は、どのように確保されているのだろうか。

最も多いのが、「空き部屋を利用している」で63.5%（法人，無回答を含む。以下同じ）、次いで「入居予定者に、入居予定の部屋に体験入居してもらっている」が30.0%となっている。

「体験入居専用の部屋を設定している」は16.2%、「体験入居専用の共同住居を充てている」は1.4%となっていた。

7.食事提供

GH・CHにおいて、食事提供の状況をたずねたのが、(表)【2】-7である。

「全てのホームで食事提供をしている」法人が86.6%である一方、「食事提供しているホームはない」法人が4.5%となっている。

精神障害者が主に入居するGH・CHにおいて、「食事会」等が催されることがあり、その回答が食事提供をしている選択肢に回答されていれば、日常の食事提供をしている法人は、さらに低くなる可能性があるだろう。

① 体験入居の支給決定を受け手の利用について

	件数	割合 (除無回答)	
		N=1,117	N=1,021
体験入居を開始している	278	24.9	27.2
体験入居を開始する予定	92	8.2	9.0
必要性はあるが体験入居の予定はない	458	41.0	44.9
必要性がなく体験入居の予定はない	193	17.3	18.9
無回答	96	8.6	—
全 体	1,117	100.0	100.0

【2-6①】で「体験入居を開始している」または「体験入居を開始する予定」と回答した人のみ

② 体験入居用の部屋の設定 (複数回答)

	件数	割合 (除無回答)	
		N=370	N=366
空き部屋を利用している	235	63.5	64.2
体験入居専用の部屋を設定している	60	16.2	16.4
体験入居専用の共同住居を充てている	5	1.4	1.4
入居予定者に、入居予定の部屋に体験入居してもらっている	111	30.0	30.3
その他	3	0.8	0.8
無回答	4	1.1	—
全 体	418	—	—

【2】-7. グループホーム・ケアホームでの食事提供について

	件数	割合 (除無回答)	
		N=1,117	N=1,086
全てのホームで食事提供している	967	86.6	89.0
一部のホームで食事提供している	40	3.6	3.7
食事提供しているホームはない	50	4.5	4.6
その他	29	2.6	2.7
無回答	31	2.8	—
全 体	1,117	100.0	100.0

8.支援者について一職名と契約

今回、回答が得られた1,117法人の支援者の総数は、のべ11,657人であった。支援者とは、管理者・サービス管理責任者・世話人・生活支援員を指す。のべとは、兼務が含まれているため、GH・CH内部での兼務の場合は、重複して計上されている可能性があるためである。(以下の構成比はのべ)

表【2】-8-1(再集計)によって、まずはGH・CHの支援者総数11,657人の構成をみてみよう。

「管理者」は専任・兼務も含め9.5%、「サービス管理責任者」は専任・兼務も含め11.2%、「世話人」は専任・兼務も含め51.5%、「生活支援員」は専任・兼務も含め27.8%、となっている。

そのうち、最も多いのは、「世話人(専任)」が35.7%である。「世話人(兼務)」も合わせると、51.5%が世話人であって、GH・CHで最も大きな職業集団であると言える。

女性労働者の60.5%が、世話人(専任・兼務合わせて)である。

「⑤非正規」をみると、その47.7%が「世話人(専任)」である。

「⑦業務委託・請負労働」をみると、その61.4%が「世話人(専任)」である。

表【2】-8-1(再集計) 支援者の職名の構成比(%)

支援者の職名	合計	性別(%)			契約別(%)				
		男性	女性	不明	④ 正規 職員	⑤ 非正規 (期限付き 雇用 ・嘱託・ア ルバイト・ パートタイ ム) 職員で⑥ 以外	⑥ 非正規 (アルバ イト)で 学生(大 学・短大・ 専門学校 等)	⑦ 業務委託 請負労働 (雇用契 約ではな い)	不明
管理者(専任)	1.3	2.7	0.7	0.8	2.4	0.1	0.0	0.5	4.5
管理者(兼務)	8.2	19.4	3.9	2.3	18.0	0.6	0.0	0.8	16.8
サービス管理責任者(専任)	2.4	3.7	2.0	0.3	4.6	0.5	0.0	0.1	5.9
サービス管理責任者(兼務)	8.8	15.5	6.4	3.6	18.9	1.1	0.0	0.9	17.6
世話人(専任)	35.7	16.4	43.7	41.6	17.9	47.7	37.0	61.4	20.0
世話人(兼務)	15.8	13.3	16.8	16.3	12.9	18.4	14.5	18.3	11.5
生活支援員(専任)	11.6	10.5	12.0	13.1	6.3	16.6	31.0	5.1	10.2
生活支援員(兼務)	16.2	18.4	14.5	21.9	19.0	14.9	17.5	12.8	13.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表【2】-8-2(再集計)は、支援者の職名毎に男女比をまとめたものである。性別不明を除く%で、みてみよう。

「世話人(専任)」の女性85.5%が突出している。

「サービス管理責任者」では、男女ほぼ同数であるが、「管理職」は男性が多く、「世話人」「生活支援員」では、女性が多い。

表【2】-8-2(再集計) 支援者の職名と性別

支援者の職名	性別(実数)				性別(%)				性別(不明を除く%)		
	合計	男性	女性	不明	合計	男性	女性	不明	合計	男性	女性
管理者(専任)	148	91	50	7	100.0	61.5	33.8	4.7	100.0	64.5	35.5
管理者(兼務)	955	648	286	21	100.0	67.9	29.9	2.2	100.0	69.4	30.6
サービス管理責任者(専任)	277	125	149	3	100.0	45.1	53.8	1.1	100.0	45.6	54.4
サービス管理責任者(兼務)	1,028	518	477	33	100.0	50.4	46.4	3.2	100.0	52.1	47.9
世話人(専任)	4,162	549	3,235	378	100.0	13.2	77.7	9.1	100.0	14.5	85.5
世話人(兼務)	1,841	445	1,248	148	100.0	24.2	67.8	8.0	100.0	26.3	73.7
生活支援員(専任)	1,357	350	888	119	100.0	25.8	65.4	8.8	100.0	28.3	71.7
生活支援員(兼務)	1,889	615	1,075	199	100.0	32.6	56.9	10.5	100.0	36.4	63.6
計	11,657	3,341	7,408	908	100.0	28.7	63.5	7.8	100.0	31.1	68.9

表【2】－8－3（再集計）は、支援者の職名毎に契約の種類をまとめたものである。不明を除いてみよう。

職名計では、正規職員は、39.9%と4割に満たない。残り6割強は非正規や業務委託である。

特に、「世話人（専任）」では「正規職員」は19.4%、残り8割強が非正規や業務委託である。

「生活支援員（専任）」でも「正規職員」は21.3%にすぎない。

また、「世話人（専任）」の14.7%が、「世話人（兼務）」の10.0%が「業務委託・請負労働」となっている。

表【2】－8－3(再集計) 支援者の職名と契約

支援者の職名	契約別(実数)					契約別(%)					契約別(不明を除く%)						
	合計	④ 正規職員	⑤ 非正規 (期限付 ・嘱託・ア ルバイト・ パートタイ ム) 職員で⑥ 以外	⑥ 非正規 (アルバ イト)で 学生(大 学・短 大・専門 学校等)	⑦ 業務委 託 請負労働 (雇用契 約ではな い)	不明	合計	④ 正規職員	⑤ 非正規 (期限付 ・嘱託・ア ルバイト・ パートタイ ム) 職員で⑥ 以外	⑥ 非正規 (アルバ イト)で 学生(大 学・短 大・専門 学校等)	⑦ 業務委 託 請負労働 (雇用契 約ではな い)	不明	合計	④ 正規職員	⑤ 非正規 (期限付 ・嘱託・ア ルバイト・ パートタイ ム) 職員で⑥ 以外	⑥ 非正規 (アルバ イト)で 学生(大 学・短 大・専門 学校等)	⑦ 業務委 託 請負労働 (雇用契 約ではな い)
管理者(専任)	148	102	5	0	5	36	100.0	68.9	3.4	0.0	3.4	24.3	100.0	91.1	4.5	0.0	4.5
管理者(兼務)	955	778	34	0	8	135	100.0	81.5	3.6	0.0	0.8	14.1	100.0	94.9	4.1	0.0	1.0
サービス管理責任者(専任)	277	201	28	0	1	47	100.0	72.6	10.1	0.0	0.4	17.0	100.0	87.4	12.2	0.0	0.4
サービス管理責任者(兼務)	1,028	819	59	0	9	141	100.0	79.7	5.7	0.0	0.9	13.7	100.0	92.3	6.7	0.0	1.0
世話人(専任)	4,162	776	2,564	74	587	161	100.0	18.6	61.6	1.8	14.1	3.9	100.0	19.4	64.1	1.8	14.7
世話人(兼務)	1,841	558	987	29	175	92	100.0	30.3	53.6	1.6	9.5	5.0	100.0	31.9	56.4	1.7	10.0
生活支援員(専任)	1,357	272	892	62	49	82	100.0	20.0	65.7	4.6	3.6	6.0	100.0	21.3	70.0	4.9	3.8
生活支援員(兼務)	1,889	820	803	35	122	109	100.0	43.4	42.5	1.9	6.5	5.8	100.0	46.1	45.1	2.0	6.9
	11,657	4,326	5,372	200	956	803	100.0	37.1	46.1	1.7	8.2	6.9	100.0	39.9	49.5	1.8	8.8

表【2】－8－4（再集計）は、それぞれの職名の、専任・兼務の比率を示している。

支援者計では、専任・兼務はほぼ同じだが、職名毎にそれぞれ異なっている。専任の比率が高いのは、「世話人」で69.3%、次いで「生活支援員」で41.8%となっている。

表【2】－8－4(再集計) 職名毎の専任・兼務の比率(%)

支援者の職名	実数			%		
	計	専任	兼務	計	専任	兼務
管理者	1,103	148	955	100.0	13.4	86.6
サービス管理責任者	1,305	277	1,028	100.0	21.2	78.8
世話人	6,003	4,162	1,841	100.0	69.3	30.7
生活支援員	3,246	1,357	1,889	100.0	41.8	58.2
計	11,657	5,944	5,713	100.0	51.0	49.0

(表【2】－8)「①合計」によって、法人毎の職名別の人数をみてみよう。

専任についてみると、「管理者」は平均1.1人(0を除く)、「サービス管理責任者」は平均1.2人(同)、「世話人」は平均4.6人(同)、「生活支援員」は平均3.9人(同)となっている。

特に「世話人(専任)」を置いているのは、約8割の法人にのぼる。「1人」は19.0%(全法人)、「2人」は16.7%(同)と高くなっているが、他方「6～10人」も12.6%(同)となっている。2人以上の「世話人(専任)」がいるのは、約6割の法人となる。

従来世話人について、一人職場にまつわる種々の課題が語られることが多かったが、それに加えて、サービス管理責任者の職場での相談相手等の課題が指摘される必要があるかもしれない。

【2】-8. 支援者について

① 合計

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均(人)	平均(人) (0を除く)
件数	管理者(専任)	964	134	0	1	1	0	1	0	0	16	1,117	0.1	1.1
	管理者(兼務)	225	833	28	10	3	1	0	1	0	16	1,117	0.9	1.1
	サービス管理責任者(専任)	866	211	15	7	0	1	1	0	0	16	1,117	0.3	1.2
	サービス管理責任者(兼務)	242	750	86	13	5	2	1	2	0	16	1,117	0.9	1.2
	世話人(専任)	202	212	187	128	96	59	141	58	18	16	1,117	3.8	4.6
	世話人(兼務)	598	192	105	46	36	34	59	23	8	16	1,117	1.7	3.7
	生活支援員(専任)	755	122	65	54	28	15	41	16	5	16	1,117	1.2	3.9
	生活支援員(兼務)	579	199	104	53	41	33	57	28	7	16	1,117	1.7	3.6
割合	管理者(専任)	N=1,117	86.3	12.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	1.4	100.0	
	管理者(兼務)	N=1,117	20.1	74.6	2.5	0.9	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	1.4	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=1,117	77.5	18.9	1.3	0.6	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	1.4	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=1,117	21.7	67.1	7.7	1.2	0.4	0.2	0.1	0.2	0.0	1.4	100.0	
	世話人(専任)	N=1,117	18.1	19.0	16.7	11.5	8.6	5.3	12.6	5.2	1.6	1.4	100.0	
	世話人(兼務)	N=1,117	53.5	17.2	9.4	4.1	3.2	3.0	5.3	2.1	0.7	1.4	100.0	
	生活支援員(専任)	N=1,117	67.6	10.9	5.8	4.8	2.5	1.3	3.7	1.4	0.4	1.4	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=1,117	51.8	17.8	9.3	4.7	3.7	3.0	5.1	2.5	0.6	1.4	100.0	
割合 (除無回答)	管理者(専任)	N=1,101	87.6	12.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	—	100.0	
	管理者(兼務)	N=1,101	20.4	75.7	2.5	0.9	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=1,101	78.7	19.2	1.4	0.6	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=1,101	22.0	68.1	7.8	1.2	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0	—	100.0	
	世話人(専任)	N=1,101	18.3	19.3	17.0	11.6	8.7	5.4	12.8	5.3	1.6	—	100.0	
	世話人(兼務)	N=1,101	54.3	17.4	9.5	4.2	3.3	3.1	5.4	2.1	0.7	—	100.0	
	生活支援員(専任)	N=1,101	68.6	11.1	5.9	4.9	2.5	1.4	3.7	1.5	0.5	—	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=1,101	52.6	18.1	9.4	4.8	3.7	3.0	5.2	2.5	0.6	—	100.0	

【②～⑦】は、①合計で「なし」と回答した人、無回答の人は除く】

② 男性

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均(人)	平均(人) (0を除く)
件数	管理者(専任)	50	80	0	0	1	0	1	0	0	5	137	0.7	1.1
	管理者(兼務)	255	575	17	7	1	0	0	1	0	20	876	0.8	1.1
	サービス管理責任者(専任)	122	100	8	0	1	1	0	0	0	3	235	0.5	1.1
	サービス管理責任者(兼務)	387	400	31	5	3	0	2	1	0	30	859	0.6	1.2
	世話人(専任)	569	153	62	27	6	5	12	2	1	62	899	0.7	2.0
	世話人(兼務)	254	123	44	20	12	3	9	2	1	35	503	1.0	2.1
	生活支援員(専任)	166	81	33	18	9	4	4	3	1	27	346	1.1	2.3
	生活支援員(兼務)	218	152	51	17	15	7	20	5	0	37	522	1.3	2.3
割合	管理者(専任)	N=137	36.5	58.4	0.0	0.0	0.7	0.0	0.7	0.0	0.0	3.6	100.0	
	管理者(兼務)	N=876	29.1	65.6	1.9	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0	2.3	99.9		
	サービス管理責任者(専任)	N=235	51.9	42.6	3.4	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	1.3	100.0		
	サービス管理責任者(兼務)	N=859	45.1	46.6	3.6	0.6	0.3	0.0	0.2	0.0	3.5	99.9		
	世話人(専任)	N=899	63.3	17.0	6.9	3.0	0.7	0.6	1.3	0.1	6.9	99.8		
	世話人(兼務)	N=503	50.5	24.5	8.7	4.0	2.4	0.6	1.8	0.2	7.0	99.6		
	生活支援員(専任)	N=346	48.0	23.4	9.5	5.2	2.6	1.2	1.2	0.3	7.8	99.1		
	生活支援員(兼務)	N=522	41.8	29.1	9.8	3.3	2.9	1.3	3.8	0.0	7.1	99.0		
割合 (除無回答)	管理者(専任)	N=132	37.9	60.6	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	0.0	—	100.0		
	管理者(兼務)	N=856	29.8	67.2	2.0	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0	—	99.9		
	サービス管理責任者(専任)	N=232	52.6	43.1	3.4	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	—	100.0		
	サービス管理責任者(兼務)	N=829	46.7	48.3	3.7	0.6	0.4	0.0	0.2	0.0	—	99.9		
	世話人(専任)	N=837	68.0	18.3	7.4	3.2	0.7	0.6	1.4	0.1	—	99.8		
	世話人(兼務)	N=468	54.3	26.3	9.4	4.3	2.6	0.6	1.9	0.2	—	99.6		
	生活支援員(専任)	N=319	52.0	25.4	10.3	5.6	2.8	1.3	1.3	0.3	—	99.1		
	生活支援員(兼務)	N=485	44.9	31.3	10.5	3.5	3.1	1.4	4.1	0.0	—	99.0		

③ 女性

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均(人)	平均(人) (0を除く)
件数	管理者(専任)	82	50	0	0	0	0	0	0	0	5	137	0.4	1.0
	管理者(兼務)	583	265	6	0	1	1	0	0	0	20	876	0.3	1.0
	サービス管理責任者(専任)	97	125	8	1	0	1	0	0	0	3	235	0.6	1.1
	サービス管理責任者(兼務)	390	410	24	3	0	2	0	0	0	30	859	0.6	1.1
	世話人(専任)	57	220	160	113	79	47	108	44	9	62	899	3.9	4.1
	世話人(兼務)	75	168	80	40	28	20	39	13	5	35	503	2.7	3.2
	生活支援員(専任)	52	101	70	32	13	12	27	7	5	27	346	2.8	3.3
	生活支援員(兼務)	105	176	78	34	25	20	38	7	2	37	522	2.2	2.8
割合	管理者(専任)	N=137	59.9	36.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	100.0	
	管理者(兼務)	N=876	66.6	30.3	0.7	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	2.3	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=235	41.3	53.2	3.4	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	1.3	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=859	45.4	47.7	2.8	0.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	3.5	100.0	
	世話人(専任)	N=899	6.3	24.5	17.8	12.6	8.8	5.2	12.0	4.9	1.0	6.9	100.0	
	世話人(兼務)	N=503	14.9	33.4	15.9	8.0	5.6	4.0	7.8	2.6	1.0	7.0	100.0	
	生活支援員(専任)	N=346	15.0	29.2	20.2	9.2	3.8	3.5	7.8	2.0	1.4	7.8	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=522	20.1	33.7	14.9	6.5	4.8	3.8	7.3	1.3	0.4	7.1	100.0	
割合 (除無回答)	管理者(専任)	N=132	62.1	37.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0		
	管理者(兼務)	N=856	68.1	31.0	0.7	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	—	100.0		
	サービス管理責任者(専任)	N=232	41.8	53.9	3.4	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	—	100.0		
	サービス管理責任者(兼務)	N=829	47.0	49.5	2.9	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	—	100.0		
	世話人(専任)	N=837	6.8	26.3	19.1	13.5	9.4	5.6	12.9	5.3	1.1	—	100.0	
	世話人(兼務)	N=468	16.0	35.9	17.1	8.5	6.0	4.3	8.3	2.8	1.1	—	100.0	
	生活支援員(専任)	N=319	16.3	31.7	21.9	10.0	4.1	3.8	8.5	2.2	1.6	—	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=485	21.6	36.3	16.1	7.0	5.2	4.1	7.8	1.4	0.4	—	100.0	

④ 正規職員

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)
件数	管理者(専任)	10	98	0	0	1	0	0	0	0	28	137	0.9	1.0
	管理者(兼務)	37	670	24	8	3	1	0	1	0	132	876	1.0	1.1
	サービス管理責任者(専任)	24	160	9	6	0	1	0	0	0	35	235	1.0	1.1
	サービス管理責任者(兼務)	58	598	64	11	5	2	0	2	0	119	859	1.1	1.2
	世話人(専任)	504	175	71	41	18	9	19	6	0	56	899	0.9	2.3
	世話人(兼務)	227	126	51	25	8	1	16	4	2	43	503	1.2	2.4
	生活支援員(専任)	185	84	24	14	6	5	4	0	1	23	346	0.8	2.0
	生活支援員(兼務)	171	149	70	28	16	13	24	8	1	42	522	1.7	2.7
割合	管理者(専任)	N=137	7.3	71.5	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	20.4	100.0		
	管理者(兼務)	N=876	4.2	76.5	2.7	0.9	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	15.1	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=235	10.2	68.1	3.8	2.6	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	14.9	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=859	6.8	69.6	7.5	1.3	0.6	0.2	0.0	0.2	0.0	13.9	100.0	
	世話人(専任)	N=899	56.1	19.5	7.9	4.6	2.0	1.0	2.1	0.7	0.0	6.2	100.0	
	世話人(兼務)	N=503	45.1	25.0	10.1	5.0	1.6	0.2	3.2	0.8	0.4	8.5	100.0	
	生活支援員(専任)	N=346	53.5	24.3	6.9	4.0	1.7	1.4	1.2	0.0	0.3	6.6	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=522	32.8	28.5	13.4	5.4	3.1	2.5	4.6	1.5	0.2	8.0	100.0	
割合 (除無回答)	管理者(専任)	N=109	9.2	89.9	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	—	100.0		
	管理者(兼務)	N=744	5.0	90.1	3.2	1.1	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=200	12.0	80.0	4.5	3.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=740	7.8	80.8	8.6	1.5	0.7	0.3	0.0	0.3	0.0	—	100.0	
	世話人(専任)	N=843	59.8	20.8	8.4	4.9	2.1	1.1	2.3	0.7	0.0	—	100.0	
	世話人(兼務)	N=460	49.3	27.4	11.1	5.4	1.7	0.2	3.5	0.9	0.4	—	100.0	
	生活支援員(専任)	N=323	57.3	26.0	7.4	4.3	1.9	1.5	1.2	0.0	0.3	—	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=480	35.6	31.0	14.6	5.8	3.3	2.7	5.0	1.7	0.2	—	100.0	

⑤ 非正規(期限付き雇用・嘱託・アルバイト・パートタイム)職員で⑥以外

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)
件数	管理者(専任)	104	5	0	0	0	0	0	0	0	28	137	0.0	1.0
	管理者(兼務)	713	28	3	0	0	0	0	0	0	132	876	0.0	1.1
	サービス管理責任者(専任)	175	22	3	0	0	0	0	0	0	35	235	0.1	1.1
	サービス管理責任者(兼務)	688	45	7	0	0	0	0	0	0	119	859	0.1	1.1
	世話人(専任)	316	124	109	69	60	38	86	35	11	51	899	3.0	4.8
	世話人(兼務)	185	106	60	25	19	24	28	11	4	41	503	2.1	3.6
	生活支援員(専任)	102	82	41	30	14	9	30	11	4	23	346	2.8	4.0
	生活支援員(兼務)	249	94	46	20	16	15	27	11	2	42	522	1.7	3.5
割合	管理者(専任)	N=137	75.9	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.4	100.0		
	管理者(兼務)	N=876	81.4	3.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.1	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=235	74.5	9.4	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.9	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=859	80.1	5.2	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.9	100.0	
	世話人(専任)	N=899	35.2	13.8	12.1	7.7	6.7	4.2	9.6	3.9	1.2	5.7	100.0	
	世話人(兼務)	N=503	36.8	21.1	11.9	5.0	3.8	4.8	5.6	2.2	0.8	8.2	100.0	
	生活支援員(専任)	N=346	29.5	23.7	11.8	8.7	4.0	2.6	8.7	3.2	1.2	6.6	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=522	47.7	18.0	8.8	3.8	3.1	2.9	5.2	2.1	0.4	8.0	100.0	
割合 (除無回答)	管理者(専任)	N=109	95.4	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0		
	管理者(兼務)	N=744	95.8	3.8	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(専任)	N=200	87.5	11.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	サービス管理責任者(兼務)	N=740	93.0	6.1	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	世話人(専任)	N=848	37.3	14.6	12.9	8.1	7.1	4.5	10.1	4.1	1.3	—	100.0	
	世話人(兼務)	N=462	40.0	22.9	13.0	5.4	4.1	5.2	6.1	2.4	0.9	—	100.0	
	生活支援員(専任)	N=323	31.6	25.4	12.7	9.3	4.3	2.8	9.3	3.4	1.2	—	100.0	
	生活支援員(兼務)	N=480	51.9	19.6	9.6	4.2	3.3	3.1	5.6	2.3	0.4	—	100.0	

⑥ 非正規（アルバイト）で学生（大学・短大・専門学校等）

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)	
件数	管理者（専任）	109	0	0	0	0	0	0	0	0	28	137	0.0	—	
	管理者（兼務）	744	0	0	0	0	0	0	0	0	132	876	0.0	—	
	サービス管理責任者（専任）	200	0	0	0	0	0	0	0	0	35	235	0.0	—	
	サービス管理責任者（兼務）	740	0	0	0	0	0	0	0	0	119	859	0.0	—	
	世話人（専任）	821	10	5	2	2	2	2	1	0	54	899	0.1	3.1	
	世話人（兼務）	444	9	2	2	1	0	1	0	0	44	503	0.1	1.9	
	生活支援員（専任）	301	7	6	4	1	0	2	1	0	24	346	0.2	3.0	
	生活支援員（兼務）	463	6	2	7	1	0	0	0	0	43	522	0.1	2.2	
割合	管理者（専任）	N=137	79.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.4	100.0			
	管理者（兼務）	N=876	84.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.1	100.0			
	サービス管理責任者（専任）	N=235	85.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.9	100.0			
	サービス管理責任者（兼務）	N=859	86.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.9	100.0			
	世話人（専任）	N=899	91.3	1.1	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	6.0	100.0			
	世話人（兼務）	N=503	88.3	1.8	0.4	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	8.7	100.0			
	生活支援員（専任）	N=346	87.0	2.0	1.7	1.2	0.3	0.0	0.6	0.3	6.9	100.0			
	生活支援員（兼務）	N=522	88.7	1.1	0.4	1.3	0.2	0.0	0.0	0.0	8.2	100.0			
割合 (除無回答)	管理者（専任）	N=109	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	管理者（兼務）	N=744	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	サービス管理責任者（専任）	N=200	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	サービス管理責任者（兼務）	N=740	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	世話人（専任）	N=845	97.2	1.2	0.6	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	—	100.0		
	世話人（兼務）	N=459	96.7	2.0	0.4	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	—	100.0		
	生活支援員（専任）	N=322	93.5	2.2	1.9	1.2	0.3	0.0	0.6	0.3	0.0	—	100.0		
	生活支援員（兼務）	N=479	96.7	1.3	0.4	1.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0		

⑦ 業務委託請負労働（雇用契約ではない）

		なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	無回答	全体	平均 (人)	平均(人) (0を除く)	
件数	管理者（専任）	104	5	0	0	0	0	0	0	0	28	137	0.0	1.0	
	管理者（兼務）	736	8	0	0	0	0	0	0	0	132	876	0.0	1.0	
	サービス管理責任者（専任）	199	1	0	0	0	0	0	0	0	35	235	0.0	1.0	
	サービス管理責任者（兼務）	731	9	0	0	0	0	0	0	0	119	859	0.0	1.0	
	世話人（専任）	726	29	22	12	14	8	24	8	3	53	899	0.7	4.9	
	世話人（兼務）	422	14	8	3	2	1	3	4	2	44	503	0.4	4.7	
	生活支援員（専任）	301	11	4	1	3	0	2	0	0	24	346	0.2	2.3	
	生活支援員（兼務）	453	8	6	1	4	1	2	3	1	43	522	0.3	4.7	
割合	管理者（専任）	N=137	75.9	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.4	100.0			
	管理者（兼務）	N=876	84.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.1	100.0			
	サービス管理責任者（専任）	N=235	84.7	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.9	100.0			
	サービス管理責任者（兼務）	N=859	85.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.9	100.0			
	世話人（専任）	N=899	80.8	3.2	2.4	1.3	1.6	0.9	2.7	0.9	6.0	100.0			
	世話人（兼務）	N=503	83.9	2.8	1.6	0.6	0.4	0.2	0.6	0.8	8.7	100.0			
	生活支援員（専任）	N=346	87.0	3.2	1.2	0.3	0.9	0.0	0.6	0.0	6.9	100.0			
	生活支援員（兼務）	N=522	86.8	1.5	1.1	0.2	0.8	0.2	0.4	0.6	8.2	100.0			
割合 (除無回答)	管理者（専任）	N=109	95.4	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	管理者（兼務）	N=744	98.9	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	サービス管理責任者（専任）	N=200	99.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	サービス管理責任者（兼務）	N=740	98.8	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0			
	世話人（専任）	N=846	85.8	3.4	2.6	1.4	1.7	0.9	2.8	0.9	0.4	—	100.0		
	世話人（兼務）	N=459	91.9	3.1	1.7	0.7	0.4	0.2	0.7	0.9	0.4	—	100.0		
	生活支援員（専任）	N=322	93.5	3.4	1.2	0.3	0.9	0.0	0.6	0.0	0.0	—	100.0		
	生活支援員（兼務）	N=479	94.6	1.7	1.3	0.2	0.8	0.2	0.4	0.6	0.2	—	100.0		

B.建物票結果

序で述べた通り、建物票は、一つの建物毎に回答を得ている。共同住居毎ではない。繰り返すと、例えば、一つの建築物であるマンションに同一の法人の複数の共同住居がある場合、建物票では、建物一つをまるまる把握することを目的とした。ただし、複数の法人が同一の建物に共同住居を持っている場合は、法人ごとの調査なので、結果的に別々の調査票（建物票）で回答されており、この点での建物把握の重複と漏れはありうることになる。調査票では、全ての建物について回答を頂けるように設問したが、回答漏れが全くないとは言えない。そのようにして、回答が得られた建物数は、3,076であった。その点に、留意しながら、以下建物票の調査結果をみていこう。

1.共同住居の形態…表【3】－1

まずは、一つの建物が「GH」、「CH」、「GH・CH」のいずれに利用されているか、一つの建物に、どの利用がなされている住戸が含まれているか、建物毎の住居形態をみてみよう。

一つの建物に「GH」のみであるのは27.2%、「CH」のみであるのは23.9%、「GH・CH」であるのは48.9%となっている。以下では、適宜この3つの区分を用いて、建物票の調査結果をみていきたい。

表【3】－1.建物毎の住居形態

住居形態	建物数	%
GH	837	27.2
CH	734	23.9
GH・CH	1,505	48.9
全体	3,076	100.0

2.建物内の共同住居とユニット

①共同住居の数

一つの建物に、いくつの共同住居が入居しているかを示しているのが、(表【3】－2)「①共同住居」である。

これによると、3,076の建物のうち、共同住居が「1」である建物数は2,263で、全体の73.6%である。他方、複数の共同住居が入居している建物数は同15.1%となっている。

複数の共同住居が入居している建物のうち、共同住居が「2」である建物は全体の4.6%、「6以上」である建物は同3.3%となっている。

【3】－2. 建物内の共同住居数とユニット数

①共同住居

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3,076	0	2,263	143	59	98	64	101	348	1.6
		%	100.0	0.0	73.6	4.6	1.9	3.2	2.1	3.3	11.3
住居形態	グループホーム	837	0.0	68.6	4.5	3.1	4.8	2.2	4.8	12.1	1.8
	ケアホーム	734	0.0	78.1	5.0	1.1	2.5	1.8	2.5	9.1	1.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	0.0	74.2	4.5	1.7	2.7	2.2	2.9	12.0	1.5

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3076	0	2263	143	59	98	64	101	348	1.5557185
		実数									
住居形態	グループホーム	837	0	574	38	26	40	18	40	101	1.7608696
	ケアホーム	734	0	573	37	8	18	13	18	67	1.4062969
	グループホームとケアホームの両方	1505	0	1116	68	25	40	33	43	180	1.5169811

②ユニットの数

一つの建物に、いくつのユニットが設定されているかを示しているのが、(表【3】-2)「②ユニット数」である。この設問は、無回答が62.5%と大変高かった。それは、複数ユニットのある法人や建物では、ユニットという考え方が浸透していても、複数ユニットのない法人や建物では、そもそもユニットという考え方がないわけだから、無回答が増えたり「0」という回答がみられたのだと推察される。よって、無回答を含めて、複数ユニットについてみてみよう。

一つの建物に複数ユニットがあるのは13.9%である。「2」ユニットが4.9% 「3」ユニットが1.7%、「4」以上は7.3%である。「6以上」という回答も2.7%ある。

【3】-2. 建物内の共同住居数とユニット数

②ユニット

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3,076	26	703	151	52	89	51	83	1,921	2.1
%		100.0	0.8	22.9	4.9	1.7	2.9	1.7	2.7	62.5	—
住居形態	グループホーム	837	0.6	20.7	4.1	1.8	4.5	2.0	2.9	63.4	2.3
	ケアホーム	734	0.1	22.5	6.5	1.2	1.8	1.9	2.7	63.2	2.1
	グループホームとケアホームの両方	1,505	1.3	24.3	4.6	1.9	2.5	1.3	2.6	61.5	1.9

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3076	26	703	151	52	89	51	83	1921	2.0822511
実数											
住居形態	グループホーム	837	5	173	34	15	38	17	24	531	2.3464052
	ケアホーム	734	1	165	48	9	13	14	20	464	2.0666667
	グループホームとケアホームの両方	1505	20	365	69	28	38	20	39	926	1.9499136

3.共同住居の定員

一つの建物内の共同住居の総定員をみてみよう。

「4人定員」が最も多く35.4%、以下「5人定員」が22.1% 「6人定員」が16.3%となっている。

【3】-3. 共同住居の定員

		全体	2人定員	3人定員	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員	11~20人定員	21~30人定員	無回答	平均(人)
全体		3,076	108	91	1,088	681	501	199	70	41	80	102	4	111	5.4
%		100.0	3.5	3.0	35.4	22.1	16.3	6.5	2.3	1.3	2.6	3.3	0.1	3.6	—
住居形態	グループホーム	837	6.0	3.3	35.8	17.6	16.6	4.4	2.7	1.6	3.0	3.9	0.1	4.9	5.4
	ケアホーム	734	2.3	2.7	38.8	21.5	14.0	8.0	1.9	1.4	2.2	3.7	0.1	3.3	5.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	2.7	2.9	33.4	25.0	17.2	6.8	2.2	1.2	2.6	2.8	0.1	3.1	5.4

		全体	2人定員	3人定員	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員	11~20人定員	21~30人定員	無回答	平均(人)
全体		3076	108	91	1088	681	501	199	70	41	80	102	4	111	5.388196
実数															
住居形態	グループホーム	837	50	28	300	147	139	37	23	13	25	33	1	41	5.388191
	ケアホーム	734	17	20	285	158	103	59	14	10	16	27	1	24	5.38169
	グループホームとケアホームの両方	1505	41	43	503	376	259	103	33	18	39	42	2	46	5.391364

A.法人票では、定員毎に共同住居の分布をみた。ここでは、以上の通り、総定員毎の建物数の分布がわかった。そこで、定員毎の分布を、A.法人票の共同住居別と、B.建物票の建物別で比較してみよう。

表【3】-3は、無回答を除いている。これをみると、共同住居・建物ともに最も多いのは、「4人定員」となっており、共同住居では33.9%、建物では36.7%となっている。「2人定員」では、共同住居7.4%、建物では3.6%と、建物単位でみると「2人定員」の構成比が低くなっていることがわかる。僅かながら、「7人定員」以上では、建物単位でみた方が構成比は高くなっている。また、「21~30人定員」の共同住居は1であったのが、総定員が「21~30人定員」である建物は4であることもわかる。つまり、GH・CHの定員数に対する規制としては、共同住居に着目するだけでは、十分な網をかけられているとは言い切れないということである。さらに、定員推計からみれば、「11~20人定員」の共同住居

には合計定員の5.4%が含まれることになる一方、「11～20人定員」の建物には合計定員の9.8%が含まれることになる。同様にみると11人以上の定員を有する建物には、合計定員の10.4%がふくまれることになるのである。

表【3】-3 共同住居毎と建物毎にみた定員の分布と合計定員推計

定員規模	共同住居毎にみた場合(A.法人票)						建物毎にみた場合(B.建物票)					
	共同住居(MA)			合計定員推計*3			建物			合計定員推計*4		
	共同住居数	%	累積%	定員数	%	累積%	建物数	%	累積%	定員数	%	累積%
2人定員	290	7.4	7.4	580	3.0	3.0	108	3.6	3.6	216	1.3	1.3
3人定員	145	3.7	11.0	435	2.3	5.3	91	3.1	6.7	273	1.7	3.0
4人定員	1,335	33.9	44.9	5,340	27.8	33.1	1,088	36.7	43.4	4,352	27.1	30.1
5人定員	949	24.1	69.0	4,745	24.7	57.8	681	23.0	66.4	3,405	21.2	51.4
6人定員	692	17.6	86.5	3,460	18.0	75.8	501	16.9	83.3	3,006	18.7	70.1
7人定員	250	6.3	92.8	1,750	9.1	84.9	199	6.7	90.0	1,393	8.7	78.8
8人定員	64	1.6	94.5	512	2.7	87.5	70	2.4	92.3	560	3.5	82.2
9人定員	41	1.0	95.5	369	1.9	89.5	41	1.4	93.7	369	2.3	84.5
10人定員	96	2.4	97.9	960	5.0	94.5	80	2.7	96.4	800	5.0	89.5
11～20人定員*1	80	2.0	100.0	1,040	5.4	99.9	102	3.4	99.9	1,581	9.8	99.4
21～30人定員*2	1	0.0	100.0	26	0.1	100.0	4	0.1	100.0	102	0.6	100.0
合計	3,943	100.0	—	19,217	100.0	—	2,965	100.0	—	16,057	100.0	—

注)無回答を除く

*1, *2, *3, *4は中位値で計算した。

4.利用者数

実際の利用者数を、以下の表に示しておく。

【3】-4. 現在の利用者数

1. グループホームとしての利用者数

①男性

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	無回答	平均(人)
全体		2,342	1,033	338	253	186	235	118	129	15	35	1.7
		%	100.0	44.1	14.4	10.8	7.9	10.0	5.0	5.5	0.6	1.5
住居形態	グループホーム	837	22.7	5.3	10.3	11.8	23.7	11.1	13.1	1.6	0.5	3.2
	ケアホーム	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	グループホームとケアホームの両方	1,505	56.0	19.5	11.1	5.8	2.5	1.7	1.3	0.1	2.1	0.9

全体		2342	1033	338	253	186	235	118	129	15	35	1.7256177
実数												
住居形態	グループホーム	837	190	44	86	99	198	93	110	13	4	3.1968788
	ケアホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	グループホームとケアホームの両方	1505	843	294	167	87	37	25	19	2	31	0.8941655

【3】-4. 現在の利用者数

1. グループホームとしての利用者数

②女性

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	無回答	平均(人)
全体		2,342	1,541	256	182	107	135	53	32	1	35	0.9
		%	100.0	65.8	10.9	7.8	4.6	5.8	2.3	1.4	0.0	1.5
住居形態	グループホーム	837	49.5	7.6	11.6	8.6	13.5	5.3	3.3	0.1	0.5	1.6
	ケアホーム	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	グループホームとケアホームの両方	1,505	74.9	12.8	5.6	2.3	1.5	0.6	0.3	0.0	2.1	0.4

全体		2342	1541	256	182	107	135	53	32	1	35	0.8539228
実数												
住居形態	グループホーム	837	414	64	97	72	113	44	28	1	4	1.6134454
	ケアホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	グループホームとケアホームの両方	1505	1127	192	85	35	22	9	4	0	31	0.4246947

【3】-4. 現在の利用者数

2. ケアホームとしての利用者数

①男性

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	無回答	平均 (人)
全 体		2,239	640	178	331	301	390	186	166	12	35	2.5
		%	100.0	28.6	7.9	14.8	13.4	17.4	8.3	7.4	0.5	1.6
住居形態	グループホーム	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	ケアホーム	734	26.0	2.7	13.4	8.6	23.2	11.9	13.2	0.5	0.5	3.0
	グループホームとケアホームの両方	1,505	29.8	10.5	15.5	15.8	14.6	6.6	4.6	0.5	2.1	2.2

全 体		2239	640	178	331	301	390	186	166	12	35	2.5027223
実数												
住居形態	グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	ケアホーム	734	191	20	98	63	170	87	97	4	4	3.0410959
	グループホームとケアホームの両方	1505	449	158	233	238	220	99	69	8	31	2.2360923

【3】-4. 現在の利用者数

2. ケアホームとしての利用者数

②女性

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11人以上	無回答	平均 (人)
全 体		2,239	999	207	297	226	284	101	85	4	36	1.7
		%	100.0	44.6	9.2	13.3	10.1	12.7	4.5	3.8	0.2	1.6
住居形態	グループホーム	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	ケアホーム	734	41.4	5.3	11.7	11.2	18.0	5.7	5.9	0.3	0.5	2.1
	グループホームとケアホームの両方	1,505	46.2	11.2	14.0	9.6	10.1	3.9	2.8	0.1	2.1	1.5

全 体		2239	999	207	297	226	284	101	85	4	36	1.703586
実数												
住居形態	グループホーム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	ケアホーム	734	304	39	86	82	132	42	43	2	4	2.0835616
	グループホームとケアホームの両方	1505	695	168	211	144	152	59	42	2	32	1.5152749

5.入居者の障害程度区分（支給決定に基づく）

ここでは、障害程度区分を点数化して、建物毎の平均点数をみてみよう。

非該当・区分1…1点

区分2…2点

区分3…3点

区分4…4点

区分5…5点

として、合計点を入居者数で割り、一つの建物あたりの平均点を出した。

（表）【3】-5（再集計）によると、全体では「1～2点未満」が33.5%、「2～3点未満」が31.3%となっている。GHでは、当然であるが「1～2点未満」が76.2%と多いが、他方、「2～3点未満」が7.4%、「3～4点未満」が2.3%ある。GHとはいえ、実際の入居者は非該当・区分1だけではないことがわかる。CHでは、「3～4点未満」が36.4%と最も多い。

【3】-5（再集計）障害程度区分（点数化）と共同住居の形態

平均得点	全体		GH		CH		GH・CH	
	建物数	%	建物数	%	建物数	%	建物数	%
1～2点未満	1,029	33.5	638	76.2	4	0.5	387	25.7
2～3点未満	962	31.3	62	7.4	211	28.7	689	45.8
3～4点未満	586	19.1	19	2.3	267	36.4	300	19.9
4～5点未満	229	7.4	5	0.6	156	21.3	68	4.5
5～6点未満	71	2.3	1	0.1	58	7.9	12	0.8
6点	14	0.5	0	0.0	14	1.9	0	0.0
無回答	185	6.0	112	13.4	24	3.3	49	3.3
全体	3,076	100.0	837	100.0	734	100.0	1505	100.0

【3】-5. 入居者の障害程度区分

1. 区分1

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	1,945	490	237	108	64	31	33	168	0.7
%		100.0	63.2	15.9	7.7	3.5	2.1	1.0	1.1	5.5	—
住居形態	グループホーム	837	53.5	13.4	7.4	4.4	4.4	1.7	2.5	12.7	1.0
	ケアホーム	734	95.1	1.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.1	3.3	0.0
	グループホームとケアホームの両方	1,505	53.1	24.6	11.4	4.7	1.8	1.1	0.7	2.5	0.8

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3076	1945	490	237	108	64	31	33	168	0.6688446
実数											
住居形態	グループホーム	837	448	112	62	37	37	14	21	106	0.9931601
	ケアホーム	734	698	8	3	0	0	0	1	24	0.028169
	グループホームとケアホームの両方	1505	799	370	172	71	27	17	11	38	0.8173142

【3】-5. 入居者の障害程度区分

2. 区分2

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	1,158	701	522	295	142	53	42	163	1.3
%		100.0	37.6	22.8	17.0	9.6	4.6	1.7	1.4	5.3	—
住居形態	グループホーム	837	63.3	12.4	6.6	2.3	1.7	0.2	0.7	12.8	0.5
	ケアホーム	734	45.0	24.1	12.0	8.4	4.6	1.9	1.0	3.0	1.1
	グループホームとケアホームの両方	1,505	19.8	27.9	25.2	14.2	6.2	2.5	1.9	2.3	1.8

全体		3076	1158	701	522	295	142	53	42	163	1.2962582
実数											
住居形態	グループホーム	837	530	104	55	19	14	2	6	107	0.5273973
	ケアホーム	734	330	177	88	62	34	14	7	22	1.116573
	グループホームとケアホームの両方	1505	298	420	379	214	94	37	29	34	1.7647859

【3】-5. 入居者の障害程度区分

3. 区分3

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	1,265	683	507	291	105	33	30	162	1.2
%		100.0	41.1	22.2	16.5	9.5	3.4	1.1	1.0	5.3	—
住居形態	グループホーム	837	74.7	7.2	2.7	1.4	0.7	0.2	0.2	12.8	0.3
	ケアホーム	734	24.1	26.2	24.0	14.2	5.6	1.8	1.8	2.5	1.6
	グループホームとケアホームの両方	1,505	30.8	28.6	20.5	11.6	3.9	1.2	1.0	2.5	1.4

全体		3076	1265	683	507	291	105	33	30	162	1.1612903
実数											
住居形態	グループホーム	837	625	60	23	12	6	2	2	107	0.2726027
	ケアホーム	734	177	192	176	104	41	13	13	18	1.6494413
	グループホームとケアホームの両方	1505	463	431	308	175	58	18	15	37	1.3651226

【3】-5. 入居者の障害程度区分

4. 区分4

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	1,896	540	283	120	44	10	15	168	0.6
%		100.0	61.6	17.6	9.2	3.9	1.4	0.3	0.5	5.5	—
住居形態	グループホーム	837	82.2	3.6	1.0	0.1	0.0	0.0	0.0	13.1	0.1
	ケアホーム	734	34.6	30.2	17.2	9.8	3.7	0.5	1.6	2.3	1.3
	グループホームとケアホームの両方	1,505	63.4	19.1	9.9	3.1	1.1	0.4	0.2	2.7	0.6

全体		3076	1896	540	283	120	44	10	15	168	0.6172627
実数											
住居形態	グループホーム	837	688	30	8	1	0	0	0	110	0.0674003
	ケアホーム	734	254	222	126	72	27	4	12	17	1.2580195
	グループホームとケアホームの両方	1505	954	288	149	47	17	6	3	41	0.5765027

【3】-5. 入居者の障害程度区分

5. 区分5

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	2,409	318	122	25	16	4	1	181	0.3
%		100.0	78.3	10.3	4.0	0.8	0.5	0.1	0.0	5.9	—
住居形態	グループホーム	837	85.3	1.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	13.3	0.0
	ケアホーム	734	58.3	21.9	12.0	2.5	1.8	0.5	0.1	2.9	0.7
	グループホームとケアホームの両方	1,505	84.2	9.7	2.2	0.5	0.2	0.0	0.0	3.3	0.2

全体		3076	2409	318	122	25	16	4	1	181	0.251468
実数											
住居形態	グループホーム	837	714	11	1	0	0	0	0	111	0.0179063
	ケアホーム	734	428	161	88	18	13	4	1	21	0.6591865
	グループホームとケアホームの両方	1505	1267	146	33	7	3	0	0	49	0.1682692

【3】-5. 入居者の障害程度区分

6. 区分6

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	2,652	150	48	24	16	2	1	183	0.1
%		100.0	86.2	4.9	1.6	0.8	0.5	0.1	0.0	5.9	—
住居形態	グループホーム	837	86.3	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	13.4	0.0
	ケアホーム	734	74.9	12.5	4.0	3.0	2.0	0.3	0.1	3.1	0.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	91.7	3.8	1.1	0.1	0.1	0.0	0.0	3.2	0.1

全体		3076	2652	150	48	24	16	2	1	183	0.1379191
実数											
住居形態	グループホーム	837	722	1	2	0	0	0	0	112	0.0068966
	ケアホーム	734	550	92	29	22	15	2	1	23	0.4120956
	グループホームとケアホームの両方	1505	1380	57	17	2	1	0	0	48	0.0693205

【3】-5. 入居者の障害程度区分

7. 該当なし

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全体		3,076	2,143	170	133	102	151	81	114	182	0.9
%		100.0	69.7	5.5	4.3	3.3	4.9	2.6	3.7	5.9	—
住居形態	グループホーム	837	24.1	6.0	9.7	9.8	15.9	8.8	12.4	13.3	3.0
	ケアホーム	734	96.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	3.3	0.0
	グループホームとケアホームの両方	1,505	82.0	7.9	3.5	1.3	1.1	0.5	0.6	3.1	0.3

全体		3076	2143	170	133	102	151	81	114	182	0.9115411
実数											
住居形態	グループホーム	837	202	50	81	82	133	74	104	111	2.9752066
	ケアホーム	734	707	1	0	0	1	0	1	24	0.015493
	グループホームとケアホームの両方	1505	1234	119	52	20	17	7	9	47	0.3203018

6.入居者の平均年齢

入居者の平均年齢の分布をみておこう。

(表)【3】-6.によると、全体では、「40～50歳未満」が30.5%と最も多く、以下「30～40歳未満」が26.6%、「50～60歳未満」が21.3%等となっている。

GHでは「40～50歳未満」(27.5%)「50～60歳未満」(26.9%)が多くなっているが、CHでは「30～40歳未満」(30.2%)「40～50歳未満」(28.5%)が多い。GH・CHの両方でもCHと順位は逆となるが、「40～50歳未満」(33.2%)「30～40歳未満」(28.2%)が多くなっている。

【3】-6. 入居者の平均年齢

		全体	20歳未満	20～30歳未満	30～40歳未満	40～50歳未満	50～60歳未満	60～70歳未満	70～80歳未満	無回答	
全 体		3,076	5	194	819	938	654	133	11	322	
		%	100.0	0.2	6.3	26.6	30.5	21.3	4.3	0.4	10.5
住居形態	グループホーム	837	0.2	6.5	20.7	27.5	26.9	6.3	0.4	11.6	
	ケアホーム	734	0.0	6.4	30.2	28.5	15.8	4.4	0.7	14.0	
	グループホームとケアホームの両方	1,505	0.2	6.2	28.2	33.2	20.8	3.2	0.2	8.1	

全 体		3076	5	194	819	938	654	133	11	322
		実数								
住居形態	グループホーム	837	2	54	173	230	225	53	3	97
	ケアホーム	734	0	47	222	209	116	32	5	103
	グループホームとケアホームの両方	1505	3	93	424	499	313	48	3	122

7.入居者の障害種別

表)【3】-7. は、入居者の障害の種別(複数回答)である。

全体は、「知的障害」が最も多く77.5%、次いで「精神障害」が23.3%となっている。

GHでは、「知的障害」が54.0%、「精神障害」が46.0%と両者の差は少ない。他方、CHでは「知的障害」が93.2%と突出している。また、GH・CHの両方でも、「知的障害」が82.9%と高くなっている。

【3】-7. 入居者の障害種別(複数回答)

		全体	知的障害	精神障害	身体障害	無回答
全 体		3,076	2,383	716	113	153
		%	77.5	23.3	3.7	5.0
住居形態	グループホーム	837	54.0	46.0	2.0	5.6
	ケアホーム	734	93.2	8.7	4.2	4.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	82.9	17.7	4.3	4.9

全 体		3076	2383	716	113	153
		実数				
住居形態	グループホーム	837	452	385	17	47
	ケアホーム	734	684	64	31	32
	グループホームとケアホームの両方	1505	1247	267	65	74

8.建物の築年数

建物の築年数をみてみよう。

【3】－8. は、おおよその築年数についての回答である。これによると、全体の 42.1%が「15～35年未満」、 「～15年未満」が 37.4%となっている。

【3】－8. 建物の築年数

		全体	～15年未満	15～35年未満	35～50年未満	51年以上	無回答
全 体		3,076	1,149	1,296	327	47	257
%		100.0	37.4	42.1	10.6	1.5	8.4
住居形態	グループホーム	837	33.6	44.6	12.4	1.9	7.5
	ケアホーム	734	48.1	35.3	7.6	1.0	8.0
	グループホームとケアホームの両方	1,505	34.2	44.1	11.1	1.6	9.0

全 体		3076	1149	1296	327	47	257
実数							
住居形態	グループホーム	837	281	373	104	16	63
	ケアホーム	734	353	259	56	7	59
	グループホームとケアホームの両方	1505	515	664	167	24	135

9.開設年月

開設年とは、制度にかかわらずそのホームで活動を開始した時点を指している。

表) 【3】－9. をみてみよう。「2006年以降」が 36.9%と最も多い。次いで、「2001～2005年」が 32.9%となっている。

【3】－9. 開設年（制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点）

		全体	1980年以前	1981～1990年	1991～1995年	1996～2000年	2001～2005年	2006年以降	無回答
全 体		3,076	12	104	213	439	1,012	1,135	161
%		100.0	0.4	3.4	6.9	14.3	32.9	36.9	5.2
住居形態	グループホーム	837	1.0	3.8	7.5	18.9	30.1	33.3	5.4
	ケアホーム	734	0.1	2.7	4.9	8.7	36.4	41.8	5.3
	グループホームとケアホームの両方	1,505	0.2	3.5	7.6	14.4	32.8	36.5	5.1

全 体		3076	12	104	213	439	1012	1135	161
実数									
住居形態	グループホーム	837	8	32	63	158	252	279	45
	ケアホーム	734	1	20	36	64	267	307	39
	グループホームとケアホームの両方	1505	3	52	114	217	493	549	77

10.夜間支援

夜間支援として、「夜勤」、「宿直」、「住み込み職員」、「見回り対応」、「夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）」、「警備会社による対応」、「対応なし」の選択肢を設けた。

（表）【3】－10. をみてみよう。

全体では、「夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）」の32.7%が最も多く、以下、「宿直」27.7%、「見回り対応」16.6%、「警備会社による対応」13.0%となっている。

GHでは、「夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）」が突出しており46.6%で、次いで「警備会社による対応」が20.9%となっている。

CHでは、「宿直」が突出しており49.0%で、次いで「夜勤」が20.0%となっている。

GH・CHの両方では、全体の構成比に類した構成比となっている。

【3】－10. 夜間体制（複数回答）

		全体	夜勤	宿直	住み込み職員	見回り対応	夜間緊急連絡対応型 (警備会社による対応以外)	警備会社による対応	対応なし	無回答
全 体		3,076	280	853	256	510	1,006	399	340	108
%		—	9.1	27.7	8.3	16.6	32.7	13.0	11.1	3.5
住居形態	グループホーム	837	1.9	9.9	6.8	15.1	46.6	20.9	14.2	3.6
	ケアホーム	734	20.0	49.0	7.6	14.9	13.5	6.0	4.1	2.5
	グループホームとケアホームの両方	1,505	7.8	27.2	9.5	18.3	34.4	12.0	12.7	4.0

全 体		3076	280	853	256	510	1006	399	340	108
実数										
住居形態	グループホーム	837	16	83	57	126	390	175	119	30
	ケアホーム	734	147	360	56	109	99	44	30	18
	グループホームとケアホームの両方	1505	117	410	143	275	517	180	191	60

11.住宅構造形式

住宅構造形式としては、①「木造一戸建（大工の棟梁が手がける在来木造）」、②「木造一戸建（木質系プレハブ住宅）」、③「非木造の一戸建（鉄骨、軽量コンクリート等のプレハブ住宅や注文住宅）」、④「木造共同住宅（壁、天井が石膏ボード+壁紙仕上げなど）」、⑤「木造共同住宅（壁、天井は木製ボード、綿壁仕上げなど）」、⑥「非木造共同住宅（鉄骨、コンクリート造など）」、⑦「その他」の選択肢を設けた。

最も多いのは、「木造一戸建（大工の棟梁が手がける在来木造）」で52.3%を占める。

ここでは、ア)一戸建て(①②③)か共同住宅(④⑤⑥)、イ)木造(①②④⑤)か非木造(③⑥)、ウ)木造・非木造と一戸建て・共同住宅の組み合わせ、等が再計算可能である。

ア)一戸建て…62.9% (①②③)、共同住宅…32.6% (④⑤⑥)である。

イ)木造…69.9% (①②④⑤)、非木造…25.7% (③⑥)である。

ウ)木造・一戸建…55.6% (①②)、非木造一戸建…7.3% (③)、木造共同住宅…14.2% (④⑤)、非木造共同住宅…18.4% (⑥)

となっていることがわかる。

【3】-11. 住宅構造形式

		全体	木造一戸建 (大工の棟梁 が手がける在 来木造)	木造一戸建 (木質系プレ ハブ住宅)	非木造の一戸 建(鉄骨、軽 量コンクリー ト等のプレハ ブ住宅や注文 住宅)	木造共同住宅 (壁、天井が 石膏ボード+ 壁紙仕上げな ど)	木造共同住宅 (壁、天井は 木製ボード、 綿壁仕上げな ど)	非木造共同住 宅(鉄骨、コ ンクリート造 など)	その他	無回答
全 体		3,076	1,610	101	224	364	74	566	7	130
		%	100.0	52.3	7.3	11.8	2.4	18.4	0.2	4.2
住居形態	グループホーム	837	52.1	3.2	6.8	10.8	2.5	22.1	0.2	2.3
	ケアホーム	734	58.7	3.4	8.2	11.2	1.6	14.2	0.0	2.7
	グループホームとケアホームの両方	1,505	49.4	3.3	7.1	12.8	2.7	18.4	0.3	6.0

		全体	木造一戸建 (大工の棟梁 が手がける在 来木造)	木造一戸建 (木質系プレ ハブ住宅)	非木造の一戸 建(鉄骨、軽 量コンクリー ト等のプレハ ブ住宅や注文 住宅)	木造共同住宅 (壁、天井が 石膏ボード+ 壁紙仕上げな ど)	木造共同住宅 (壁、天井は 木製ボード、 綿壁仕上げな ど)	非木造共同住 宅(鉄骨、コ ンクリート造 など)	その他	無回答
全 体		3076	1610	101	224	364	74	566	7	130
		実数								
住居形態	グループホーム	837	436	27	57	90	21	185	2	19
	ケアホーム	734	431	25	60	82	12	104	0	20
	グループホームとケアホームの両方	1505	743	49	107	192	41	277	5	91

12.階数

表)【3】-12. 建物の階数は、建物の階数を示している。最も多いのは「2階建」の68.4%であり、次いで「平屋」の16.1%である。CHでは「平屋」が20.2%と他よりも比率が高くなっていることがわかる。

表)【3】-12. は、ホームに利用している階数を示している。最も多いのは「1階」の77.3%であり、次いで「2階」の67.2%である。

【3】-12. 建物の階数

		全体	平屋	2階建	3階建	4階建	5階建	6～9階建	10階建以上	無回答
全 体		3,076	495	2,104	213	66	67	56	25	50
%		100.0	16.1	68.4	6.9	2.1	2.2	1.8	0.8	1.6
住居形態	グループホーム	837	16.1	69.2	7.0	2.6	1.3	1.9	0.1	1.7
	ケアホーム	734	20.2	64.6	7.6	1.8	2.2	1.5	0.8	1.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	14.1	69.8	6.5	2.1	2.7	1.9	1.2	1.7

		全体	平屋	2階建	3階建	4階建	5階建	6～9階建	10階建以上	無回答
全 体		3076	495	2104	213	66	67	56	25	50
実数										
住居形態	グループホーム	837	135	579	59	22	11	16	1	14
	ケアホーム	734	148	474	56	13	16	11	6	10
	グループホームとケアホームの両方	1505	212	1051	98	31	40	29	18	26

【3】-12. ホームに使用している階数（複数回答）

		全体	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	無回答
全 体		3,076	2,378	2,066	210	71	36	10	10	8	6	0	1	3	1	1	167
%		—	77.3	67.2	6.8	2.3	1.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	5.4
住居形態	グループホーム	837	76.9	68.6	5.7	2.0	0.6	0.2	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	4.7
	ケアホーム	734	78.2	62.9	6.5	2.5	1.2	0.4	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1
	グループホームとケアホームの両方	1,505	77.1	68.4	7.6	2.4	1.5	0.3	0.4	0.4	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	5.5

		全体	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	無回答
全 体		3076	2378	2066	210	71	36	10	10	8	6	0	1	3	1	1	167
実数																	
住居形態	グループホーム	837	644	574	48	17	5	2	3	2	1	0	0	1	0	0	39
	ケアホーム	734	574	462	48	18	9	3	1	0	1	0	0	0	0	0	45
	グループホームとケアホームの両方	1505	1160	1030	114	36	22	5	6	6	4	0	1	2	1	1	83

13.用途区分（H21.3 改正消防法施行令別表第一による）

ここでは、改正消防法施行令（H21.3）別表第一による用途区分をたずねた。

表）【3】－13. がその結果である。

GHをみると、「(6) 項ハ（上記以外（通所施設、グループホーム等）」が最も多く 55.2%，以下「(5) 項ロ（寄宿舍，下宿又は共同住宅）」が 17.0%となっている。

CHをみると、「(6) 項ロ（入所施設（重度の障害児・障害者）」が最も多く 37.6%，以下「(6) 項ハ（上記以外（通所施設，グループホーム等）」22.6% 「(5) 項ロ（寄宿舍，下宿又は共同住宅）」20.2%となっている。

GH・CH両方をみると、「(6) 項ハ（上記以外（通所施設，グループホーム等）」が最も多く 44.5%，以下「(5) 項ロ（寄宿舍，下宿又は共同住宅）」18.4% 「(6) 項ロ（入所施設（重度の障害児・障害者）」15.0%となっている。

これらのばらつきは、入居者の障害程度区分の状況や、用途区分の取扱状況等いくつかの要因が考えられよう。

【3】－13. 用途区分

		全体	(5) 項ロ(寄宿舍、下宿又は共同住宅)	(6) 項ロ(入所施設(重度の障害児・障害者)、ケアホーム(重度)等)	(6) 項ハ(上記以外(通所施設、グループホーム等))	(16) 項イ((6) 項との複合用途建物)	その他	不明	無回答
全 体		3,076	567	534	1,298	80	16	275	306
%		100.0	18.4	17.4	42.2	2.6	0.5	8.9	9.9
住居形態	グループホーム	837	17.0	3.9	55.2	3.5	0.8	10.6	9.0
	ケアホーム	734	20.2	37.6	22.6	1.4	0.3	8.4	9.5
	グループホームとケアホームの両方	1,505	18.4	15.0	44.5	2.7	0.5	8.2	10.7

全 体		3076	567	534	1298	80	16	275	306
実数									
住居形態	グループホーム	837	142	33	462	29	7	89	75
	ケアホーム	734	148	276	166	10	2	62	70
	グループホームとケアホームの両方	1505	277	225	670	41	7	124	161

14.建物の種類

GH・CH に利用されている建物の種類として、①「既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅」、②「新築の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅」、③「新築の GH・CH 専用戸建て住宅」、④「GH・CH とその他の福祉事業が併設で専用建てた(新築)」、⑤「その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用」、⑥「元入所施設」、⑦「元通勤寮」、⑧「元福祉ホーム」、⑨「元会社の社員寮等」、⑩「一般のワンルームマンションの複数住戸」、⑪「一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)」、⑫「病院・診療所の一部からの転用」、⑬「その他の建物」の13の選択肢を設けた。

最も多いのは、①「既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅」の47.2%、次いで⑪「一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)」の15.6%となる。

上記の選択肢も、再分類・再計算が可能である。

一般的な住宅(①②⑩⑪)は、71.1%となる。うち、新築である②を除いても、64.9%となっている。

他方、⑥「元入所施設」0.4%、⑦「元通勤寮」0.4%、⑫「病院・診療所の一部からの転用」0.5%等の住宅以外からの転用によってGH・CHの建物としているものもみうけられる。

新築の建物についてみると、③「新築の GH・CH 専用戸建て住宅」が15.1%、②「新築の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅」が6.2%となっているが、他方④「GH・CH とその他の福祉事業が併設で専用建てた(新築)」が1.9%と、新築段階から他の福祉事業と併設である建物もみうけられる。

[3] -14. 建物の種類

	全体	既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	新築の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	新築の GH・CH 専用戸建て住宅	GH・CH とその他の福祉事業が併設で専用建てた(新築)	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	元入所施設	元通勤寮	元福祉ホーム	元会社の社員寮等	一般のワンルームマンションの複数住戸	一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)	病院・診療所の一部からの転用	その他の建物	無回答	
全体	3,076	1,452	190	465	58	48	11	13	34	88	66	481	14	76	80	
	%	100.0	47.2	6.2	15.1	1.9	1.6	0.4	0.4	1.1	2.9	2.1	15.6	0.5	2.5	2.6
住居形態																
グループホーム	837	49.3	5.4	9.2	1.8	1.6	0.6	0.5	2.0	4.1	3.3	16.5	0.7	3.1	1.9	
ケアホーム	734	45.1	9.3	22.3	2.0	1.5	0.1	0.4	0.7	1.5	0.7	10.8	0.3	2.6	2.7	
グループホームとケアホームの両方	1,505	47.0	5.1	14.9	1.9	1.6	0.3	0.4	0.8	2.9	2.2	17.5	0.4	2.1	2.9	

	全体	1452	190	465	58	48	11	13	34	88	66	481	14	76	80
全体	3076														
	実数														
住居形態															
グループホーム	837	413	45	77	15	13	5	4	17	34	28	138	6	26	16
ケアホーム	734	331	68	164	15	11	1	3	5	11	5	79	2	19	20
グループホームとケアホームの両方	1505	708	77	224	28	24	5	6	12	43	33	264	6	31	44

15.GH・CH以外の用途

当該建物が、GH・CH以外にも使用されている場合の用途をたずねた結果が、(表)【3】-15.である。

「ホームのみ」は全体の76.0%、「一般住宅」は同15.2%となっている。他方、「福祉・医療」が4.7%、「商業」が2.0%となっている。

【3】-15. グループホーム・ケアホーム以外の用途（複数回答）

		全体	ホームのみ	福祉・医療	商業	一般住戸	その他	無回答
全 体		3,076	2,339	145	61	467	21	78
%		—	76.0	4.7	2.0	15.2	0.7	2.5
住居形態	グループホーム	837	75.1	4.4	1.4	16.4	0.1	3.3
	ケアホーム	734	80.1	5.0	1.9	12.3	0.7	1.4
	グループホームとケアホームの両方	1,505	74.6	4.7	2.3	15.9	1.0	2.7

		全体	ホームのみ	福祉・医療	商業	一般住戸	その他	無回答
全 体		3076	2339	145	61	467	21	78
実数								
住居形態	グループホーム	837	629	37	12	137	1	28
	ケアホーム	734	588	37	14	90	5	10
	グループホームとケアホームの両方	1505	1122	71	35	240	15	40

16.所有関係

建物の所有関係として、最も多いのは、「借地に借家」の69.9%で、次いで「持地に持家」が20.1%となっている。

【3】-16. 建物や土地の所有について

		全体	持地に持家	持地に借家	借地に持家	借地に借家	その他	無回答
全 体		3,076	617	42	177	2,149	23	68
%		100.0	20.1	1.4	5.8	69.9	0.7	2.2
住居形態	グループホーム	837	21.6	2.2	4.8	67.9	1.1	2.5
	ケアホーム	734	23.0	1.2	9.1	64.4	0.5	1.6
	グループホームとケアホームの両方	1,505	17.7	1.0	4.7	73.6	0.7	2.3

		全体	持地に持家	持地に借家	借地に持家	借地に借家	その他	無回答
全 体		3076	617	42	177	2149	23	68
実数								
住居形態	グループホーム	837	181	18	40	568	9	21
	ケアホーム	734	169	9	67	473	4	12
	グループホームとケアホームの両方	1505	267	15	70	1108	10	35

17.立地

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号・平成19年3月30日厚生労働省令第44号改正）第140条によると、

「指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下、「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。」

とされている。

上記基準を参考にGH・CHの建物の立地について「住宅地」「住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地」「住宅地ではなく地域との交流も難しい立地」の三つの選択肢を設けた。なお、後二者は、いずれも立地としては住宅地にはないという点では共通している。

（表）「【3】-17.建物の立地」によると、83.7%のGH・CHの建物が「住宅地」に立地している。他方、「住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地」は11.3%、「住宅地ではなく地域との交流も難しい立地」は3.3%となっており、「住宅地」以外の立地は、計14.6%である。

【3】-17. 建物の立地

		全体	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	その他・不明	無回答
全 体		3,076	2,574	348	100	27	27
%		100.0	83.7	11.3	3.3	0.9	0.9
住居形態	グループホーム	837	82.8	11.9	3.6	0.6	1.1
	ケアホーム	734	80.4	13.2	4.2	1.5	0.7
	グループホームとケアホームの両方	1,505	85.8	10.0	2.6	0.7	0.9

		全体	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	その他・不明	無回答
全 体		3076	2574	348	100	27	27
実数							
住居形態	グループホーム	837	693	100	30	5	9
	ケアホーム	734	590	97	31	11	5
	グループホームとケアホームの両方	1505	1291	151	39	11	13

18. 周辺の環境・景観

GH・CHの周辺の環境・景観について「周辺の住宅や地域にとけこんでいる」、「複数のGH・CHが隣り合わせや道路を挟んで集まって建っている」、「入所施設や通所施設、病院の並びに建っていて、一体的に管理・運営されている」の三つの選択肢を設けた¹。

(表)「【3】-18.建物と周辺の環境・景観」によると、「周辺の住宅や地域にとけこんでいる」83.5%、「複数のGH・CHが隣り合わせや道路を挟んで集まって建っている」6.4%、「入所施設や通所施設、病院の並びに建っていて、一体的に管理・運営されている」5.9%となっている。

【3】-18. 建物と周辺の環境・景観

		全体	周辺の住宅や地域にとけこんでいる	複数のGH・CHが隣り合わせや道路を挟んで集まって建っている	入所施設や通所施設、病院の並びに建っていて、一体的に管理・運営されている	その他・不明	無回答
全体		3,076	2,567	196	183	51	79
%		100.0	83.5	6.4	5.9	1.7	2.6
住居形態	グループホーム	837	82.4	3.9	8.5	2.4	2.7
	ケアホーム	734	79.7	9.0	7.1	1.4	2.9
	グループホームとケアホームの両方	1,505	85.8	6.4	4.0	1.4	2.3

		全体	2567	196	183	51	79
全体		3076	2567	196	183	51	79
実数							
住居形態	グループホーム	837	690	33	71	20	23
	ケアホーム	734	585	66	52	10	21
	グループホームとケアホームの両方	1505	1292	97	60	21	35

19. 消防用設備

消防用設備で設置が進んでいるのは、「消火器」95.4%、「住宅用火災警報器」57.2%、「誘導灯」37.3%等となっている。

【3】-19. 現在設置されている消防用設備（複数回答）

		全体	消火器	屋内消火栓	屋外消火栓	一般のスプリンクラー	特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー	漏電火災警報器	誘導灯	非常ベルや手動式サイレン	住宅用火災警報機	排煙設備	自動火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)	自動火災報知設備	無回答
全体		3,076	2,934	108	89	79	62	240	1,148	442	1,761	118	672	821	37
%		—	95.4	3.5	2.9	2.6	2.0	7.8	37.3	14.4	57.2	3.8	21.8	26.7	1.2
住居形態	グループホーム	837	96.4	4.8	2.4	2.9	1.1	8.0	30.9	13.4	59.6	3.8	14.9	28.8	1.7
	ケアホーム	734	94.3	3.5	4.0	3.1	4.2	11.0	42.6	20.3	57.2	5.9	28.1	27.0	0.8
	グループホームとケアホームの両方	1,505	95.3	2.8	2.7	2.1	1.5	6.1	38.3	12.0	55.9	2.9	22.7	25.4	1.1

¹ 後二者の選択肢は、Jim Mansell, Martin Knapp, Julie Beadle-Brown and Jeni Beecham (2007), *Deinstitutionalisation and community living-outcomes and costs: report of European Study*, Volume 2: Main Report, p.22. の分類を参考にした。

20.万一の夜間火災時に、入居者全員を安全に非難させやすい建物か

「避難させにくい」「非常に避難させにくい」を合わせると、11.1%となっている。

【3】-20. 夜間火災時に、入居者全員を避難させやすい建物ですか

		全体	非常に避難させやすい	避難させやすい	どちらとも言えない	避難させにくい	非常に避難させにくい	その他	無回答
全体		3,076	367	1,318	1,000	281	62	0	48
%		100.0	11.9	42.8	32.5	9.1	2.0	0.0	1.6
住居形態	グループホーム	837	13.9	47.3	30.0	6.2	1.1	0.0	1.6
	ケアホーム	734	9.7	40.5	33.2	12.9	2.2	0.0	1.5
	グループホームとケアホームの両方	1,505	12.0	41.5	33.6	8.9	2.5	0.0	1.6

全体		3076	367	1318	1000	281	62	0	48
実数									
住居形態	グループホーム	837	116	396	251	52	9	0	13
	ケアホーム	734	71	297	244	95	16	0	11
	グループホームとケアホームの両方	1505	180	625	505	134	37	0	24

21.消防法改正で消防署から新たに指摘されたり改善の要求はあったか

「特にない」が64.3%で最も多い。

指摘されたり、改善の要求としては、「内装」が11.3%、「感知・報知設備」が8.5%等となっている。

【3】-21. 消防法改正で指摘された改善要求（複数回答）

		全体	内装	出入口・窓	消火設備	感知・警報設備	避難設備	排煙設備	夜間職員 の増員	入居者の 部屋割り	火気管理	用途区分 の見直し	特にない	その他	無回答
全体		3,076	347	22	136	261	142	8	7	2	46	40	1,977	34	271
%		—	11.3	0.7	4.4	8.5	4.6	0.3	0.2	0.1	1.5	1.3	64.3	1.1	8.8
住居形態	グループホーム	837	10.9	1.0	3.3	6.0	4.8	0.5	0.4	0.2	2.3	1.2	66.8	0.8	8.4
	ケアホーム	734	9.1	0.4	4.6	9.1	3.8	0.4	0.4	0.0	1.4	1.1	67.0	1.0	7.6
	グループホームとケアホームの両方	1,505	12.6	0.7	4.9	9.6	4.9	0.1	0.1	0.0	1.1	1.5	61.5	1.3	9.6

全体		3076	347	22	136	261	142	8	7	2	46	40	1977	34	271
実数															
住居形態	グループホーム	837	91	8	28	50	40	4	3	2	19	10	559	7	70
	ケアホーム	734	67	3	34	67	28	3	3	0	10	8	492	7	56
	グループホームとケアホームの両方	1505	189	11	74	144	74	1	1	0	17	22	926	20	145

22.消防計画の策定状況

「策定済み」は51.6%にとどまっており、「策定中」が20.8%、「策定予定内（トル？）無し」は16.0%になっている。

【3】－22. 消防計画について

		全体	策定済み	策定中	策定予定 無し	その他	無回答
全 体		3,076	1,588	639	493	183	173
%		100.0	51.6	20.8	16.0	5.9	5.6
住居形態	グループホーム	837	52.4	22.6	11.6	6.8	6.6
	ケアホーム	734	57.1	21.9	13.8	3.5	3.7
	グループホームとケアホームの両方	1,505	48.5	19.2	19.6	6.6	6.0

全 体		3076	1588	639	493	183	173
実数							
住居形態	グループホーム	837	439	189	97	57	55
	ケアホーム	734	419	161	101	26	27
	グループホームとケアホームの両方	1505	730	289	295	100	91

C.入居者票結果

回答を得られた入居者数は、11,884人である。

A.法人票によって回答を得られた障害程度区分と契約の種類が明らかである入居者数は、15,546人であった。よって、ここではその74.6%の入居者についての回答をみていく。

なお、序に掲げた「図表序—2 事業所と入居者の数（障害者自立支援法制度）」の通り、全国のGH・CHの入居者数は、2007年12月の都道府県国保連合会のデータの単純集計で40,926人、最新のH20社会福祉施設等調査で2008年9月末日で30,432人となっている。時期が違うとは言え、両者には、1万人程の開きがあるが、これは社会福祉施設等調査の回答率による影響が考えられよう。

都道府県別の入居者の所在地と、入居者票の回答者を右表に示す。

【4】入居者について

所在地

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=11,696
北海道	1,213	10.2	10.4
青森県	291	2.4	2.5
岩手県	351	3.0	3.0
宮城県	255	2.1	2.2
秋田県	110	0.9	0.9
山形県	240	2.0	2.1
福島県	479	4.0	4.1
茨城県	223	1.9	1.9
栃木県	239	2.0	2.0
群馬県	400	3.4	3.4
埼玉県	214	1.8	1.8
千葉県	527	4.4	4.5
東京都	494	4.2	4.2
神奈川県	997	8.4	8.5
新潟県	287	2.4	2.5
富山県	91	0.8	0.8
石川県	71	0.6	0.6
福井県	111	0.9	0.9
山梨県	79	0.7	0.7
長野県	361	3.0	3.1
岐阜県	143	1.2	1.2
静岡県	365	3.1	3.1
愛知県	384	3.2	3.3
三重県	109	0.9	0.9
滋賀県	143	1.2	1.2
京都府	103	0.9	0.9
大阪府	446	3.8	3.8
兵庫県	361	3.0	3.1
奈良県	123	1.0	1.1
和歌山県	43	0.4	0.4
鳥取県	35	0.3	0.3
島根県	117	1.0	1.0
岡山県	124	1.0	1.1
広島県	264	2.2	2.3
山口県	84	0.7	0.7
徳島県	82	0.7	0.7
香川県	49	0.4	0.4
愛媛県	136	1.1	1.2
高知県	159	1.3	1.4
福岡県	393	3.3	3.4
佐賀県	92	0.8	0.8
長崎県	183	1.5	1.6
熊本県	169	1.4	1.4
大分県	208	1.8	1.8
宮崎県	168	1.4	1.4
鹿児島県	115	1.0	1.0
沖縄県	65	0.5	0.6
無回答	188	1.6	—
全 体	11,884	100.0	100.0

回答者

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=11,067
本人	204	1.7	1.8
グループホームスタッフ	9,850	82.9	89.0
親族	24	0.2	0.2
その他	989	8.3	8.9
無回答	817	6.9	—
全 体	11,884	100.0	100.0

1.年齢… (表)【4】 -1

入居者の平均年齢は、43.9歳（除無回答）となっている。

5歳刻みの階級値で構成比をみると、最も多いのは「35～39歳」の12.5%（同）であるが、30～59歳までの各階級値が10%強となっており、特に突出した年齢階級はみられない。

【4】 -1. 年齢

	件数	割合	
		N=11,884	(除無回答) N=11,798
15～19歳	139	1.2	1.2
20～24歳	814	6.8	6.9
25～29歳	1,084	9.1	9.2
30～34歳	1,358	11.4	11.5
35～39歳	1,484	12.5	12.6
40～44歳	1,396	11.7	11.8
45～49歳	1,248	10.5	10.6
50～54歳	1,215	10.2	10.3
55～59歳	1,234	10.4	10.5
60～64歳	1,001	8.4	8.5
65～69歳	539	4.5	4.6
70～74歳	195	1.6	1.7
75～80歳	71	0.6	0.6
80歳以上	20	0.2	0.2
無回答	86	0.7	—
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均	N=11,798	43.9歳	

2.性別… (表)【4】 -2

性別は、男性が62.3%（除無回答）、女性が37.7%（同）という比率になっている。

【4】 -2. 性別

	件数	割合	
		N=11,884	(除無回答) N=11,588
男	7,214	60.7	62.3
女	4,374	36.8	37.7
無回答	296	2.5	—
全 体	11,884	100.0	100.0

3.ホーム居住年数… (表)【4】 -3

ホーム居住年数は、平均4.7年（除無回答）となっている。

「1～5年未満」が46.8%（除無回答）、「5～10年未満」が24.4%（同）、「1年未満」が16.9%（同）となっている。

【4】 -3. ホーム居住年数

	件数	割合	
		N=11,884	(除無回答) N=11,229
1年未満	1,894	15.9	16.9
1～5年未満	5,254	44.2	46.8
5～10年未満	2,737	23.0	24.4
10～15年未満	868	7.3	7.7
15～20年未満	399	3.4	3.6
20～25年未満	60	0.5	0.5
25～30年未満	9	0.1	0.1
30年以上	8	0.1	0.1
無回答	655	5.5	—
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均	N=11,229	4.7年	

4.障害程度区分… (表)【4】 -4

「区分2」が最も多く25.8%（除無回答）、次いで「区分3」が22.5%（同）等となっている。

本表とA.法人票の参考表【2】 -3の障害程度区分別の構成比と比較すると、後者では「区分非該当」が17.8%に対して、前者では「非該当」11.8%（同）と「未認定」6.9%となっている。それ以外は、区分1で1.3%の違い、それ以外の区分では違いは1%以下となっている。

【4】 -4. 障害程度区分

	件数	割合	
		N=11,884	(除無回答) N=11,584
区分1	1,472	12.4	12.7
区分2	2,992	25.2	25.8
区分3	2,604	21.9	22.5
区分4	1,417	11.9	12.2
区分5	600	5.0	5.2
区分6	334	2.8	2.9
非該当	1,370	11.5	11.8
未認定	795	6.7	6.9
無回答	300	2.5	—
全 体	11,884	100.0	100.0

5.障害の種別… (表)【4】 -5

障害の種別は、複数回答であるが、「知的障害」が81.2%（除無回答）、「精神障害」が（除無回答）20.7%となっている。

【4】 -5. 障害種別（複数回答）

	件数	割合	
		N=11,884	(除無回答) N=11,770
知的障害	9,557	80.4	81.2
精神障害	2,435	20.5	20.7
身体障害	441	3.7	3.7
無回答	114	1.0	—
全 体	12,547	—	—

6.移動の状況… (表)【4】-6

「自力歩行」が最も多く 86.0% (除無回答), 「特にない」が 12.2% (同) となっている。

【4】-6. 移動の状況 (複数回答)

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=11,512
自力歩行	9,897	83.3	86.0
車椅子 (座位)	146	1.2	1.3
ストレッチャータイプ	14	0.1	0.1
補装具	71	0.6	0.6
特にない	1,405	11.8	12.2
無回答	372	3.1	-
全 体	11,905	-	-

7.コミュニケーションの状況… (表)【4】-7

「意思疎通に困難がある」が 21.4% (除無回答), 「聴力・言語障害」が 4.9% (同), 「視力障害」が 1.7% (同) となっている。

上記以外「特にない」は 74.1% (同) となっている。

【4】-7. コミュニケーションの状況 (複数回答)

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=11,617
視力障害	196	1.6	1.7
聴力・言語障害	574	4.8	4.9
意思疎通に困難がある	2,491	21.0	21.4
特にない	8,614	72.5	74.1
無回答	267	2.2	-
全 体	12,142	-	-

8.成年後見の種類と有無… (表)【4】-8

成年後見制度の利用が「なし」は 91.8% (含無回答), 「後見」が 4.0% (同), 「補佐」0.8% (同), 「補助」0.5% (同) となっている。

【4】-8. 成年後見の種類と有無

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=11,551
後見	475	4.0	4.1
保佐	101	0.8	0.9
補助	63	0.5	0.5
なし	10,912	91.8	94.5
無回答	333	2.8	-
全 体	11,884	100.0	100.0

9.サービスの月額負担上限… (表)【4】-9

「低所得 1」が 44.1% (含無回答), 「低所得 2」が 24.4% (同), 「一般 (37,200 円)」4.4% (同) となっている。

「生活保護 (0) 円」は, 16.7% (同) となっている。

【4】-9. サービスの月額負担上限

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=10,657
生活保護 (0 円)	1,985	16.7	18.6
低所得 1	5,241	44.1	49.2
低所得 2	2,904	24.4	27.2
一般 (37,200 円)	527	4.4	4.9
無回答	1,227	10.3	-
全 体	11,884	100.0	100.0

10.利用している減免制度… (表)【4】-10

「グループホーム個別減免」が 58.6% (含無回答) と最も多く, 無回答を除くと 75.1% となっている。「自治体の減額制度」は 9.4% (含無回答), 「生活保護への移行防止のための減免制度」は 1.7% (同) となっている。

【4】-10. 利用している減免制度 (複数回答)

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=9,268
グループホーム個別減免	6,959	58.6	75.1
生活保護への移行防止のための減免制度	198	1.7	2.1
自治体の減額制度	1,123	9.4	12.1
なし	1,213	10.2	13.1
無回答	2,616	22.0	-
全 体	12,109	-	-

11.2009.9 の障害者自立支援法サービス自己負担額… (表)【4】-11

自己負担の上限額は, 最高でも 37,200 円となっているが, 回答では, それを超える金額の回答が数%であるがみられた。平均では, 4709.8 円となっているが, その分若干高い方に引っ張られているとみられる。「なし」は, 39.6% (含無回答), 「1,000~3,000 円未満」は 20.3% (同), 「5,000~1 万円未満」は 13.9% (同) となっている。

【4】-11. 2009年9月の障害者自立支援法に基づく自己負担額の総額

	件数	割合 (除無回答)	
		N=11,884	N=10,782
なし	4,706	39.6	43.6
1,000円未満	328	2.8	3.0
1,000~3,000円未満	2,407	20.3	22.3
3,000~5,000円未満	824	6.9	7.6
5,000~1 万円未満	1,654	13.9	15.3
1 万円~5 万円未満	588	4.9	5.5
5 万円~10万円未満	259	2.2	2.4
10万円以上	16	0.1	0.1
無回答	1,102	9.3	-
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均	N=10,782	4,709.8円	
最 大	N=10,782	254,629.0円	
最 小 (0 除く)	N=6,076	8.0円	

12.2009.9の自立支援医療費…(表)【4】-12

無回答が34.2%と高くなっている。

「なし」は52.3% (含無回答), 無回答を除くと79.5%となっている。

平均額は, 1844.7円となっている。

【4】-12. 2009年9月の障害者自立支援法に基づく自立支援医療費

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=7,814
なし	6,213	52.3	79.5
1,000円未満	261	2.2	3.3
1,000~3,000円未満	742	6.2	9.5
3,000~5,000円未満	111	0.9	1.4
5,000~1万円未満	334	2.8	4.3
1万円~5万円未満	63	0.5	0.8
5万円~10万円未満	42	0.4	0.5
10万円以上	48	0.4	0.6
無回答	4,070	34.2	-
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均	N=7,814	1,844.7円	
最 大	N=7,814	208,410.0円	
最小(0除く)	N=1,601	88.0円	

13.障害基礎年金…(表)【4】-13

障害基礎年金は, 「2級」が56.0% (含無回答), 「1級」が26.4% (同) となっている。

【4】-13. 障害基礎年金の等級

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=11,016
1級	3,142	26.4	28.5
2級	6,654	56.0	60.4
なし	917	7.7	8.3
その他	303	2.5	2.8
無回答	868	7.3	-
全 体	11,884	100.0	100.0

14.月収…(表)【4】-14

当学会で実施した2006年4月の入居者緊急生活費調査では月収平均は, 8.1万円であった。

今回の調査では, 月収は, 平均で7.2万円となっている。

最も多いのが, 「7万円~10万円未満」で30.0% (含無回答), 無回答を除くと35.7%である。

10万円未満までで62.0% (含無回答), 無回答を含むと73.8%になる。

【4】-14. 月収 (2009年9月・生活保護他人介護料を除く)

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=9,998
なし	662	5.6	6.6
1万円未満	753	6.3	7.5
1万円~3万円未満	1,000	8.4	10.0
3万円~5万円未満	314	2.6	3.1
5万円~7万円未満	1,085	9.1	10.9
7万円~10万円未満	3,565	30.0	35.7
10万円~15万円未満	1,998	16.8	20.0
15万円~20万円未満	547	4.6	5.5
20万円以上	74	0.6	0.7
無回答	1,886	15.9	-
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均	N=9,998	7.2万円	
最 大	N=9,998	60.0円	
最小(0除く)	N=9,336	0.02円	

15.生活費となる収入源…(表)【4】-15

「障害基礎年金」が81.0% (含無回答), 「賃金・工賃」が56.4% (同) となっている。

「生活保護」は13.7% (同) であるが, 先にみたサービス上限負担の(表)【4】-9では, 16.7%となっていた。3%の開きがあるが, GH・CH入居者の生活保護受給率は, おおよそこの程度の水準(15%前後)であると言えよう。

「預貯金より」が11.6% (同), 「親族から仕送り」が7.6% (同) となっている。

【4】-15. 生活費となる収入源 (複数回答)

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=11,561
障害基礎年金	9,624	81.0	83.2
障害厚生年金	407	3.4	3.5
賃金・工賃	6,698	56.4	57.9
生活保護	1,630	13.7	14.1
特別障害者手当	274	2.3	2.4
親族からの仕送り	900	7.6	7.8
預貯金より	1,380	11.6	11.9
その他	517	4.4	4.5
無回答	323	2.7	-
全 体	21,753	-	-

16.生活保護法の他人介護料の受給の有無…(表)【4】-16

「受給している」人は1.5% (含無回答) となっている。

【4】-16. 生活保護の他人介護料利用について

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=10,945
受給している	182	1.5	1.7
受給していない	10,763	90.6	98.3
無回答	939	7.9	-
全 体	11,884	100.0	100.0

17.月毎の収支状況… (表)【4】-17

月毎の収支状況は「収入と支出がほぼ同じ」42.3% (除無回答)、「少し余裕があり預貯金ができる」31.7% (同)、「支出超過で預貯金などを切り崩している」17.0% (同)となっていた。

当学会で実施した2006年4月の入居者緊急生活費調査(参考図表【4】-17)に比べると、「収入と支出がほぼ同じ」が増え、「支出超過で預貯金などを切り崩している」が減っている。

参考図表【4】-17 負担増減と月毎の生活費収支の状況(2006.5)

月毎の収支状況	計 (不明を除く)	
	人	%
収入と支出がほぼ同じ	183	33.9
支出超過で預貯金などを切り崩している	182	33.7
少し余裕があり預貯金ができる	175	32.4
計(不明を除く)	540	100.0

資料)当学会『緊急生活費調査』(2006.4)より

18.家賃… (表)【4】-18~21

家賃の平均額は、月23,570.5円となっている。

しかし、家賃は、地域間の格差や地域内の格差が大きいことが経験的にわかっている。ここでは、地域間の格差を考慮に入れるために、生活保護の級地¹を援用して、家賃平均額をみよ(表【4】-⑱(再集計))。これは、入居者票のデータのうち、居住地市町村と家賃額が明らかであった入居者のみで計算したものである。そのため、上述総平均の家賃とは、若干異なっている。

表【4】-⑱(再集計) 生活保護級地区別にみた家賃平均額

生活保護級地区分	入居者データ数	平均値	級地計=1.00とした場合
1-1	1,596	34,999	1.47
1-2	1,362	27,870	1.17
2-1	1,897	24,123	1.01
2-2	686	20,582	0.86
3-1	3,541	20,484	0.86
3-2	1,965	18,844	0.79
級地計	11,047	23,831	1.00

注)級地区分は、『生活保護手帳(2009年度)』(生活保護手帳編集委員会、中央法規出版株式会社、2009年)による。

入居者票のデータより、居住地市町村、家賃額の2点が明らかであった入居者について、再集計した。

これをみると、級地が下がる毎に、家賃平均額が下がっており、「1-1」(1級地の1)では、家賃平均額は34,999円、級地計に対して、1.47倍となっている。

19.徴収している食費… (表)【4】-18~21

徴収している食費の平均額は、月20,031.5円となっている。

20.徴収している水光熱費・共益費… (表)【4】-18~21

水光熱費・共益費の平均額は、月9,922.0円となっている。

21.徴収しているその他費… (表)【4】-18~21

徴収しているその他費の平均額は、月2,843.2円となっている。

22.手元残り月額… (表)【4】-22

収入から、上記の家賃、水光熱費・共益費、その他費を差し引いたうち、入居者の生活費・小遣いとなる金額を尋ねた。平均額は、29,619.2円となっている。

23.ホーム入居以前の住居… (表)【4】-23

ホーム入居以前の住居は、「入所施設」40.4% (除無回答)、「親・親族同居」30.5% (同)、「入院」9.7% (同)、「通勤寮」7.2% (同)となっている。

¹「現行級地制度について昭和62年度から最大格差22.5%、6区分制とされているが、現在の一般世帯の生活扶助基準相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められたところである。このため、市町村合併の動向にも配慮しつつ、さらに今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要である」(生活保護制度の在り方に関する専門委員会『生活保護基準に関する検討員報告書参考資料』(平成16年12月15日)2ページ)。「級地制度は、地域における生活様式や物価差による生活水準の差を生活保護基準に反映させることを目的としたもの」(同上8ページ)。

○現行の級地間格差(昭和62年度～)

現行の級地は、1級地-1から3級地-2までの6区分のなかで、それぞれの格差を4.5%ずつとして設定している。(計22.5%)

級地間格差(1級地-1=100)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
級地間格差	100.0	95.5	91.0	86.5	82.0	77.5

資料)生活保護制度の在り方に関する専門委員会『生活保護基準に関する検討員報告書参考資料』(平成16年12月15日)8ページ

24.就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動先… (表)【4】 -24

「一般就労」しているのは、20.9% (除無回答) である。

「就労継続 B」19.6% (同), 「生活介護」15.4% (同), 「旧法通所施設」14.5% (同) 等となっている。

【4】 -17. 月ごとの収支の状況

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=10,944
収入と支出がほぼ同じ	4,633	39.0	42.3
支出超過で預貯金などを切り崩している	1,861	15.7	17.0
少し余裕があり預貯金ができる	3,473	29.2	31.7
不明	977	8.2	8.9
無回答	940	7.9	—
全 体	11,884	100.0	100.0

【4】 -18～21. 月ごとのホーム入居費

件数	家賃 食費 水光熱費・共益費 その他	なし	1万円未 満	1万円～ 2万円未 満	2万円～ 3万円未 満	3万円～ 4万円未 満	4万円～ 5万円未 満	5万円以 上	無回答	全体	平均 (円)	最大 (円)	最小 (0除く) (円)
				117	608	3873	3920	1908	795	506	157	11,884	23,570.5
		456	440	3415	4961	1417	65	27	1,103	11,884	20,031.5	85,000.0	400.0
		417	4123	6117	280	16	13	0	918	11,884	9,922.0	48,000.0	200.0
		3,483	4,718	455	84	37	12	38	3,057	11,884	2,843.2	64,000.0	20.0
割合	家賃 N=11,884	1.0	5.1	32.6	33.0	16.1	6.7	4.3	1.3	100.0			
	食費 N=11,884	3.8	3.7	28.7	41.7	11.9	0.5	0.2	9.3	100.0			
	水光熱費・共益費 N=11,884	3.5	34.7	51.5	2.4	0.1	0.1	0.0	7.7	100.0			
	その他 N=11,884	29.3	39.7	3.8	0.7	0.3	0.1	0.3	25.7	100.0			
割合 (除無回答)	家賃 N=11,727	1.0	5.2	33.0	33.4	16.3	6.8	4.3	—	100.0			
	食費 N=10,781	4.2	4.1	31.7	46.0	13.1	0.6	0.3	—	100.0			
	水光熱費・共益費 N=10,966	3.8	37.6	55.8	2.6	0.1	0.1	0.0	—	100.0			
	その他 N=8,827	39.5	53.4	5.2	1.0	0.4	0.1	0.4	—	100.0			

【4】 -22. 入居者の生活費・小遣い

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=9,452
なし	223	1.9	2.4
1万円未満	801	6.7	8.5
1万円～2万円未満	2,428	20.4	25.7
2万円～3万円未満	2,020	17.0	21.4
3万円～4万円未満	1,580	13.3	16.7
4万円～5万円未満	791	6.7	8.4
5万円～7万円未満	869	7.3	9.2
7万円～10万円未満	510	4.3	5.4
10万円～15万円未満	218	1.8	2.3
15万円以上	12	0.1	0.1
無回答	2,432	20.5	—
全 体	11,884	100.0	100.0
平 均		N=9,452	29,619.2円
最 大		N=9,452	214,000.0円
最小 (0除く)		N=9,229	500.0円

【4】 -23. ホームに入居する以前の住居

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=11,706
親・親族と同居	3,568	30.0	30.5
入所施設	4,734	39.8	40.4
通所寮	844	7.1	7.2
入院	1,133	9.5	9.7
他のグループホーム・ケアホーム	581	4.9	5.0
一人暮らし	386	3.2	3.3
その他	460	3.9	3.9
無回答	178	1.5	—
全 体	11,884	100.0	100.0

【4】 -24. 就労や支給決定を受けて決まって通う日中活動先 (複数回答)

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=11,670
一般就労	2,439	20.5	20.9
実習等就労訓練	245	2.1	2.1
就労移行支援	532	4.5	4.6
就労継続A	285	2.4	2.4
就労継続B	2,282	19.2	19.6
生活介護	1,793	15.1	15.4
旧法通所施設	1,696	14.3	14.5
地域活動支援センター	626	5.3	5.4
医療施設のデイケア	747	6.3	6.4
共同作業所	426	3.6	3.7
その他	382	3.2	3.3
自立訓練	306	2.6	2.6
なし	342	2.9	2.9
無回答	214	1.8	—
全 体	12,315	—	—

25.26.27.28.29.30.31.2009.9 のホームヘルプの利用… (表)【4】 -25~31

①利用の有無

ホームヘルプサービスを利用していない入居者は 74.3% (含無回答, 以下同じ) となっている。

利用している入居者は, 15.2%となっている。

利用している入居者のうち, 利用が多いのは「移動支援」12.7%, 「通院介助」2.9%, 「身体介護」1.2% 等となっている。

利用者を障害程度区分別にみると, 区分が上がるにしたがって, 利用者率は上がっていくことがわかる。「区分 4」では 27.3%, 「区分 5」では 38.5%, 「区分 6」では 59.0%が利用者となっている。

利用者を障害種別でみると, 「知的・身体」の重複の入居者が 40.5%, 「知的・精神・身体」の重複の入居者が 30.0%となっている。「知的障害」の入居者では 17.4%となっている。

②身体介護の利用時間の平均は, 45.8 時間となっている。

「区分 5」では, 平均 45.2 時間, 「区分 6」では, 平均 60.8 時間である。

③重度訪問介護の利用時間の平均は, 215.5 時間となっている。

「区分 5」では, 平均 141.3 時間, 「区分 6」では, 平均 234.9 時間である。

「知的・身体」の重複の入居者では, 「300 時間以上」の入居者がおり, 平均では 290.2 時間となっている。

④行動援護の利用時間の平均は, 21.3 時間となっている。

「区分 5」では, 平均 19.1 時間, 「区分 6」では, 平均 31.6 時間である。

⑤移動支援の利用時間の平均は, 17.3 時間となっている。

移動支援は, 身体介護や重度訪問介護, 行動援護に比べると, 障害程度区分間の差はまだ少ない。

「区分 1」では, 平均 11.3 時間, 「区分 2」では, 平均 13.5 時間, 「区分 3」では, 平均 15.5 時間, 「区分 4」では, 平均 19.3 時間, 「区分 5」では, 平均 21.0 時間, 「区分 6」では, 平均 27.8 時間である。「非該当」でも, 平均 9.4 時間となっている。

⑥通院介助の利用時間の平均は, 5.5 時間となっている。これも, 障害程度区分間の差は小さい。

⑦コミュニケーション支援の利用時間の平均は, 2.7 時間となっている。

(再集計) 【4】 -25~31. 利用しているホームヘルプサービス (複数回答)

		全体	利用して いない	利用して いる	身体介護	重度訪問 介護	行動援護	移動支援	通院介助	コミュニ ケーション 支援	無回答
全 体		11,884	8,830	1,808	146	41	100	1,510	347	11	1,246
		—	74.3	15.2	1.2	0.3	0.8	12.7	2.9	0.1	10.5
障害程度	区分 1	1,472	82.3	4.7	0.1	0.0	0.0	4.1	1.0	0.1	13.0
	区分 2	2,992	76.1	12.5	0.1	0.0	0.2	10.6	3.2	0.1	11.3
	区分 3	2,604	72.9	18.2	0.5	0.0	0.2	16.7	3.2	0.1	8.8
	区分 4	1,417	61.8	27.3	1.9	0.0	1.3	24.1	4.4	0.1	10.9
	区分 5	600	51.2	38.5	5.5	1.0	5.2	29.8	6.3	0.0	10.3
	区分 6	334	35.0	59.0	21.3	10.2	10.5	34.7	12.3	0.3	6.0
	非該当	1,370	89.5	1.4	0.0	0.0	0.0	1.2	0.1	0.0	9.1
	未認定	795	92.2	2.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.6	0.0	5.8
	無回答	300	61.3	13.0	0.0	0.0	1.0	11.3	1.3	0.3	25.7
障害種別	知的	8,923	72.9	17.4	1.4	0.1	0.9	14.9	3.3	0.1	9.7
	精神	2,145	85.2	1.2	0.0	0.0	0.0	0.8	0.4	0.1	13.6
	身体	49	77.6	8.2	0.0	6.1	0.0	2.0	0.0	0.0	14.3
	知的・精神	261	72.4	20.7	0.8	0.0	2.7	16.1	3.8	0.8	6.9
	知的・身体	363	49.3	40.5	6.1	7.2	3.3	26.4	7.7	0.3	10.2
	精神・身体	19	84.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8
	知的・精神・身体	10	70.0	30.0	0.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0
	無回答	114	57.0	20.2	0.0	0.9	0.9	17.5	1.8	0.0	22.8

32.訪問看護の利用の有無

訪問介護を利用している入居者は、9.1%（含無回答）となっている。

障害程度区分間の差は小さい。障害種別でも差は小さいが、「精神」で27.3%（同）が高くなっている。

【4】 -25～31. 利用しているホームヘルプサービス（複数回答）

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=10,638
利用していない	8,830	74.3	83.0
身体介護	146	1.2	1.4
重度訪問介護	41	0.3	0.4
行動援護	100	0.8	0.9
移動支援	1,510	12.7	14.2
通院介助	347	2.9	3.3
コミュニケーション支援	11	0.1	0.1
無回答	1,246	10.5	—
全 体	12,231	—	—

9月の利用時間数		5時間未 満	5～10時 間未満	10～20時 間未満	20～40時 間未満	40～60時 間未満	60～80時 間未満	80～100時 間未満	100～150 時間未満	150～200 時間未満	200～300 時間未満	300時間以 上	無回答	全体	平均 (時間)
件数	身体介護	3	27	16	23	34	24	12	1	3	3	0	0	146	45.8
	重度訪問介護	1	0	4	1	0	2	2	3	2	14	12	0	41	215.5
	行動援護	17	22	19	21	9	12	0	0	0	0	0	0	100	21.3
	移動支援	254	265	459	293	169	8	3	2	3	0	0	54	1,510	17.3
	通院介助	187	121	28	3	2	2	0	0	0	0	0	4	347	5.5
	コミュニケーション支援	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2.7
割合	身体介護 N=146	2.1	18.5	11.0	15.8	23.3	16.4	8.2	0.7	2.1	2.1	0.0	0.0	100.0	
	重度訪問介護 N=41	2.4	0.0	9.8	2.4	0.0	4.9	4.9	7.3	4.9	34.1	29.3	0.0	100.0	
	行動援護 N=100	17.0	22.0	19.0	21.0	9.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
	移動支援 N=1,510	16.8	17.5	30.4	19.4	11.2	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	3.6	100.0	
	通院介助 N=347	53.9	34.9	8.1	0.9	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	100.0	
	コミュニケーション支援 N=11	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	
割合 (除無回答)	身体介護 N=146	2.1	18.5	11.0	15.8	23.3	16.4	8.2	0.7	2.1	2.1	0.0	—	100.0	
	重度訪問介護 N=41	2.4	0.0	9.8	2.4	0.0	4.9	4.9	7.3	4.9	34.1	29.3	—	100.0	
	行動援護 N=100	17.0	22.0	19.0	21.0	9.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	移動支援 N=1,456	17.4	18.2	31.5	20.1	11.6	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	—	100.0	
	通院介助 N=343	54.5	35.3	8.2	0.9	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	
	コミュニケーション支援 N=11	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	100.0	

【4】 -32. 訪問看護の利用有無

	件数	割合	
		N=11,884	割合 (除無回答) N=10,578
利用していない	9,499	79.9	89.8
利用している	1,079	9.1	10.2
無回答	1,306	11.0	—
全 体	11,884	100.0	100.0

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

身体介護

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		146	3	27	16	23	34	24	12	1	3	3	0	0	45.8
		100.0	2.1	18.5	11.0	15.8	23.3	16.4	8.2	0.7	2.1	2.1	0.0	0.0	—
障害程度	区分1	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.0
	区分2	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.0
	区分3	12	8.3	41.7	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8
	区分4	27	3.7	37.0	25.9	18.5	3.7	7.4	0.0	0.0	3.7	0.0	0.0	0.0	25.9
	区分5	33	3.0	21.2	15.2	9.1	33.3	9.1	0.0	0.0	3.0	6.1	0.0	0.0	45.2
	区分6	71	0.0	4.2	0.0	16.9	31.0	26.8	16.9	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	60.8
	非該当	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	未認定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
障害種別	知的	121	2.5	20.7	12.4	14.9	27.3	16.5	0.8	0.8	2.5	1.7	0.0	0.0	41.6
	精神	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.0
	身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.5
	知的・身体	22	0.0	4.5	4.5	13.6	4.5	18.2	50.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	71.9
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

重度訪問介護

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		41	1	0	4	1	0	2	2	3	2	14	12	0	215.5
		100.0	2.4	0.0	9.8	2.4	0.0	4.9	4.9	7.3	4.9	34.1	29.3	0.0	—
障害程度	区分1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	区分2	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	区分3	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	区分4	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	区分5	6	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7	16.7	0.0	141.3
	区分6	34	0.0	0.0	5.9	2.9	0.0	5.9	5.9	2.9	5.9	38.2	32.4	0.0	234.9
	非該当	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	未認定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
障害種別	知的	10	0.0	0.0	40.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	0.0	10.0	0.0	0.0	68.5
	精神	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	身体	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	159.0
	知的・精神	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・身体	26	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	3.8	46.2	46.2	0.0	290.2
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	130.0

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

行動援護

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		100	17	22	19	21	9	12	0	0	0	0	0	0	21.3
		100.0	17.0	22.0	19.0	21.0	9.0	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
障害程度	区分1	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	区分2	6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1
	区分3	6	50.0	0.0	33.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.8
	区分4	19	26.3	36.8	5.3	15.8	10.5	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.8
	区分5	31	9.7	25.8	25.8	25.8	3.2	9.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.1
	区分6	35	8.6	11.4	20.0	20.0	17.1	22.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.6
	非該当	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	未認定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	3	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.7
障害種別	知的	79	17.7	24.1	19.0	20.3	11.4	7.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.7
	精神	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神	7	14.3	28.6	0.0	42.9	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.6
	知的・身体	12	8.3	8.3	33.3	16.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.4
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0
	無回答	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

移動支援

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		1,510	254	265	459	293	169	8	3	2	3	0	0	54	17.3
		100.0	16.8	17.5	30.4	19.4	11.2	0.5	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	3.6	—
障害程度	区分1	60	38.3	8.3	30.0	10.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	11.3
	区分2	316	23.1	18.4	32.0	15.5	7.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	13.5
	区分3	435	16.8	22.8	30.6	15.9	9.9	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	15.5
	区分4	342	10.8	15.8	31.6	23.7	14.6	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	19.3
	区分5	179	15.1	12.8	26.8	27.9	12.3	1.7	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	2.2	21.0
	区分6	116	8.6	12.9	27.6	22.4	22.4	0.9	0.0	0.9	2.6	0.0	0.0	1.7	27.4
	非該当	17	35.3	29.4	17.6	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.4
	未認定	11	9.1	9.1	63.6	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.6
無回答	34	11.8	14.7	26.5	20.6	8.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	17.0	
障害種別	知的	1,332	17.0	17.0	30.4	19.7	11.5	0.5	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	3.5	17.4
	精神	17	23.5	23.5	29.4	0.0	23.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.6
	身体	1	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0
	知的・精神	42	11.9	21.4	23.8	21.4	11.9	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	18.9
	知的・身体	96	13.5	25.0	32.3	14.6	7.3	1.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	16.8
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.5
	無回答	20	30.0	10.0	35.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

通院介助

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		347	187	121	28	3	2	2	0	0	0	0	0	4	5.5
		100.0	53.9	34.9	8.1	0.9	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	—
障害程度	区分1	15	60.0	33.3	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1
	区分2	97	50.5	41.2	7.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.9
	区分3	83	45.8	36.1	15.7	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	5.6
	区分4	62	61.3	29.0	3.2	1.6	1.6	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	6.5
	区分5	38	63.2	31.6	2.6	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3
	区分6	41	58.5	24.4	9.8	2.4	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	6.5
	非該当	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5
	未認定	5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8
無回答	4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	
障害種別	知的	297	54.2	36.4	7.1	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	5.5
	精神	9	44.4	11.1	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.9
	身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神	10	40.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	4.6
	知的・身体	28	57.1	21.4	10.7	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	5.3
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0
	無回答	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3

【4】-25～31. 利用しているホームヘルプサービス

コミュニケーション支援

9月の利用時間数

		全体	5時間未満	5～10時間未満	10～20時間未満	20～40時間未満	40～60時間未満	60～80時間未満	80～100時間未満	100～150時間未満	150～200時間未満	200～300時間未満	300時間以上	無回答	平均(時間)
全体		11	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.7
		100.0	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
障害程度	区分1	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
	区分2	4	75.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9
	区分3	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
	区分4	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8
	区分5	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	区分6	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
	非該当	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	未認定	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
無回答	1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	
障害種別	知的	6	83.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.9
	精神	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5
	身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
	知的・身体	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0
	精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	知的・精神・身体	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	無回答	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—

【4】 -32. 訪問看護の利用有無

		全体	利用して いない	利用して いる	無回答
全 体		11,884	9,499	1,079	1,306
		100.0	79.9	9.1	11.0
障害程度	区分1	1,472	78.1	10.1	11.8
	区分2	2,992	81.7	8.7	9.7
	区分3	2,604	82.0	7.1	11.0
	区分4	1,417	83.6	6.1	10.2
	区分5	600	84.2	6.3	9.5
	区分6	334	80.8	9.0	10.2
	非該当	1,370	71.5	15.5	13.1
	未認定	795	80.9	10.9	8.2
	無回答	300	63.3	11.0	25.7
障害種別	知的	8,923	84.3	4.8	10.9
	精神	2,145	62.1	27.3	10.6
	身体	49	67.3	14.3	18.4
	知的・精神	261	81.6	11.5	6.9
	知的・身体	363	85.1	4.7	10.2
	精神・身体	19	63.2	10.5	26.3
	知的・精神・身体	10	80.0	10.0	10.0
	無回答	114	59.6	8.8	31.6

報告を終えるにあたって

本報告の通り、今回の調査は、法人票、建物票、入居者票の三つに分けて、調査票を構成した。それは、序に述べた障害者自立支援法下における GH・CH の把握の仕方として、われわれが用いた一つの仮説にすぎない。複雑なものは、複雑なまま理解することが重要であり、その方法を考えなければならない。いずれ障害者自立支援法が、また他の何かの法律に変わることがあっても、なくても、ここに採用した仮説にわれわれが固執しようが、しまいが、GH・CH はすでに、単純に、画一的に捉えられるような素朴なものではなくなっている。今回は、悉皆調査であることに重点を置き、わが国の GH・CH とは一体どのようなものなのか、その「基礎」をできるだけ「複雑なまま」捉えたいと考えた。成果は、調査結果が全てであるが、多くの経験的な反省点が残った。以下の項目にそってまとめておきたい。

ア) 調査体制について

イ) 調査の分量について

ウ) 調査票の構成について

エ) 報告書について

ア) 調査体制について

今回は、H21 年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト事業の補助金を受けて実施した。この種の調査には、費用と手間が大変かかる。調査票の送付返信にかかる郵送料や、入力、集計等である。配布数が 3,000 を上回り、回答法人数、建物数、入居者数ともに、回答票の量からすれば、一定の作業を外部委託しなければ、到底、調査委員や当学会の運営委員の片手間で済むような量ではない。この点の「外部委託」については、どうかご理解を頂きたい次第である。また、費用の面でも、今後、継続調査のために、調査の効率化を図るとともに、各方面の援助をお願い申し上げたい。

イ) 調査の分量について

アンケート調査に限らず調査においては、回答者に負担をかけすぎることなく回答が得られる程度の分量や内容でなければならない。その点では、今回の調査は、論外の大部なもので、GH・CH の「基礎」を絞り込みきれなかったわれわれの非力によるのであって、回答にご協力くださった全ての法人・個人の皆様には、お詫びとお礼を申し上げます。先の三つの調査票は、適切に分解して、複数回の調査とすべきであったのかもしれない。大部なものになってしまった言い訳であるが、それはア) に述べた資金面でのこともあった。他には、ウ) 調査票の構成について、である。

ウ) 調査票の構成について

序にも述べた通り、何が「基礎」であるかについて、

- i) GH・CH の制度の変化にあわせた調査項目の選定
- ii) 制度の変化があっても時系列の比較に耐えうる調査項目の選定
- iii) 社会福祉分野だけではなく、他の分野（消防・防災面等）でも有意義な調査項目であること
- iv) 可能な限り、種々の他の調査と比較可能な調査項目の選定

等を念頭に置く必要があると考えた。

調査のはじめの段階では、GH・CH 運営法人のパネル調査についても検討した。それは、時系列での比較や変化の把握の正確さを考えてのことであり、他方、法人内での GH・CH 事業の拡大の仕方や、GH・CH の運営から撤退していく法人についても、その仕組みや理由などを明らかにしていく必要を感じたか

らである。しかし、そもそも母数となる GH・CH に関する全国データが不足していること、パネル調査の場合、継続調査の実施の可能性等から、今回は序に述べた方法を採用した。

調査票を構成するにあたっては、調査回答者として誰を想定するのが大きな課題である。法人内の GH・CH について、また法人が実施している他の事業について、詳細かつ包括的に把握している超人は、おそらく、なかなかいるものではないだろう。ゆえに、回答は、ある所では一人で、ある所では数人で協力して、それらの事柄について、考え、調べ、計算して、回答してくださったのだと思う。また場合によっては、調査票を、各部署に分けて回答を仕上げ、それをもう 1 度まとめなおして送付してくださった法人もあるだろう。それらの過程を考えても、GH・CH の基礎調査とはいえ、あらかじめ単一の回答者を想定することは実際難しいのではないかと、というのが今のところの結論でもある。こうして得られた回答は、それぞれ真摯に回答に取り組んでくださった大切な結果であって、全てが貴重なデータである。報告に述べたような、回答上の矛盾を招いたのは、ひとえにわれわれ調査主体の問題であり、回答者に帰すべきことではない。また、もしも回答に一定の恣意性や錯誤、揺れがあるとしても、それは、回答の全てにありうることである。それでも、悉皆調査をやってみた、結果はこのようであった、というのがこの調査の扇の要と言ってよい。調査結果は、推計や、仮定ではないのである。

とはいえ、報告にも述べた、矛盾した回答については、反省点、改善点が多く、以下さしあたって思いつく点をまとめておく。

①法人、建物、共同住居について、定員数や建物数、共同住居数が、より矛盾無く回答できるような、工夫が調査票に求められる。

②入居者の収入・支出については、回答の方式として、回答者自身が収支をあわせて回答が得られるような方法が必要である。

③障害者自立支援法に基づく利用者負担について、ホームで徴収している家賃や水光熱費、共益費等の一般生活費部分と、より明確に区別できるような、回答方法が必要である。

④一法人からみて、一事業からみて、一建物からみて、一共同住居からみて、一入居者からみて、それぞれの見方によって、同じ事柄に関する数字でも、全く異なった結果となる。どの事柄を、何から、誰からみた数字が、もっとも事実をよく捉えているのか、矛盾や問題をあらわしているのか、それをこそ、もう一度よく考えなければならない。

等である。

エ) 本報告は、まずはデータの提示に主眼を置いた。「はじめに」、「序」にも述べた通り、次年度以降も続けて詳細な分析をおこなう必要があると考えている。また、今回集められた貴重なデータをグループホームの今後を検討するにあたって生かしていきたい。

以上の諸点を反省しながらも、われわれは、GH・CH に関する全国データ収集の必要性については、ますます痛感している。

繰り返しになるが、大変長大な調査票にも関わらず、貴重なお時間をさいて、回答にご協力下さった全ての法人・個人の皆様に、心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

貴法人の、障害者自立支援法に基づく、共同生活援助（グループホーム）事業、共同生活介護（ケアホーム）事業について、お答えください。回答時点に、指定がない場合は2009年10月1日現在の事実をお答えください。お答えは、2009年11月20日（金）までに、ご投函ください。

【1】-1. ご記入して下さる、あなたの職名を、一つ選んで○をつけてください。

- 1：管理者 2：サービス管理責任者（専任） 3：サービス管理責任者（世話人兼務）
 4：世話人（専任） 5：生活支援員 6：その他（具体的に_____）

-2. あなたの法人の、法人格について、一つに○をつけてください。

- 1：国 2：地方公共団体 3：社会福祉協議会 4：社会福祉法人（3を除く） 5：医療法人
 6：社団・財団法人 7：協同組合 9：営利法人 10：特定非営利活動法人（NPO）
 11：その他（具体的に_____）

-3. あなたの法人の所在地の都道府県の□にチェックをつけてください。

- 01 北海道
- 02 青森県
- 03 岩手県
- 04 宮城県
- 05 秋田県
- 06 山形県
- 07 福島県
- 08 茨城県
- 09 栃木県
- 10 群馬県
- 11 埼玉県
- 12 千葉県
- 13 東京都
- 14 神奈川県
- 15 新潟県
- 16 富山県
- 17 石川県
- 18 福井県
- 19 山梨県
- 20 長野県
- 21 岐阜県
- 22 静岡県
- 23 愛知県
- 24 三重県
- 25 滋賀県
- 26 京都府
- 27 大阪府
- 28 兵庫県
- 29 奈良県
- 30 和歌山県
- 31 鳥取県
- 32 島根県
- 33 岡山県
- 34 広島県
- 35 山口県
- 36 徳島県
- 37 香川県
- 38 愛媛県
- 39 高知県
- 40 福岡県
- 41 佐賀県
- 42 長崎県
- 43 熊本県
- 44 大分県
- 45 宮崎県
- 46 鹿児島県
- 47 沖縄県

-4. 初めてグループホームを開始・開設された当時のことをお尋ねします。

※国や自治体の制度に関わらず、名称にこだわらず、グループホーム（生活ホーム、〇〇ホーム等）の形態での支援を開始した当時のことをお答え下さい。

※現在は複数のグループホーム・ケアホームがあっても、法人として最もはじめに開始した時点をさします。

①開始当時の制度利用の状況として、一つに○をつけてください。

- 1：国の制度（地域生活援助事業・支援費制度・障害者自立支援法）を利用して開始した
 2：自治体制度を利用して開始した 3：国・自治体の制度は利用せずに開始した
 4：その他（具体的に_____）

②それは、いつですか。(1) ホーム開設年と、(2) 国制度利用を開始した年をお答えください。

※当時の利用対象者（1：知的障害者・2：精神障害者・3：身体障害者）を選び、その下の太枠で囲った該当する時期区分の欄に○をつけてください。

西暦 (平成) 月 (年度)	1: 知的障害		2: 精神障害		3: 身体障害	
	(1)ホーム 開設	(2)国制度 利用開始	(1)ホーム 開設	(2)国制度 利用開始	(1)ホーム 開設	(2)国制度 利用開始
1989.3以前	1	1	1	1	1	1
1989 (元年)	2	2	2	2	2	2
1992 (4)	3	3	3	3	3	3
1996 (6)	4	4	4	4	4	4
1999 (11)	5	5	5	5	5	5
2000 (12)	6	6	6	6	6	6
2002 (14)	7	7	7	7	7	7
2003 (15)	8	8	8	8	8	8
2006 (18)	9	9	9	9	9	9
	10	10	10	10	10	10
2009 (21)	11	11	11	11	12	12

国制度の変遷
 ※左の欄につけていただく○とは、直接関係はありません。例えば、重度加算を利用していなくても、1996年4月から1999年3月の間に、知的障害者の国のグループホーム制度利用を開始した場合には、1: 知的障害の②国制度利用開始は、左上に「4」とするしのある空欄に○をつけてください。

- 地域生活援助事業開始(知的)
- 地域生活援助事業開始(精神)
- 重度加算
- 相互利用
- 就労要件撤廃(知的)・ホームヘルパー利用開始・NPO運営開始
- 就労要件撤廃(精神)
- 支援費制度開始
- 障害者自立支援法・報酬月額制導入
- 障害者自立支援法・新事業体系開始
- 身体障害者の利用開始

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム基礎調査 2009

ー5. 障害者自立支援法に基づく共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）以外に、貴法人が実施されている事業をお答え下さい。

※①～⑨ごとに、□に「1.ある」「2.ない」のいずれかにチェックをして下さい。

※当該施設が「1.ある」場合は、「2.」の質問に、解答欄の選択肢の□にチェックをするか、回答表ごとに記載された事業について実施の「1.有無」（○をつける）、「2.定員（利用定員を数字で）」をお答えください。

①障害者自立支援法に基づく事業

当該施設が □1.ある/□2.ない **「1.ある」**

【以下は右の回答表以外についてお尋ねします】

②知的障害者に関する旧法施設

-1. 当該施設が □1.ある/□2.ない

-2. 「1.ある」場合

→□1.入所施設 □2.通所系 □3.通勤寮 □4.その他

③精神障害者に関する旧法施設

-1. 当該施設が □1.ある/□2.ない

-2. 「1.ある」場合

→□1.入所施設 □2.通所系 □3.その他

④身体障害者に関する旧法施設

-1. 当該施設が □1.ある/□2.ない

-2. 「1.ある」場合 → □1.入所施設 □2.通所系 □3.その他

⑤児童に関する社会福祉等事業

-1. 当該施設が 当該施設が □1.ある/□2.ない

-2. 「1.ある」場合

→□1.障害児入所系施設 □2.障害児通所系施設 □3.児童養護施設 □4.児童自立支援施設 □5.その他

⑥高齢者に関する社会福祉等事業

-1. 当該施設が 当該施設が □1.ある/□2.ない

事業名	1.有無(○をつける)	2.定員(人数)
1: 居宅介護事業	1.あり/2.なし	人
2: 重度訪問介護事業	1.あり/2.なし	人
3: 行動援護事業	1.あり/2.なし	人
4: 療養介護事業	1.あり/2.なし	人
5: 生活介護事業	1.あり/2.なし	人
6: 児童デイサービス事業	1.あり/2.なし	人
7: 短期入所事業	1.あり/2.なし	人
8: 重度障害者等包括支援事業	1.あり/2.なし	人
9: 自立訓練(機能訓練)事業	1.あり/2.なし	人
10: 自立訓練(生活訓練)事業	1.あり/2.なし	人
11: 就労移行支援事業	1.あり/2.なし	人
12: 就労継続支援(A型)事業	1.あり/2.なし	人
13: 就労継続支援(B型)事業	1.あり/2.なし	人
14: 福祉ホーム	1.あり/3.なし	人

事業の種類	1.有無	2.定員
介護予防サービス(訪問系)	—	—
1: 介護予防訪問介護	1.あり/2.なし	人
2: 介護予防訪問入浴介護	1.あり/2.なし	人
3: 介護予防訪問看護ステーション	1.あり/2.なし	人
(通所系)	—	—
4: 介護予防通所介護	1.あり/2.なし	人
5: 介護予防通所リハビリテーション	1.あり/2.なし	人
6: 介護老人保健施設	1.あり/2.なし	人
7: 医療施設	1.あり/2.なし	人
(その他)	—	—
8: 介護予防短期入所生活介護	1.あり/2.なし	人
9: 介護予防短期入所療養介護	1.あり/2.なし	人
10: 介護老人保健施設	1.あり/2.なし	人
11: 医療施設	1.あり/2.なし	人
12: 介護予防特定施設入居者生活介護	1.あり/2.なし	人
13: 介護予防福祉用具貸与	1.あり/2.なし	—
14: 特定介護予防福祉用具販売	1.あり/2.なし	—
15: 地域密着型介護予防サービス事業所	1.あり/2.なし	人
16: 介護予防認知症対応型通所介護	1.あり/2.なし	人
17: 介護予防小規模多機能型居宅介護	1.あり/2.なし	人
18: 介護予防認知症対応型共同生活介護	1.あり/2.なし	人
19: 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	1.あり/2.なし	人

事業の種類	1.有無	2.定員
介護サービス(訪問系)	—	—
20: 訪問介護	1.あり/2.なし	人
21: 訪問入浴介護	1.あり/2.なし	人
22: 訪問看護ステーション	1.あり/2.なし	人
(通所系)	—	—
23: 通所介護	1.あり/2.なし	人
24: 通所リハビリテーション	1.あり/2.なし	人
25: 介護老人保健施設	1.あり/2.なし	人
26: 医療施設	1.あり/2.なし	人
(その他)	—	—
27: 短期入所生活介護	1.あり/2.なし	人
28: 短期入所療養介護	1.あり/2.なし	人
29: 介護老人保健施設	1.あり/2.なし	人
30: 医療施設	1.あり/2.なし	人
31: 特定施設入居者生活介護	1.あり/2.なし	人
32: 福祉用具貸与	1.あり/2.なし	—
33: 特定福祉用具販売	1.あり/2.なし	—
34: 地域密着型サービス事業所	1.あり/2.なし	人
35: 夜間対応型訪問介護	1.あり/2.なし	人
36: 認知症対応型通所介護	1.あり/2.なし	人
37: 小規模多機能型居宅介護	1.あり/2.なし	人
38: 認知症対応型共同生活介護	1.あり/2.なし	人
39: 地域密着型特定施設入居者生活介護	1.あり/2.なし	人
40: 地域密着型介護老人福祉施設	1.あり/2.なし	人
41: 居宅介護支援事業所	1.あり/2.なし	人
42: 介護保険施設	1.あり/2.なし	人
43: 介護老人福祉施設	1.あり/2.なし	人
44: 介護老人保健施設	1.あり/2.なし	人
45: 介護療養型医療施設	1.あり/2.なし	人

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム基礎調査 2009

⑦生活保護法に基づく施設

-1. 当該施設が 1. ある / 2. ない

-2. 「1. ある」場合 → → → →

回答	1: 救護施設	2: 更生施設	3: 医療保護施設	4: 授産施設	5: 宿所提供施設
実施の有無	1.あり/2.なし	1.あり/2.なし	1.あり/2.なし	1.あり/2.なし	1.あり/2.なし
定員	人	人	人	人	人

⑧医療系の事業

-1. 当該施設が 1. ある / 2. ない

-2. 「1. ある」場合 → 1. 病院 2. 診療所 3. その他（具体的に _____）

⑨その他の事業 ※社会福祉・医療以外でも、実施されている事業があればお答え下さい。

具体的に書き下さい（ _____ ）

【2】全てのグループホーム・ケアホーム、またはその共同住居について、お尋ねします。

-1. 事業指定の種別と、事業認可を受けた事業の指定数、共同住居の数について、お尋ねします。

- ①太線で囲った枠の中に、事業指定が一つの場合は、該当箇所に「1」、複数の場合は、該当欄にその事業指定数を数字でお書きください。
- ②<入居者:世話人>の比率ごとの、事業指定の数を お書きください。
- ③指定事業の種別毎に、共同住居の数をお書きください。
- ④指定事業の種別毎に、入居定員の数をお書きください。
- ※ご記入の際は、一番下の合計(⑤)と、それぞれ指定事業の種別ごとの事業指定数・共同住居数・入居定員数の和が正しく合うようにご注意ください。

指定事業の種別	① 事業指定 の数	⇒②の合計と、①は同じ数(指定数)になります				③ 共同住 居の数	④ 入居 定員の 数
		4:1	5:1	6:1	10:1		
1: グループホーム(共同生活援助)							
2: ケアホーム(共同生活介護)							
3: グループホーム・ケアホームを一体的に行う							
4: 経過的給付(ホームヘルプ併給)のケアホーム(共同生活介護)							
5: 経過的給付(ホームヘルプ併給)でグループホーム・ケアホームを一体的に行う							
6: グループホーム(地域移行型・共同生活援助)							
7: ケアホーム(地域移行型・共同生活介護)							
8: グループホーム・ケアホーム(地域移行型)を一体的に行う							
	⑤合計						

-2. 共同住居についてお尋ねします。

それぞれの定員数ごとの、共同住居の数を、数字でお書き下さい。 → ※共同住居の合計数は同じになります。

共同住居1つ の定員	① 2人定員	② 3人定員	③ 4人定員	④ 5人定員	⑤ 6人定員	⑥ 7人定員	⑦ 8人定員	⑧ 9人定員	⑨ 10人定員	⑩ 11~15人 定員	⑪ 16~20人 定員	⑫ 21~30人 定員
定員ごとの 共同住居数												

-3. 入居者数について、お尋ねします。該当する欄に人数をお書きください。

障害者自立支援法に基づく 支給決定を受けた 入居者の障害程度区分		①計	②男性	③女性
グループ ホーム	1: 区分非該当			
	2: 区分1			
ケア ホーム	3: 区分2			
	4: 区分3			
	5: 区分4			
	6: 区分5			
	7: 区分6			
計				

左記を除く 利用契約等の種類		①計	②男	③女
8: 措置利用者				
9: 私的契約による利用者				
10: その他(_____)				
計				

全てを合算してください

合計	①計	②男	③女

ー4. 医療的ケアを必要とする入居者について、その人数と対応者をお答え下さい。

医療的ケアを必要とする入居者	①人数 (数字でお答えください)	②必要とされる医療的ケアの種類ごとの対応者 (実際、対応している職種の該当欄に○。複数回答可)							
		本人	看護師	サビ管	世話人	生活支援員	ホームヘルパー	親族	その他
必要とする入居者数 (そのうち、以下に該当する人、全ての人数)									
2: 導尿・浣腸・摘便									
3: 経管栄養・吸引									
4: 気管切開の管理・人工呼吸器の管理									
5: 投薬・服薬管理									
6: 胃ろうによる食事とその管理									
7: 糖尿病によるインシュリン注射									

ー5. 身体障害者の利用についてお尋ねします。2009年10月より身体障害者（知的障害や精神障害との重複で従来も入居していた人を除く）のグループホーム・ケアホームの利用状況について、一つに○をつけてください。

1：入居を開始している。 2：入居はまだだが、今年度中に、入居予定がある。
3：予定はない 4：その他（具体的に _____ ）

ー6. 2009年4月から新たに始まった、体験入居での利用についてお尋ねします。

①2009年4月からの体験入居の支給決定を受けての利用について、一つに○をつけてください。

1：体験入居を開始している 2：体験入居を開始する予定（いつから _____ ）
3：必要性はあるが体験入居の予定はない 4：必要性がなく体験入居の予定はない

②体験入居を実施しているか、その予定がある場合、体験入居用の部屋をどのように設定していますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

1：空き部屋を利用している 2：体験入居専用の部屋を設定している
3：体験入居専用の共同住居を充てている
4：入居予定者に、入居予定の部屋に体験入居してもらっている
5：その他（ _____ ）

ー7. グループホーム・ケアホームでの食事提供についてお尋ねします。

1：全てのホームで食事提供している 2：一部のホームで食事提供している 3：食事提供しているホームはない 4：その他（具体的に _____ ）

ー8. 支援者についておたずねします。

支援者の職名ごとの人数の合計（①）と、性別ごとの人数（②③）を、数字でお答えください。

雇用・契約の形態ごとに（④⑤⑥）、住み込みの場合（⑦）、それぞれの人数を、数字でお答えください。

支援者の職名	①合計	性別		契約			
		②男性	③女性	④正規職員	⑤非正規 (期限付き雇用・嘱託・アルバイト・パートタイム)職員で⑥以外	⑥非正規 (アルバイト)で学生(大学・短大・専門学校等)	⑦業務委託 請負労働 (雇用契約ではない)
1：管理者(専任)							
2：管理者(兼務)							
3：サービス管理責任者(専任)							
4：サービス管理責任者(兼務)							
5：世話人(専任)							
6：世話人(兼務)							
7：生活支援員(専任)							
8：生活支援員(兼務)							

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム基礎調査 2009

[3]共同住居についてお尋ねします。担当されているホームごとに選択肢の当てはまる番号すべてに○印をつけてください。4箇所以上のホームを管理するなど、回答欄が足りないときは、お手数ですが本紙をコピーして全てのホームについてお答えください。()内には適当な数値や言葉をご記入ください。

※回答は、建物ごとにお答え下さい。例えば、マンションの一つの棟で、複数の住戸に入居している場合、「建物」とはマンション全体を指します。利用者数とは、実際の入居者数を指し、建物全体で入居者が何人であるかをお答え下さい。

※建物内の共同住居の数・ユニットの数とは、例えば、

①マンションの一つの棟で、1階に1住戸で1共同住居、3階に2住戸で2共同住居、5階に1住戸で1共同住居の場合、合計は、「4」となります。

②専用にて建てた建物で、全体で一つの共同住居であれば共同住居の数は「1」、そのなかにユニットが2つであればユニットの数は「2」となります。

質問	選択肢	建物A				建物B				建物C			
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
1	共同住居の形態	1.グループホーム/2.ケアホーム/3.1と2の両方											
2	建物内の、①共同住居の数/②ユニットの数を、それぞれ()内に数字でお答え下さい。	①共同住居 ()		②ユニット ()		①共同住居 ()		②ユニット ()		①共同住居 ()		②ユニット ()	
3	共同住居の定員	(入居人員ではなく、定員をお答え下さい。)											
4	現在の利用者数	1. グループホームとしての利用者数											
		2. ケアホームとしての利用者数											
5	入居者の障害程度区分 (支給決定に伴う障害程度をお答え下さい。)	1.区分1		2.区分2		1.区分1		2.区分2		1.区分1		2.区分2	
		()人		()人		()人		()人		()人		()人	
		3.区分3		4.区分4		3.区分3		4.区分4		3.区分3		4.区分4	
		()人		()人		()人		()人		()人		()人	
		5.区分5		6.区分6		5.区分5		6.区分6		5.区分5		6.区分6	
		()人		()人		()人		()人		()人		()人	
6	入居者の平均年齢	()歳											
7	主たる入居者の障害種別	1.知的/2.精神/3.身体(複数回答可)											
8	建物の築年数(おおよそ)	1. ~15年未満 2. 15~35年未満 3. 36~50年未満 4. 50年以上											
9	開設年月【西暦】	()年()月											
10	夜間体制(該当する全てに○をつけてください)	1.夜勤/2.宿直/3.住み込み職員/4.見回り対応/5.夜間緊急連絡対応型(6.以外)/6.警備会社による対応/7.対応なし											
11	住宅構造形式	1.木造一戸建(大工の棟梁が手がける在来木造)											
		2.同上(木質系プレハブ住宅)											
12	階数	(建物の階数)											
		(ホームに使用している階数) 複数階の回答可											
13	用途区分 ※(H21.3.改正消防法施行令別表第一による)	1.(5)項口(寄宿舎、下宿又は共同住宅)/2.(6)項口(入所施設(重度の障害児・障害者)、ケアホーム(重度)等)/3.(6)項ハ(上記以外(通所施設、グループホーム等))/4.(16)項イ((6)項との複合用途建物)/5.その他(具体的に)/ 6. 不明											
		5() 6. 不明											
14	建物の種類を一つ選んで、数字を記入して下さい。	1.既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅/2.新築の戸建て・二戸イチ・長屋等一般住宅/3.新築のGHCH専用戸建て住宅/4.GHCHその他の福祉事業が併設で専用にて建てた(新築)/5.その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用/6.元入所施設/7.元通所施設/8.元福祉ホーム/9.元会社の社員寮等/10.一般のワンルームマンションの複数住戸/11.一般の10以上の集合住宅(マンション・アパート等)/12.病院・診療所の一部分からの転用/13.その他の建物(具体的にお書き下さい)											
		選択肢から選んで番号を記入(13は具体的に)											
15	同じ建物が、GH・CH以外の用途で使われていますか?	1.ホームのみ/2.福祉・医療/3.商業/4.一般住戸/5.その他(具体的に)											
16	建物や土地は施設の所有ですか?	1.持地に持家 2.持地に借家 3.借地に持家 4.借地に借家 5.その他(具体的に)											
17	建物の立地として該当するものを一つ選んでお答え下さい。	1.住宅地/2.住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地/3.住宅地ではなく地域との交流も難しい立地/4.その他・不明											
18	建物と周辺の環境・景観として該当するものを二つ選んでお答え下さい。	1.周辺の住宅や地域にとけこんでいる/2.複数のGHCHが隣り合わせや道路を挟んで、集まって建っている/3.入所施設や通所施設、病院の並びに建っていて、一体的に管理・運営されている/4.その他・不明											
19	当該共同住居で、現在設置されている消防用設備は?	1.消火器/2.屋内消火栓/3.屋外消火栓/4.一般のスプリンクラー/5.特定施設水道直結型(簡易型)スプリンクラー/6.漏電火災警報器/7.誘導灯/8.非常ベルや手動式サイレン/9.住宅用火災警報機/10.排煙設備/11.自動火災通報装置(消防機関へ自動通報する火災報知設備)/12.自動火災報知設備											
20	万一の夜間火災時に、貴ホームは入居者全員を安全に避難させやすい建物だと思いますか?	1.非常に避難させやすい/2.避難させやすい/3.どちらとも言えない/4.避難させにくい/5.非常に避難させにくい/6.その他(具体的に)											
21	消防法改正で消防署から新たに指摘されたり改善の要求はありましたか? あてはまる番号に○、「その他」の内容は、余白にお書き下さい	1.内装/2.出入り口・窓/3.消火設備/4.感知・警報設備/5.避難設備/6.排煙設備/7.夜間職員の増員/8.入居者の部屋割り/9.火気管理/10.用途区分の見直し/11.特になし/12.その他(具体的に)											
		12()											
22	消防計画は?	1.策定済 2.策定中 3.策定予定無し 4.その他											

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 グループホーム基礎調査 2009

所在地をお書き下さい。 都道府県 市町村 回答者(該当者に○) 1.本人 2.グループホームスタッフ 3.親族 4.その他

【4】入居者についてたずねします。●該当する選択肢の番号に○をつけるか、数字でお答え下さい。●入居者欄が足りない時は、コピーをして人数分ご回答ください。

質問		選択肢(右の個人欄の数字に○)				Aさん		Bさん		Cさん		Dさん						
1	年齢	(数字で回答してください)				歳		歳		歳		歳		1				
2	性別	1.男/2.女				1	2	1	2	1	2	1	2	2				
3	ホーム居住年数	(数字で回答してください)				年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月	年	ヶ月	3				
4	障害程度区分	1.区分1/2.区分2/3.区分3/4.区分4/5.区分5/6.区分6/7.非該当/8.未認定				1	2	3	4	1	2	3	4	4				
5	障害の種別(当てはまるものを全てに○)	1.知的/2.精神/3.身体				1	2	3	1	2	3	1	2	3	5			
6	移動の状況	1.自力歩行/2.車椅子(座位)/3.ストレッチャータイプ/4.補装具/5.特になし				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	6
7	コミュニケーションの状況	1.視力障害/2.聴力・言語障害/3.意思疎通に困難がある/4.特になし				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	7
8	成年後見の類型と有無	1.後見/2.保佐/3.補助/4.なし				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	8
9	サービス月額負担上限はどれですか?	1.生活保護(0円)/2.低所得1/3.低所得2/4.一般(37,200円)				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	9
10	利用している減免制度はどれですか?	1.グループホーム個別減免/2.生活保護への移行防止のための減免制度/3.自治体の減額制度/4.なし				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	10
11	2009年9月の、障害者自立支援法に基づく、自己負担額の総額は、合計でいくらでしたか? (サービス自己負担額のこと。自立支援医療費と生活費を除く)					円	円	円	円	円	円	円	円	円	11			
12	2009年9月の、障害者自立支援法に基づく、自立支援医療費はいくらでしたか?					円	円	円	円	円	円	円	円	円	12			
13	障害基礎年金は、何級ですか?	1.1級/2.2級/3.なし/4.その他.				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	13
14	月収はおおよそ何万円ですか?(2009年9月・生活保護他人介護料を除く)					万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	14			
15	生活費となる収入源はどれですか? (当てはまるものを全てに○)	1.障害基礎年金/2.障害厚生年金/3.賃金・工賃/4.生活保護/5.特別障害者手当/6.親族からの仕送り/7.預貯金より/8.その他				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	15
16	生活保護の他人介護料を利用していますか?	1.受給している/2.受給していない				1	2	1	2	1	2	1	2	16				
17	月ごとの収支の状況はどうか? 【選択肢】1.収入と支出がほぼ同じ/2.支出超過で預貯金などを切り崩している/ 3.少し余裕があり預貯金ができる/4.不明					1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	17
18	家賃は月額いくらですか(月定額、または2009年9月、以下同じ)					円	円	円	円	円	円	円	円	円	18			
19	徴収しているホーム入居費の内訳をお尋ねします。	1.食費				円	円	円	円	円	円	円	円	円	19			
20	※徴収しているとは、入居費や利用料として入居者全員から徴収しているものをさします。個人毎に個別に支出しているものは含みません。	2.水光熱費・共益費				円	円	円	円	円	円	円	円	円	20			
21		3.その他				円	円	円	円	円	円	円	円	円	21			
22	収入から入居費・徴収金(問17~20)を差し引いたうち、入居者の生活費・小遣いとなるのは、月額いくらですか					円	円	円	円	円	円	円	円	円	22			
23	ホームに入居する以前の住居	1.親・親族と同居/2.入所施設/3.通勤寮/4.入院/5.他のグループホーム・ケアホーム/6.一人暮らし/7.その他				1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	23
24	就労や、支給決定を受けて決まって通う日中活動先 1.一般就労/2.実習等就労訓練/3.就労移行支援/4.就労継続A/5.就労継続B/6.生活介護/7.旧法通所施設/8.地域活動支援センター/9.医療施設のデイケア/10.共同作業所/11.その他/12.自立訓練/13.なし					1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	24
25	1.下記2~7は利用していない					1	13	1	13	1	13	1	13	1	13	25		
26	利用しているホームヘルプサービスの種類と9月の利用時間数をお尋ねします。	2.身体介護				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	26			
27		3.重度訪問介護				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	27			
28	※ホームヘルプサービス等の「2~7」を一切利用していない場合は、1.の欄に○をつけてください。	4.行動援護				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	28			
29	※利用している場合は、利用している種類ごとに、利用時間をお書き下さい。	5.移動支援				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	29			
30		6.通院介助				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	30			
31		7.コミュニケーション支援				時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	31			
32	訪問看護を利用していますか?	1.利用していない/2.利用している				1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	32		

資料② 障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況（都道府県別）

障害福祉計画に係るグループホーム・ケアホームの進捗状況（都道府県別）

（単位：人）

	実績値(国保連データ)						21.3→21.10 増加人数 (B-A)	障害福祉計画 における 平成23年度 計算値 <C>	差引(C-B)
	平成21年3月サービス提供分			平成21年10月サービス提供分					
	共同生活 介護	共同生活 援助	計 <A>	共同生活 介護	共同生活 援助	計 			
北海道	2,832	2,059	4,891	3,375	2,039	5,414	523	7,726	2,312
青森県	318	394	712	373	420	793	81	1,294	501
岩手県	639	433	1,072	786	397	1,183	111	1,608	425
宮城県	937	349	1,286	1,059	319	1,378	92	1,913	535
秋田県	83	377	460	121	397	518	58	1,018	500
山形県	157	411	568	182	456	638	70	1,135	497
福島県	260	704	964	307	747	1,054	90	1,586	532
茨城県	409	486	895	546	502	1,048	153	1,476	428
栃木県	496	452	948	584	451	1,035	87	1,440	405
群馬県	218	493	711	291	506	797	86	1,377	580
埼玉県	737	348	1,085	873	370	1,243	158	2,505	1,262
千葉県	855	443	1,298	995	490	1,485	187	2,463	978
東京都	2,254	1,869	4,123	2,564	1,885	4,449	326	5,514	1,065
神奈川県	3,233	476	3,709	3,505	419	3,924	215	5,908	1,984
新潟県	410	390	800	491	371	862	62	1,610	748
富山県	66	286	352	88	317	405	53	670	265
石川県	227	403	630	249	428	677	47	889	212
福井県	226	189	415	329	176	505	90	560	55
山梨県	128	220	348	150	203	353	5	539	186
長野県	1,059	331	1,390	1,178	326	1,504	114	2,246	742
岐阜県	409	120	529	425	121	546	17	811	265
静岡県	397	423	820	517	433	950	130	1,450	500
愛知県	1,371	219	1,590	1,512	221	1,733	143	2,875	1,142
三重県	508	70	578	611	57	668	90	1,277	609
滋賀県	519	150	669	561	150	711	42	1,008	297
京都府	606	176	782	660	161	821	39	1,225	404
大阪府	3,386	327	3,713	3,601	282	3,883	170	5,959	2,076
兵庫県	865	321	1,186	1,038	322	1,360	174	2,811	1,451
奈良県	262	40	302	300	52	352	50	582	230
和歌山県	326	90	416	387	89	476	60	814	338
鳥取県	205	159	364	257	183	440	76	552	112
島根県	352	366	718	407	367	774	56	1,143	369
岡山県	368	396	764	505	379	884	120	1,361	477
広島県	400	391	791	555	399	954	163	1,437	483
山口県	241	314	555	295	293	588	33	1,247	659
徳島県	99	195	294	114	200	314	20	728	414
香川県	93	222	315	99	232	331	16	507	176
愛媛県	335	188	523	415	192	607	84	1,012	405
高知県	235	347	582	267	354	621	39	979	358
福岡県	554	927	1,481	826	942	1,768	287	2,833	1,065
佐賀県	199	239	438	233	247	480	42	678	198
長崎県	663	485	1,148	762	505	1,267	119	2,088	821
熊本県	213	642	855	268	678	946	91	1,882	936
大分県	91	553	644	133	558	691	47	1,183	492
宮崎県	261	213	474	287	214	501	27	971	470
鹿児島県	170	649	819	243	677	920	101	1,723	803
沖縄県	19	368	387	24	431	455	68	737	282
合計	28,691	19,703	48,394	33,348	19,958	53,306	4,912	83,350	30,044

…(空白)…の県は、都道府県障害福祉計画が未策定であるため、第1期障害福祉計画における平成23年度の計画値を計上した。

出典)障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成22年3月4日開催)資料(16ページ、参考2)より作成。

資料③ 障害児・者数（厚生労働省による）

表 障害児・者数(厚生労働省による)		(単位:万人、()内は人)		
		総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	18歳未満	9.8	9.3	0.5
	18歳以上	356.4	348.3	8.1
	合計	366.3	357.6	8.7
	総人口1,000人あたり	(29)	(28)	(1)
知的障害児・者	18歳未満	12.5	11.7	0.8
	18歳以上	41.0	29.0	12.0
	年齢不詳	1.2	1.2	0.0
	合計	54.7	41.9	12.8
	総人口1,000人あたり	(4)	(3)	(1)
精神障害者	18歳未満	16.4	16.1	0.3
	18歳以上	285.8	250.8	35.0
	年齢不詳	0.6	0.5	0.1
	合計	302.8	267.5	35.3
	総人口1,000人あたり	(24)	(21)	(3)

注1:()内数字は、総人口1,000人あたりの人数(平成17年国勢調査人口による)。

注2:精神障害者の数は、国際疾病分類(ICD-10)の「Ⅴ精神及び行動の障害者」から精神遅滞を除いた数で、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応。「患者調査」の外来患者を在宅者、入院患者を入院患者を施設入所者と見なしている。

注3:身体障害児・者の施設入所者には、高齢関係施設入所者は含まれていない。

資料:「身体障害者」在宅者:厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(2006年)
施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2006年)等
「知的障害者」在宅者:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(2005年)
施設入所者:厚生労働省「社会福祉施設等調査」(2005年)等

「精神障害者」厚生労働省「患者調査」(2005年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

出典:内閣府『平成21年版 障害者白書』(日経印刷株式会社、平成21年、図表2-1、p.226)をもとに作成。

注:グループホーム・ケアホームについては、「在宅者」として扱っているとのこと(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部へ、久保が直接問い合わせによる)。

資料④ GH・CH 入居者の低所得者推計

(1) 推計の方法は、以下の通りとした。

- ①生活保護基準を用いて推計する。
- ②入居者票データより、居住地市町村、年齢、障害基礎年金等級、収入月額、家賃額、収入の種類全てが明らかである入居者を対象とする。
- ③最低生活費は、生活扶助、障害者加算、住宅扶助を利用する。
- ④生活扶助は、年齢別・級地別で算定し、生活扶助Ⅱ類は単身世帯とする
- ⑤障害者加算は、障害基礎年金等級を利用し、その他の等級、不明については、加算なしとみなす。
- ⑥住宅扶助は、居住地毎の特別基準を調査できておらず、国基準のみでは実態を反映していないため、家賃実額を認定した。
- ⑦低所得の推定は、収入月額より家賃実額(⑥)を差し引いた額と、生活扶助基準額(④⑤の合計)を比較した。
- ⑧推計後、生活受給者については、収入の種類によって該当収入「生活保護」の回答のあった入居者とした。

表 推計に用いた生活保護基準

(単位:円)

		1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2	
生活扶助	I類							
		12～19歳	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
		20～40歳	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
		41～59歳	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
		60～69歳	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
		70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510
	Ⅱ類							
	居宅・1人世帯	43,430	41,480	39,520	37,570	35,610	33,660	
障害者加算	在宅(換算)							
	基礎年金1級の者	26,850		24,970		23,100		
	基礎年金2級の者	17,890		16,500		15,400		
住宅扶助	収入より家賃実額を控除して生活扶助・障害者加算合算額と比較した							
(参考)	住宅扶助を除く							
	20～40歳・基礎年金1級	110,550	106,790	101,140	97,370	91,730	87,970	
	20～40歳・基礎年金2級	101,590	97,830	92,670	88,900	84,030	80,270	

資料)生活保護手帳編集委員会編『生活保護手帳 2009年度版』中央法規出版株式会社、2009年

(2) 問題点

- ①生活保護非受給者は、障害者自立支援法サービス自己負担額、医療費等の実費支出があり、その分、実際の消費水準は低いことになる。
- ②住宅扶助については、上記推計上、市町村の特別基準を上回って収入月額から家賃実額が差引かれている可能性があり、その分、低所得者推計は多く見積もられている。
- ③所得税、社会保険料等の控除はおこなっておらず、その分低所得者推計が少なく見積もられている。
- ④月毎の収入の変動は捨象しており、生活保護の実際の収入認定の方法とは異なる。
- ⑤勤労等に伴う収入額が不明であるため、基礎控除はしておらず、その分、低所得者推計が少なく見積もられている。
- ⑥収入月額は「〇」万円という回答様式であったため、数万円単位の回答、小数点を用いた数千円単位の回答が混じっている。前者については、階級値として中位値を取らず、そのままの額とした。また、千円以下の回答については、記述通りとした。
- ⑦上記の他、(1) ②の様に不明を除いたため、あくまで推計である。

(3) 推計結果

- ①居住地市町村，年齢，障害基礎年金等級，収入月額，家賃額，収入の種類全てが明らかである入居者は，7,388人であった。
- ②生活保護受給者は，級地計で10.7%となっており，報告書本文の保護受給者（生活保護収入あり・13.7%）に比べ低くなっている。これは，①の推計対象が原因であると考えられる。
- ③級地計で，生活保護基準未満は70.2%，生活保護基準以上は19.1%であった。
- ③級地別に見ると，生活保護基準以上は16.1～20.8%と5%弱の差であった。
- ④生活保護受給者の構成比は，級地が下がる毎に下がっていく。
- ⑤生活保護未満は，1級地-1では54.3%であるが，それ以外の級地では70.8～73.4%となっている。
- ⑥仮に，補足率を $\frac{}{(<A>+)}$ で求めると，級地が下がる毎に下がっていくことになる。

表 生活保護基準でみたGH・CHの低所得者推計

	級地計		級地別											
	人	%	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
生活保護基準未満<A>	5186	70.2	474	54.3	625	70.8	866	72.9	314	71.7	1832	72.1	1075	73.4
生活保護受給者	789	10.7	217	24.9	116	13.1	131	11.0	46	10.5	192	7.6	87	5.9
生活保護基準以上<C>	1413	19.1	182	20.8	142	16.1	191	16.1	78	17.8	518	20.4	302	20.6
	7388	100.0	873	100.0	883	100.0	1188	100.0	438	100.0	2542	100.0	1464	100.0
補足率($\frac{}{<A>+}$)		13.2		31.4		15.7		13.1		12.8		9.5		7.5

注)推計方法は、

- ①入居者票データより、居住地市町村，年齢，障害基礎年金等級，収入月額，家賃額，収入の種類全てが明らかである入居者を対象とする。
- ②最低生活費は、生活扶助，障害者加算，住宅扶助を利用する。
- ③生活扶助は、年齢別・級地別で算定し、生活扶助Ⅱ類は単身世帯とする
- ④障害者加算は、障害基礎年金等級を利用し、その他の等級，不明については、加算なしとみなす。
- ⑤住宅扶助は、居住地毎の特別基準を調査できず、国基準のみでは実態を反映していないため、家賃実額を認定した。
- ⑥低所得の推定は、収入月額より家賃実額(⑤)を差し引いた額と、生活扶助基準額(③④の合計)を比較する。
- ⑦生活受給者については、収入の種類によって該当収入「生活保護」の回答のあった入居者とした。

資料⑤ クロス集計表 (抄)

(1) B.建物票 (入居者の障害種別組合せ別)

【3】-1. 共同住居の形態

		全体	グループホーム	ケアホーム	グループホームとケアホームの両方	無回答
全 体		3,076 100.0	837 27.2	734 23.9	1,505 48.9	0 0.0
障害種別	知的	2,114	18.5	29.0	52.5	0.0
	精神	504	65.1	3.6	31.3	0.0
	身体	33	21.2	0.0	78.8	0.0
	知的・精神	192	27.6	20.8	51.6	0.0
	知的・身体	60	10.0	41.7	48.3	0.0
	精神・身体	3	100.0	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	5.9	35.3	58.8	0.0
	無回答	153	30.7	20.9	48.4	0.0

【3】-2. 建物内の共同住居数とユニット数

①共同住居

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答
全 体		3,076 100.0	0 0.0	2,263 73.6	143 4.6	59 1.9	98 3.2	64 2.1	101 3.3	348 11.3
障害種別	知的	2,114	0.0	76.6	4.9	1.5	2.6	1.7	1.8	11.0
	精神	504	0.0	64.9	5.0	4.6	5.0	3.2	8.1	9.3
	身体	33	0.0	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	3.0	15.2
	知的・精神	192	0.0	70.3	3.1	1.0	3.1	4.2	4.2	14.1
	知的・身体	60	0.0	81.7	3.3	0.0	1.7	3.3	1.7	8.3
	精神・身体	3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	0.0	70.6	11.8	0.0	5.9	0.0	0.0	11.8
	無回答	153	0.0	60.8	3.3	1.3	5.9	2.0	7.2	19.6

【3】-2. 建物内の共同住居数とユニット数

②ユニット

		平均	全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全 体		1.6 —	3,076 100.0	26 0.8	703 22.9	151 4.9	52 1.7	89 2.9	51 1.7	83 2.7	1,921 62.5	2.1 —
障害種別	知的	1.4	2,114	0.9	23.0	4.2	1.7	3.0	1.4	1.8	64.1	1.9
	精神	2.1	504	1.0	21.8	6.7	2.4	2.0	2.4	4.8	58.9	2.4
	身体	1.2	33	0.0	15.2	9.1	3.0	9.1	0.0	9.1	54.5	3.5
	知的・精神	1.7	192	0.5	24.0	6.8	0.0	3.6	2.1	4.2	58.9	2.3
	知的・身体	1.3	60	1.7	25.0	5.0	0.0	3.3	3.3	6.7	55.0	2.5
	精神・身体	2.7	3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	1.0
	知的・精神・身体	1.3	17	0.0	29.4	23.5	0.0	5.9	5.9	5.9	29.4	2.3
	無回答	2.0	153	0.7	22.2	3.9	2.0	2.0	2.0	2.6	64.7	2.1

【3】-3. 共同住居の定員

		全体	2人定員	3人定員	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員	11~20人定員	21~30人定員	無回答	平均(人)
全 体		3,076 100.0	108 3.5	91 3.0	1,088 35.4	681 22.1	501 16.3	199 6.5	70 2.3	41 1.3	80 2.6	102 3.3	4 0.1	111 3.6	5.4 —
障害種別	知的	2,114	2.7	2.7	39.4	23.3	15.2	6.6	2.0	0.8	2.0	2.3	0.0	3.1	5.2
	精神	504	7.5	4.4	19.6	19.6	22.2	5.2	3.4	3.0	4.2	6.5	0.2	4.2	6.0
	身体	33	3.0	6.1	33.3	3.0	18.2	9.1	0.0	6.1	6.1	3.0	3.0	9.1	6.5
	知的・精神	192	0.5	2.6	30.7	18.8	16.1	10.9	3.1	2.6	3.6	6.3	0.5	4.2	6.2
	知的・身体	60	0.0	0.0	43.3	26.7	11.7	5.0	3.3	1.7	3.3	3.3	0.0	1.7	5.4
	精神・身体	3	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3
	知的・精神・身体	17	0.0	0.0	23.5	29.4	17.6	0.0	5.9	0.0	0.0	11.8	0.0	11.8	6.0
	無回答	153	7.2	2.6	36.6	20.9	13.1	4.6	1.3	1.3	3.3	2.0	0.0	7.2	5.1

【3】－5. 入居者の障害程度区分

1. 区分1

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	1,945 63.2	490 15.9	237 7.7	108 3.5	64 2.1	31 1.0	33 1.1	168 5.5	0.7 —
障害種別	知的	2,114	65.1	16.2	7.9	3.0	2.2	0.8	0.6	4.2	0.6
	精神	504	56.5	15.5	7.5	4.2	2.4	1.8	2.8	9.3	0.9
	身体	33	39.4	21.2	12.1	9.1	3.0	0.0	0.0	15.2	1.0
	知的・精神	192	61.5	19.8	6.3	5.7	1.0	1.6	1.6	2.6	0.8
	知的・身体	60	75.0	15.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.3
	精神・身体	3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	2.0
	知的・精神・身体	17	70.6	17.6	0.0	5.9	0.0	5.9	0.0	0.0	0.6
	無回答	153	62.1	7.8	8.5	4.6	1.3	1.3	2.6	11.8	0.8

【3】－5. 入居者の障害程度区分

2. 区分2

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	1,158 37.6	701 22.8	522 17.0	295 9.6	142 4.6	53 1.7	42 1.4	163 5.3	1.3 —
障害種別	知的	2,114	35.2	25.2	18.6	9.8	4.8	1.7	0.9	3.8	1.3
	精神	504	50.6	14.7	8.9	6.9	3.6	2.0	3.4	9.9	1.2
	身体	33	12.1	12.1	33.3	9.1	3.0	9.1	6.1	15.2	2.5
	知的・精神	192	31.3	25.0	19.3	12.0	7.3	1.6	0.5	3.1	1.4
	知的・身体	60	38.3	20.0	11.7	18.3	6.7	0.0	0.0	5.0	1.3
	精神・身体	3	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	2.5
	知的・精神・身体	17	35.3	35.3	17.6	5.9	0.0	0.0	5.9	0.0	1.3
	無回答	153	42.5	15.0	17.0	9.8	2.0	1.3	1.3	11.1	1.1

【3】－5. 入居者の障害程度区分

3. 区分3

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	1,265 41.1	683 22.2	507 16.5	291 9.5	105 3.4	33 1.1	30 1.0	162 5.3	1.2 —
障害種別	知的	2,114	36.1	24.7	18.4	11.1	3.5	1.2	0.9	3.9	1.3
	精神	504	62.9	12.1	6.9	4.0	2.8	0.4	1.2	9.7	0.7
	身体	33	39.4	6.1	27.3	3.0	3.0	0.0	6.1	15.2	1.5
	知的・精神	192	41.1	24.5	16.7	8.9	3.6	0.5	1.6	3.1	1.2
	知的・身体	60	46.7	25.0	11.7	6.7	3.3	3.3	0.0	3.3	1.0
	精神・身体	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.5
	知的・精神・身体	17	35.3	29.4	29.4	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	1.1
	無回答	153	37.3	19.0	19.0	9.2	3.9	1.3	0.0	10.5	1.2

【3】－5. 入居者の障害程度区分

4. 区分4

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	1,896 61.6	540 17.6	283 9.2	120 3.9	44 1.4	10 0.3	15 0.5	168 5.5	0.6 —
障害種別	知的	2,114	58.5	20.2	10.1	4.6	1.6	0.4	0.6	4.1	0.7
	精神	504	81.3	5.4	1.6	1.4	0.4	0.0	0.2	9.7	0.2
	身体	33	57.6	21.2	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	15.2	0.4
	知的・精神	192	59.9	19.3	11.5	4.2	1.0	0.5	0.5	3.1	0.7
	知的・身体	60	41.7	26.7	15.0	5.0	6.7	0.0	1.7	3.3	1.1
	精神・身体	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	知的・精神・身体	17	47.1	35.3	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
	無回答	153	52.3	13.7	17.0	3.3	2.0	0.0	0.0	11.8	0.7

【3】－5. 入居者の障害程度区分

5. 区分5

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	2,409 78.3	318 10.3	122 4.0	25 0.8	16 0.5	4 0.1	1 0.0	181 5.9	0.3 —
障害種別	知的	2,114	76.1	12.9	4.7	1.0	0.7	0.1	0.0	4.6	0.3
	精神	504	88.1	1.0	0.6	0.0	0.2	0.0	0.0	10.1	0.0
	身体	33	78.8	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0
	知的・精神	192	84.9	7.3	2.6	1.6	0.0	0.5	0.0	3.1	0.2
	知的・身体	60	65.0	20.0	8.3	0.0	0.0	1.7	1.7	3.3	0.6
	精神・身体	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	知的・精神・身体	17	47.1	17.6	29.4	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	1.0
	無回答	153	77.1	7.2	3.3	0.7	0.0	0.0	0.0	11.8	0.2

【3】－5. 入居者の障害程度区分

6. 区分6

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	2,652 86.2	150 4.9	48 1.6	24 0.8	16 0.5	2 0.1	1 0.0	183 5.9	0.1 —
障害種別	知的	2,114	86.4	5.6	1.8	1.0	0.4	0.1	0.0	4.6	0.2
	精神	504	89.3	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.1	0.0
	身体	33	81.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0
	知的・精神	192	91.7	3.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	0.1
	知的・身体	60	60.0	20.0	10.0	0.0	5.0	0.0	0.0	5.0	0.6
	精神・身体	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	知的・精神・身体	17	64.7	17.6	0.0	11.8	5.9	0.0	0.0	0.0	0.8
	無回答	153	80.4	4.6	0.0	0.7	2.6	0.0	0.0	11.8	0.2

【3】-5. 入居者の障害程度区分

7. 該当なし

		全体	なし	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	平均 (人)
全 体		3,076 100.0	2,143 69.7	170 5.5	133 4.3	102 3.3	151 4.9	81 2.6	114 3.7	182 5.9	0.9 -
障害種別	知的	2,114	76.2	5.5	3.5	2.7	4.2	1.8	1.4	4.6	0.6
	精神	504	39.7	6.5	7.3	6.5	9.9	7.7	12.3	9.9	2.4
	身体	33	66.7	6.1	3.0	0.0	0.0	0.0	6.1	18.2	0.6
	知的・精神	192	65.6	6.3	6.8	4.2	4.7	1.0	8.3	3.1	1.3
	知的・身体	60	90.0	1.7	1.7	0.0	1.7	0.0	0.0	5.0	0.1
	精神・身体	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	知的・精神・身体	17	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	153	73.2	3.3	3.9	2.6	1.3	0.7	3.3	11.8	0.6

【3】-6. 入居者の平均年齢

		全体	20歳未満	20～30歳 未満	30～40歳 未満	40～50歳 未満	50～60歳 未満	60～70歳 未満	70～80歳 未満	無回答
全 体		3,076 100.0	5 0.2	194 6.3	819 26.6	938 30.5	654 21.3	133 4.3	11 0.4	322 10.5
障害種別	知的	2,114	0.2	7.4	31.6	31.3	16.6	2.8	0.4	9.7
	精神	504	0.0	1.0	11.5	25.2	38.9	12.1	0.2	11.1
	身体	33	0.0	3.0	9.1	21.2	36.4	6.1	0.0	24.2
	知的・精神	192	0.5	4.2	23.4	31.3	25.0	2.1	0.0	13.5
	知的・身体	60	0.0	11.7	18.3	28.3	20.0	6.7	0.0	15.0
	精神・身体	3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	0.0	11.8	29.4	52.9	5.9	0.0	0.0	0.0
	無回答	153	0.0	8.5	19.6	35.9	21.6	2.0	0.7	11.8

【3】-8. 建物の築年数

		全体	～15年未満	15～35年未 満	35～50年未 満	51年以上	無回答
全 体		3,076 100.0	1,149 37.4	1,296 42.1	327 10.6	47 1.5	257 8.4
障害種別	知的	2,114	39.1	42.5	9.6	1.4	7.3
	精神	504	32.1	46.0	14.7	2.4	4.8
	身体	33	33.3	39.4	18.2	0.0	9.1
	知的・精神	192	32.8	43.8	13.0	1.6	8.9
	知的・身体	60	58.3	23.3	11.7	0.0	6.7
	精神・身体	3	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	41.2	17.6	17.6	5.9	17.6
	無回答	153	27.5	32.7	5.2	0.7	34.0

【3】－9. 開設年（制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点）

		全体	1980年以前	1981～1990年	1991～1995年	1996～2000年	2001～2005年	2006年以降	無回答
全 体		3,076 100.0	12 0.4	104 3.4	213 6.9	439 14.3	1,012 32.9	1,135 36.9	161 5.2
障害種別	知的	2,114	0.3	3.8	7.0	13.1	35.7	35.3	4.8
	精神	504	0.6	2.2	9.1	21.6	25.4	33.9	7.1
	身体	33	0.0	0.0	3.0	24.2	27.3	45.5	0.0
	知的・精神	192	1.6	3.1	3.1	6.8	26.0	53.6	5.7
	知的・身体	60	0.0	0.0	5.0	8.3	41.7	45.0	0.0
	精神・身体	3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0
	知的・精神・身体	17	0.0	0.0	0.0	17.6	17.6	52.9	11.8
	無回答	153	0.0	3.9	6.5	15.0	26.8	40.5	7.2

【3】－10. 夜間体制（複数回答）

		全体	夜勤	宿直	住み込み職員	見回り対応	夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）	警備会社による対応	対応なし	無回答
全 体		3,076 —	280 9.1	853 27.7	256 8.3	510 16.6	1,006 32.7	399 13.0	340 11.1	108 3.5
障害種別	知的	2,114	10.1	32.0	9.4	18.1	28.8	13.0	9.6	2.8
	精神	504	2.2	9.5	3.8	8.9	51.4	14.9	20.4	3.6
	身体	33	3.0	42.4	3.0	18.2	42.4	24.2	0.0	0.0
	知的・精神	192	10.4	22.9	12.5	17.7	33.9	9.4	8.3	4.7
	知的・身体	60	21.7	50.0	3.3	13.3	15.0	15.0	5.0	1.7
	精神・身体	3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	41.2	29.4	17.6	11.8	11.8	11.8	0.0	0.0
	無回答	153	9.8	23.5	5.2	20.9	29.4	7.8	9.8	13.7

【3】－11. 住宅構造形式

		全体	木造一戸建（大工の棟梁が手がける在来木造）	木造一戸建（木質系プレハブ住宅）	非木造の一戸建（鉄骨、軽量コンクリート等のプレハブ住宅や注文住宅）	木造共同住宅（壁、天井が石膏ボード+壁紙仕上げなど）	木造共同住宅（壁、天井は木製ボード、綿壁仕上げなど）	非木造共同住宅（鉄骨、コンクリート造など）	その他	無回答
全 体		3,076 100.0	1,610 52.3	101 3.3	224 7.3	364 11.8	74 2.4	566 18.4	7 0.2	130 4.2
障害種別	知的	2,114	56.1	3.1	6.8	11.1	2.3	16.3	0.3	4.0
	精神	504	39.7	3.0	8.9	13.3	4.0	28.6	0.0	2.6
	身体	33	48.5	3.0	3.0	18.2	0.0	27.3	0.0	0.0
	知的・精神	192	49.5	4.2	9.4	9.9	1.0	19.3	0.0	6.8
	知的・身体	60	60.0	6.7	3.3	21.7	0.0	8.3	0.0	0.0
	精神・身体	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	64.7	0.0	5.9	5.9	0.0	23.5	0.0	0.0
	無回答	153	43.1	5.2	8.5	15.0	2.0	13.1	0.0	13.1

【3】-12. 建物の階数

		全体	平屋	2階建	3階建	4階建	5階建	6～9階建	10階建以上	無回答
全 体		3,076 100.0	495 16.1	2,104 68.4	213 6.9	66 2.1	67 2.2	56 1.8	25 0.8	50 1.6
障害種別	知的	2,114	16.4	69.1	6.2	1.9	2.3	1.8	0.9	1.5
	精神	504	12.1	68.8	11.1	2.4	2.2	2.4	0.8	0.2
	身体	33	21.2	54.5	12.1	3.0	0.0	6.1	0.0	3.0
	知的・精神	192	14.6	69.8	5.2	4.2	1.6	1.6	1.0	2.1
	知的・身体	60	23.3	70.0	3.3	0.0	0.0	0.0	1.7	1.7
	精神・身体	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	11.8	64.7	11.8	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0
	無回答	153	22.9	58.8	5.2	3.3	1.3	0.7	0.0	7.8

【3】-12. ホームに使用している階数（複数回答）

		全体	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	無回答
全 体		3,076 —	2,378 77.3	2,066 67.2	210 6.8	71 2.3	36 1.2	10 0.3	10 0.3	8 0.3	6 0.2	0 0.0	1 0.0	3 0.1	1 0.0	1 0.0	167 5.4
障害種別	知的	2,114	78.3	66.9	5.8	1.9	0.9	0.2	0.3	0.3	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	5.4
	精神	504	75.8	70.2	10.9	3.6	1.6	0.4	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4
	身体	33	63.6	60.6	12.1	6.1	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.1
	知的・精神	192	74.0	70.3	8.3	3.6	1.6	1.0	1.0	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	4.7
	知的・身体	60	81.7	63.3	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3
	精神・身体	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	76.5	70.6	11.8	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	153	74.5	59.5	5.9	2.0	0.7	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5

【3】-13. 用途区分

		全体	(5)項口(寄宿舎、下宿又は共同住宅)	(6)項口(入所施設(重度の障害児・障害者)、ケアホーム(重度)等)	(6)項ハ(上記以外(通所施設、グループホーム等))	(16)項イ((6)項との複合用途建物)	その他	不明	無回答
全 体		3,076 100.0	567 18.4	534 17.4	1,298 42.2	80 2.6	16 0.5	275 8.9	306 9.9
障害種別	知的	2,114	18.3	19.6	42.4	2.2	0.3	7.8	9.4
	精神	504	16.9	6.3	45.4	5.0	1.8	14.3	10.3
	身体	33	30.3	15.2	24.2	0.0	0.0	21.2	9.1
	知的・精神	192	16.1	15.6	46.4	1.0	0.0	8.9	12.0
	知的・身体	60	15.0	40.0	18.3	3.3	1.7	10.0	11.7
	精神・身体	3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	知的・精神・身体	17	23.5	47.1	17.6	5.9	0.0	5.9	0.0
	無回答	153	26.8	13.1	38.6	2.0	0.0	4.6	15.0

【3】-14. 建物の種類

	全体	既存の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	新築の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	新築のGH・CH専用戸建て住宅	GH・CHとその他の福祉事業が併設で専用にて建てた(新築)	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	元入所施設	元通勤寮	元福祉ホーム	元会社の社員寮等	一般のワンルームマンションの複数住戸	一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)	病院・診療所の一部分からの転用	その他の建物	無回答
全体	3,076 100.0	1,452 47.2	190 6.2	465 15.1	58 1.9	48 1.6	11 0.4	13 0.4	34 1.1	88 2.9	66 2.1	481 15.6	14 0.5	76 2.5	80 2.6
障害種別															
知的	2,114	48.8	7.0	16.3	1.6	1.4	0.1	0.2	0.7	2.9	1.3	14.7	0.4	2.4	2.3
精神	504	43.1	4.4	9.1	2.6	2.2	1.4	0.4	3.0	3.2	5.2	21.8	0.8	1.6	1.4
身体	33	45.5	3.0	12.1	6.1	3.0	3.0	9.1	0.0	3.0	0.0	12.1	0.0	0.0	3.0
知的・精神	192	48.4	1.6	14.6	2.6	1.0	0.5	1.0	1.0	3.6	3.1	11.5	0.5	5.2	5.2
知的・身体	60	43.3	8.3	25.0	0.0	3.3	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	8.3	0.0	3.3	6.7
精神・身体	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的・精神・身体	17	52.9	11.8	11.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.6	0.0	5.9	0.0
無回答	153	39.9	5.9	17.0	2.6	2.0	0.0	0.7	0.0	1.3	4.6	17.0	0.7	2.6	5.9

【3】-20. 夜間火災時に、入居者全員を避難させやすい建物ですか

	全体	非常に避難させやすい	避難させやすい	どちらとも言えない	避難させにくい	非常に避難させにくい	その他	無回答
全体	3,076 100.0	367 11.9	1,318 42.8	1,000 32.5	281 9.1	62 2.0	0 0.0	48 1.6
建物種類								
既存の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	1,452	8.5	42.1	36.0	10.1	1.7	0.0	1.6
新築の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	190	20.0	45.8	27.4	4.7	1.1	0.0	1.1
新築のGH・CH専用戸建て住宅	465	23.2	39.6	25.6	7.5	3.0	0.0	1.1
GH・CHとその他の福祉事業が併設で専用にて建てた(新築)	58	15.5	46.6	32.8	5.2	0.0	0.0	0.0
その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	48	10.4	52.1	29.2	6.3	0.0	0.0	2.1
元入所施設	11	27.3	45.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
元通勤寮	13	30.8	46.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0
元福祉ホーム	34	11.8	47.1	20.6	20.6	0.0	0.0	0.0
元会社の社員寮等	88	6.8	50.0	30.7	11.4	1.1	0.0	0.0
一般のワンルームマンションの複数住戸	66	3.0	39.4	50.0	7.6	0.0	0.0	0.0
一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)	481	8.7	44.3	33.9	9.6	2.7	0.0	0.8
病院・診療所の一部分からの転用	14	35.7	57.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0
その他の建物	76	13.2	35.5	26.3	15.8	9.2	0.0	0.0
無回答	80	10.0	47.5	21.3	3.8	1.3	0.0	16.3

(2) B.建物票(建物毎の平均障害程度区分別)

非該当…1点 障害程度区分1…1点 障害程度区分2…2点 障害程度区分3…3点

障害程度区分4…4点 障害程度区分5…5点 障害程度区分6…6点 で建物毎に平均を算出

【3】-1. 共同住居の形態

	全体	グループホーム	ケアホーム	グループホームとケアホームの両方	無回答
全体	3,076 100.0	837 27.2	734 23.9	1,505 48.9	0 0.0
障害程度区分					
1～2点未満	1,029	62.0	0.4	37.6	0.0
2～3点未満	962	6.4	21.9	71.6	0.0
3～4点未満	586	3.2	45.6	51.2	0.0
4～5点未満	229	2.2	68.1	29.7	0.0
5～6点未満	71	1.4	81.7	16.9	0.0
6点	14	0.0	100.0	0.0	0.0
無回答	185	60.5	13.0	26.5	0.0

【3】-2. 建物内の共同住居数とユニット数

①共同住居

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3,076	0	2,263	143	59	98	64	101	348	1.6
		100.0	0.0	73.6	4.6	1.9	3.2	2.1	3.3	11.3	—
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	0.0	68.2	5.0	3.0	3.4	2.3	4.8	13.3	1.8
	2～3点未満	962	0.0	74.8	4.7	1.8	3.3	1.6	2.8	11.0	1.5
	3～4点未満	586	0.0	79.2	3.8	1.0	2.7	2.2	1.4	9.7	1.3
	4～5点未満	229	0.0	79.5	4.8	0.0	1.7	2.2	2.2	9.6	1.4
	5～6点未満	71	0.0	85.9	4.2	1.4	2.8	1.4	0.0	4.2	1.2
	6点	14	0.0	71.4	0.0	0.0	14.3	0.0	7.1	7.1	1.9
	無回答	185	0.0	67.0	5.9	2.2	3.8	3.2	5.9	11.9	2.0

【3】-2. 建物内の共同住居数とユニット数

②ユニット

		全体	0	1	2	3	4	5	6以上	無回答	平均
全体		3,076	26	703	151	52	89	51	83	1,921	2.1
		100.0	0.8	22.9	4.9	1.7	2.9	1.7	2.7	62.5	—
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	1.2	23.6	5.0	1.9	3.7	2.0	2.4	60.2	2.1
	2～3点未満	962	0.9	22.9	5.4	2.3	2.0	1.1	2.5	62.9	2.0
	3～4点未満	586	0.2	22.5	5.1	1.4	3.4	2.2	3.8	61.4	2.3
	4～5点未満	229	0.4	23.6	5.7	0.4	2.2	1.7	2.6	63.3	2.0
	5～6点未満	71	0.0	26.8	1.4	0.0	1.4	0.0	0.0	70.4	1.2
	6点	14	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	78.6	2.3
	無回答	185	1.6	17.8	2.2	0.5	3.2	0.5	3.2	70.8	2.2

【3】-3. 共同住居の定員

		全体	2人定員	3人定員	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員	11～20人定員	21～30人定員	無回答	平均(人)
全体		3,076	108	91	1,088	681	501	199	70	41	80	102	4	111	5.4
		100.0	3.5	3.0	35.4	22.1	16.3	6.5	2.3	1.3	2.6	3.3	0.1	3.6	—
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	4.5	3.3	33.3	21.5	17.2	4.9	2.5	1.6	3.0	4.2	0.0	4.1	5.5
	2～3点未満	962	3.5	2.6	34.0	23.0	17.5	7.2	2.0	1.4	2.2	2.9	0.3	3.5	5.4
	3～4点未満	586	3.1	3.2	37.4	22.2	14.0	8.2	2.0	1.2	2.2	2.7	0.2	3.6	5.3
	4～5点未満	229	0.0	2.6	41.5	21.0	13.5	8.3	1.3	1.3	3.1	4.4	0.0	3.1	5.5
	5～6点未満	71	1.4	1.4	54.9	23.9	8.5	1.4	2.8	0.0	4.2	1.4	0.0	0.0	4.9
	6点	14	0.0	7.1	71.4	7.1	7.1	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.4
	無回答	185	4.9	2.7	29.7	23.2	19.5	5.9	4.3	1.1	2.7	2.2	0.0	3.8	5.3

【3】-6. 入居者の平均年齢

		全体	20歳未満	20～30歳未満	30～40歳未満	40～50歳未満	50～60歳未満	60～70歳未満	70～80歳未満	無回答
全 体		3,076	5	194	819	938	654	133	11	322
		100.0	0.2	6.3	26.6	30.5	21.3	4.3	0.4	10.5
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	0.2	6.9	23.2	30.5	24.7	5.5	0.2	8.7
	2～3点未満	962	0.0	5.0	26.6	33.8	22.1	3.7	0.2	8.5
	3～4点未満	586	0.2	6.3	26.8	31.2	18.4	3.8	0.9	12.5
	4～5点未満	229	0.9	7.9	39.7	26.6	11.4	2.6	0.0	10.9
	5～6点未満	71	0.0	11.3	50.7	18.3	11.3	2.8	0.0	5.6
	6点	14	0.0	28.6	35.7	21.4	0.0	0.0	0.0	14.3
	無回答	185	0.0	4.3	18.9	21.1	24.3	5.4	1.1	24.9

【3】-7. 入居者の障害種別（複数回答）

		全体	知的障害	精神障害	身体障害	無回答
全 体		3,076	2,383	716	113	153
		—	77.5	23.3	3.7	5.0
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	63.9	38.3	1.6	4.3
	2～3点未満	962	82.6	18.7	4.4	4.0
	3～4点未満	586	90.3	10.6	2.7	6.3
	4～5点未満	229	93.0	6.6	7.9	4.4
	5～6点未満	71	94.4	9.9	11.3	5.6
	6点	14	85.7	0.0	21.4	14.3
	無回答	185	58.9	31.4	5.4	9.7

【3】-8. 建物の築年数

		全体	～15年未満	15～35年未満	35～50年未満	51年以上	無回答
全 体		3,076	1,149	1,296	327	47	257
		100.0	37.4	42.1	10.6	1.5	8.4
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	32.7	43.7	12.1	1.9	9.5
	2～3点未満	962	35.0	44.1	11.3	1.4	8.2
	3～4点未満	586	40.4	41.1	10.1	1.2	7.2
	4～5点未満	229	53.3	34.5	5.2	0.9	6.1
	5～6点未満	71	56.3	31.0	9.9	2.8	0.0
	6点	14	42.9	35.7	14.3	0.0	7.1
	無回答	185	38.4	40.5	7.0	1.6	12.4

【3】-8. 建物の築年数

		全体	～15年未満	15～35年未満	35～50年未満	51年以上
全 体		3,076 100.0	1,149 37.4	1,296 42.1	327 10.6	47 1.5
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	32.7	43.7	12.1	1.9
	2～3点未満	962	35.0	44.1	11.3	1.4
	3～4点未満	586	40.4	41.1	10.1	1.2
	4～5点未満	229	53.3	34.5	5.2	0.9
	5～6点未満	71	56.3	31.0	9.9	2.8
	6点	14	42.9	35.7	14.3	0.0
	無回答	185	38.4	40.5	7.0	1.6

【3】-9. 開設年（制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点）

		全体	1980年以前	1981～1990年	1991～1995年	1996～2000年	2001～2005年	2006年以降	無回答
全 体		3,076 100.0	12 0.4	104 3.4	213 6.9	439 14.3	1,012 32.9	1,135 36.9	161 5.2
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	0.7	3.4	8.1	17.7	30.0	34.9	5.2
	2～3点未満	962	0.3	5.0	8.2	14.4	32.2	34.4	5.4
	3～4点未満	586	0.2	3.2	5.1	9.6	34.1	42.8	4.9
	4～5点未満	229	0.0	0.4	2.6	7.9	41.9	43.2	3.9
	5～6点未満	71	0.0	0.0	2.8	7.0	53.5	35.2	1.4
	6点	14	0.0	0.0	14.3	35.7	35.7	14.3	0.0
	無回答	185	0.5	0.5	5.9	18.4	29.2	36.8	8.6

【3】-10. 夜間体制（複数回答）

		全体	夜勤	宿直	住み込み職員	見回り対応	夜間緊急連絡対応型（警備会社による対応以外）	警備会社による対応	対応なし	無回答
全 体		3,076 —	280 9.1	853 27.7	256 8.3	510 16.6	1,006 32.7	399 13.0	340 11.1	108 3.5
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	1.7	9.6	7.9	17.3	44.5	19.0	15.9	3.6
	2～3点未満	962	8.5	25.5	8.5	20.3	33.6	12.5	12.3	4.2
	3～4点未満	586	13.8	46.9	10.1	16.0	20.5	6.0	5.1	2.6
	4～5点未満	229	24.5	66.8	8.7	8.3	8.3	3.9	1.7	0.4
	5～6点未満	71	36.6	60.6	4.2	2.8	11.3	2.8	0.0	0.0
	6点	14	78.6	28.6	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	185	3.8	18.4	5.9	11.4	42.2	20.0	13.0	8.1

【3】-11. 住宅構造形式

		全体	木造一戸建 (大工の棟梁 が手がける在 来木造)	木造一戸建 (木質系プレ ハブ住宅)	非木造の一戸 建(鉄骨、軽 量コンクリー ト等のプレハ ブ住宅や注文 住宅)	木造共同住宅 (壁、天井が 石膏ボード+ 壁紙仕上げな ど)	木造共同住宅 (壁、天井は 木製ボード、 綿壁仕上げな ど)	非木造共同住 宅(鉄骨、コ ンクリート造 など)	その他	無回答
全 体		3,076 100.0	1,610 52.3	101 3.3	224 7.3	364 11.8	74 2.4	566 18.4	7 0.2	130 4.2
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	50.4	2.0	5.8	11.8	3.3	22.2	0.3	4.2
	2～3点未満	962	48.4	3.3	6.5	14.8	2.9	19.2	0.1	4.7
	3～4点未満	586	58.5	4.3	10.1	9.9	1.0	11.8	0.2	4.3
	4～5点未満	229	59.0	4.8	6.1	9.2	0.9	17.0	0.9	2.2
	5～6点未満	71	70.4	4.2	9.9	7.0	0.0	5.6	0.0	2.8
	6点	14	57.1	0.0	14.3	21.4	0.0	7.1	0.0	0.0
	無回答	185	48.1	4.9	10.3	7.6	2.2	21.6	0.0	5.4

【3】-12. 建物の階数

		全体	平屋	2階建	3階建	4階建	5階建	6～9階建	10階建以上	無回答
全 体		3,076 100.0	495 16.1	2,104 68.4	213 6.9	66 2.1	67 2.2	56 1.8	25 0.8	50 1.6
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	15.2	69.9	7.0	2.4	1.7	2.4	0.2	1.2
	2～3点未満	962	13.8	69.3	7.0	2.4	2.0	2.0	1.7	1.9
	3～4点未満	586	17.9	70.3	4.9	1.4	3.2	1.2	0.2	0.9
	4～5点未満	229	21.8	58.1	8.3	2.6	2.6	2.2	2.6	1.7
	5～6点未満	71	25.4	62.0	8.5	0.0	2.8	0.0	0.0	1.4
	6点	14	7.1	42.9	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
	無回答	185	17.3	66.5	7.6	2.2	1.6	0.0	0.0	4.9

【3】-12. ホームに使用している階数(複数回答)

		全体	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階	12階	13階	14階	無回答
全 体		3,076 —	2,378 77.3	2,066 67.2	210 6.8	71 2.3	36 1.2	10 0.3	10 0.3	8 0.3	6 0.2	0 0.0	1 0.0	3 0.1	1 0.0	1 0.0	167 5.4
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	78.2	68.7	7.1	2.3	0.7	0.3	0.4	0.3	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	4.9
	2～3点未満	962	75.5	68.7	7.2	2.7	1.4	0.4	0.5	0.4	0.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.1	5.6
	3～4点未満	586	80.4	64.7	5.1	1.4	1.7	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.5
	4～5点未満	229	77.3	62.9	7.9	3.9	2.2	1.3	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8
	5～6点未満	71	87.3	63.4	5.6	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8
	6点	14	64.3	78.6	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
	無回答	185	69.2	64.3	5.9	1.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	9.2

【3】-13. 用途区分

		全体	(5)項口(寄宿舎、下宿又は共同住宅)	(6)項口(入所施設(重度の障害児・障害者)、ケアホーム(重度)等)	(6)項ハ(上記以外(通所施設、グループホーム等))	(16)項イ((6)項との複合用途建物)	その他	不明	無回答
全体		3,076 100.0	567 18.4	534 17.4	1,298 42.2	80 2.6	16 0.5	275 8.9	306 9.9
障害程度区分	1～2点未満	1,029	19.2	4.4	53.1	3.6	1.1	9.9	8.7
	2～3点未満	962	18.3	13.8	45.5	2.8	0.2	8.8	10.5
	3～4点未満	586	20.3	25.9	34.1	1.4	0.0	10.1	8.2
	4～5点未満	229	14.0	56.3	13.5	0.9	0.4	4.8	10.0
	5～6点未満	71	11.3	66.2	4.2	1.4	1.4	5.6	9.9
	6点	14	7.1	92.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	無回答	185	17.8	8.1	43.2	2.7	0.5	7.6	20.0

【3】-14. 建物の種類

		全体	既存の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	新築の戸建て・二戸イチ・長屋等の一般住宅	新築のGH・CH専用戸建て住宅	GH・CHとその他の福祉事業が併設で専用にて建てた(新築)	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	元入所施設	元通動寮	元福祉ホーム	元会社の社員寮等	一般のワンルームマンションの複数住戸	一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)	病院・診療所の一部からの転用	その他の建物	無回答
全体		3,076 100.0	1,452 47.2	190 6.2	465 15.1	58 1.9	48 1.6	11 0.4	13 0.4	34 1.1	88 2.9	66 2.1	481 15.6	14 0.5	76 2.5	80 2.6
障害程度区分	1～2点未満	1,029	48.8	4.9	10.4	1.5	1.5	0.7	0.5	1.3	3.2	3.3	18.2	0.6	2.5	2.8
	2～3点未満	962	46.2	4.9	15.4	1.8	1.6	0.2	0.6	1.0	2.4	2.3	18.5	0.3	2.4	2.5
	3～4点未満	586	51.0	8.4	17.9	1.9	1.5	0.0	0.2	0.2	2.9	0.7	10.2	0.3	2.9	1.9
	4～5点未満	229	39.3	8.7	27.5	2.6	2.6	0.4	0.0	0.0	1.7	0.9	13.1	0.4	1.7	0.9
	5～6点未満	71	50.7	8.5	23.9	8.5	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4	0.0	2.8	0.0	2.8	0.0
	6点	14	50.0	14.3	21.4	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
	無回答	185	40.0	8.6	11.9	1.6	1.1	0.5	0.0	5.4	5.4	2.2	13.0	1.1	2.2	7.0

【3】-15. グループホーム・ケアホーム以外の用途(複数回答)

		全体	ホームのみ	福祉・医療	商業	一般住戸	その他	無回答
全体		3,076 —	2,339 76.0	145 4.7	61 2.0	467 15.2	21 0.7	78 2.5
障害程度区分	1～2点未満	1,029	73.8	4.1	1.7	18.5	0.6	2.4
	2～3点未満	962	74.5	4.2	2.2	17.6	0.4	2.7
	3～4点未満	586	80.5	4.1	2.6	11.1	0.9	1.7
	4～5点未満	229	79.0	7.4	1.3	10.0	2.2	1.3
	5～6点未満	71	83.1	11.3	4.2	2.8	0.0	0.0
	6点	14	71.4	7.1	0.0	21.4	0.0	0.0
	無回答	185	76.2	7.0	1.1	8.1	0.5	7.6

【3】－16. 建物や土地の所有について

		全体	持地に持家	持地に借家	借地に持家	借地に借家	その他	無回答
全 体		3,076 100.0	617 20.1	42 1.4	177 5.8	2,149 69.9	23 0.7	68 2.2
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	17.4	1.8	4.6	73.7	1.1	1.5
	2～3点未満	962	20.2	1.1	4.6	71.3	0.6	2.2
	3～4点未満	586	21.3	0.9	7.7	66.9	0.5	2.7
	4～5点未満	229	21.8	0.9	10.5	63.8	0.4	2.6
	5～6点未満	71	22.5	4.2	7.0	66.2	0.0	0.0
	6点	14	35.7	0.0	14.3	50.0	0.0	0.0
	無回答	185	25.9	1.1	5.4	61.1	1.1	5.4

【3】－17. 建物の立地

		全体	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	その他・不明	無回答
全 体		3,076 100.0	2,574 83.7	348 11.3	100 3.3	27 0.9	27 0.9
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	83.5	11.7	3.6	0.7	0.6
	2～3点未満	962	85.9	10.4	2.7	0.4	0.6
	3～4点未満	586	82.3	12.3	3.4	1.2	0.9
	4～5点未満	229	80.3	10.5	5.2	3.1	0.9
	5～6点未満	71	87.3	9.9	1.4	0.0	1.4
	6点	14	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0
	無回答	185	81.6	11.4	2.2	1.1	3.8

【3】－18. 建物と周辺の環境・景観

		全体	周辺の住宅や地域にとけこんでいる	複数のGH・CHが隣り合わせや道路を挟んで集まって建っている	入所施設や通所施設、病院の並びに建っていて、一体的に管理・運営されている	その他・不明	無回答
全 体		3,076 100.0	2,567 83.5	196 6.4	183 5.9	51 1.7	79 2.6
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	83.8	4.8	6.9	1.9	2.6
	2～3点未満	962	84.4	7.0	5.3	1.5	1.9
	3～4点未満	586	81.9	8.9	4.6	1.5	3.1
	4～5点未満	229	77.7	9.6	7.0	2.6	3.1
	5～6点未満	71	88.7	4.2	5.6	0.0	1.4
	6点	14	92.9	0.0	7.1	0.0	0.0
	無回答	185	85.9	1.6	7.0	1.1	4.3

【3】-19. 現在設置されている消防用設備（複数回答）

		全体	消火器	屋内消火栓	屋外消火栓	一般のスプリンクラー	特定施設水道直結型（簡易型）スプリンクラー	漏電火災警報器	誘導灯	非常ベルや手動式サイレン	住宅用火災警報機	排煙設備	自動火災通報装置（消防機関へ自動通報する火災報知設備）	自動火災報知設備	無回答
全体		3,076	2,934	108	89	79	62	240	1,148	442	1,761	118	672	821	37
		—	95.4	3.5	2.9	2.6	2.0	7.8	37.3	14.4	57.2	3.8	21.8	26.7	1.2
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	95.4	3.8	2.3	2.5	1.3	7.4	30.9	12.5	55.9	3.5	15.5	27.1	1.2
	2～3点未満	962	95.8	4.4	3.2	2.8	1.2	8.0	39.9	14.9	59.3	3.1	21.3	26.5	0.5
	3～4点未満	586	95.7	2.2	2.9	3.1	3.1	7.2	38.6	12.8	59.7	3.9	26.1	22.0	0.9
	4～5点未満	229	93.0	3.1	5.7	0.9	5.7	9.6	49.3	21.8	52.0	6.1	34.5	34.5	2.2
	5～6点未満	71	95.8	0.0	0.0	1.4	7.0	14.1	49.3	21.1	52.1	2.8	53.5	31.0	0.0
	6点	14	100.0	7.1	0.0	7.1	0.0	21.4	78.6	28.6	42.9	14.3	35.7	50.0	0.0
	無回答	185	94.1	3.2	2.2	2.2	0.5	5.4	33.0	14.1	56.2	5.9	17.8	27.0	5.4

【3】-20. 夜間火災時に、入居者全員を避難させやすい建物ですか

		全体	非常に避難させやすい	避難させやすい	どちらとも言えない	避難させにくい	非常に避難させにくい	その他	無回答
全体		3,076	367	1,318	1,000	281	62	0	48
		100.0	11.9	42.8	32.5	9.1	2.0	0.0	1.6
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	11.7	47.7	31.9	6.2	1.5	0.0	1.1
	2～3点未満	962	13.2	40.2	34.2	8.4	2.2	0.0	1.8
	3～4点未満	586	9.6	43.0	33.8	10.8	1.9	0.0	1.0
	4～5点未満	229	11.4	40.6	27.9	16.2	3.1	0.0	0.9
	5～6点未満	71	7.0	38.0	28.2	19.7	4.2	0.0	2.8
	6点	14	14.3	0.0	14.3	35.7	35.7	0.0	0.0
	無回答	185	16.8	36.8	31.9	9.2	0.0	0.0	5.4

【3】-21. 消防法改正で指摘された改善要求（複数回答）

		全体	内装	出入口・窓	消火設備	感知・警報設備	避難設備	排煙設備	夜間職員の増員	入居者の部屋割り	火気管理	用途区分の見直し	特になし	その他	無回答
全体		3,076	347	22	136	261	142	8	7	2	46	40	1,977	34	271
		—	11.3	0.7	4.4	8.5	4.6	0.3	0.2	0.1	1.5	1.3	64.3	1.1	8.8
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	12.2	0.9	3.9	8.0	4.5	0.4	0.3	0.2	2.2	1.6	64.9	0.7	7.9
	2～3点未満	962	11.4	0.5	3.7	7.4	5.7	0.0	0.1	0.0	1.0	1.0	65.7	1.1	8.8
	3～4点未満	586	10.9	0.3	4.3	7.2	3.1	0.2	0.3	0.0	1.0	0.9	67.9	1.5	7.7
	4～5点未満	229	11.8	0.9	8.3	17.5	2.6	0.0	0.0	0.0	0.4	2.6	55.0	0.4	10.0
	5～6点未満	71	11.3	0.0	5.6	23.9	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	53.5	2.8	5.6
	6点	14	7.1	7.1	14.3	14.3	7.1	14.3	7.1	0.0	7.1	0.0	71.4	0.0	7.1
	無回答	185	5.9	1.6	5.4	3.8	7.0	0.5	0.0	0.0	2.7	1.1	56.8	2.2	17.3

【3】 -22. 消防計画について

		全体	策定済み	策定中	策定予定 無し	その他	無回答
全 体		3,076	1,588	639	493	183	173
		100.0	51.6	20.8	16.0	5.9	5.6
障害程度 区分	1～2点未満	1,029	49.6	23.1	15.9	6.4	5.0
	2～3点未満	962	53.2	19.3	16.7	6.1	4.6
	3～4点未満	586	51.9	17.6	18.4	5.5	6.7
	4～5点未満	229	56.8	21.0	13.5	3.5	5.2
	5～6点未満	71	52.1	25.4	9.9	8.5	4.2
	6点	14	57.1	35.7	7.1	0.0	0.0
	無回答	185	47.0	22.2	11.4	6.5	13.0

(3) B.建物票（築年数×開設年）

【3】 -9. 開設年（制度に関わらずそのホームで活動を開始された時点）

		全体	1980年以前	1981～1990 年	1991～1995 年	1996～2000 年	2001～2005 年	2006年以降	無回答
全 体		3,076	12	104	213	439	1,012	1,135	161
		100.0	0.4	3.4	6.9	14.3	32.9	36.9	5.2
築年数	～15年未満	1,149	0.2	1.8	5.2	13.2	33.9	40.9	4.8
	15～35年未満	1,296	0.6	4.7	9.2	14.4	31.9	35.3	3.9
	35～50年未満	327	0.3	4.3	5.5	17.1	36.4	32.1	4.3
	51年以上	47	2.1	4.3	10.6	17.0	44.7	17.0	4.3
	無回答	257	0.0	2.3	4.3	14.0	26.8	37.0	15.6

(4) B.建物票（建物種類×避難のさせやすさ）

【3】 -20. 夜間火災時に、入居者全員を避難させやすい建物ですか

		全体	非常に避難 させやすい	避難させや すい	どちらとも 言えない	避難させに くい	非常に避難 させにくい	その他	無回答
全 体		3,076	367	1,318	1,000	281	62	0	48
		100.0	11.9	42.8	32.5	9.1	2.0	0.0	1.6
建物種類	既存の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	1,452	8.5	42.1	36.0	10.1	1.7	0.0	1.6
	新築の戸建て・二戸イテ・長屋等の一般住宅	190	20.0	45.8	27.4	4.7	1.1	0.0	1.1
	新築のGH・CH専用戸建て住宅	465	23.2	39.6	25.6	7.5	3.0	0.0	1.1
	GH・CHとその他の福祉事業が併設で専用で建てた（新築）	58	15.5	46.6	32.8	5.2	0.0	0.0	0.0
	その他の福祉事業と併設で既存の建物を転用	48	10.4	52.1	29.2	6.3	0.0	0.0	2.1
	元入所施設	11	27.3	45.5	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	元通勤寮	13	30.8	46.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	元福祉ホーム	34	11.8	47.1	20.6	20.6	0.0	0.0	0.0
	元会社の社員寮等	88	6.8	50.0	30.7	11.4	1.1	0.0	0.0
	一般のワンルームマンションの複数住戸	66	3.0	39.4	50.0	7.6	0.0	0.0	0.0
	一般のワンルームマンション以外の集合住宅(マンション・アパート等)	481	8.7	44.3	33.9	9.6	2.7	0.0	0.8
	病院・診療所の一部分からの転用	14	35.7	57.1	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0
	その他の建物	76	13.2	35.5	26.3	15.8	9.2	0.0	0.0
	無回答	80	10.0	47.5	21.3	3.8	1.3	0.0	16.3

(5) B.建物票（都道府県別にみた建物立地・周辺環境）

表 都道府県別にみた建物立地・周辺環境

都道府県	全 体		建物立地 (%)					周辺環境 (%)				
	建物数	%	住宅地	住宅地ではないが地域との交流がしやすい立地	住宅地ではなく地域との交流も難しい立地	その他・不明	無回答	周辺の住宅や地域にとけこんでいる	複数のGH・CHが隣り合わせや道路を挟んで集まっている	入所施設や通所施設の並びに建てられて、一体的に管理・運営されている	その他・不明	無回答
全体	3076	100.0	83.7	11.3	3.3	0.9	0.9	83.5	6.4	5.9	1.7	2.6
北海道	307	100.0	90.9	4.6	3.3	0.3	1.0	86.0	7.8	4.2	0.3	1.6
青森県	66	100.0	89.4	9.1	1.5	0.0	0.0	86.4	3.0	4.5	0.0	6.1
岩手県	99	100.0	76.8	21.2	2.0	0.0	0.0	80.8	12.1	3.0	3.0	1.0
宮城県	57	100.0	82.5	14.0	0.0	3.5	0.0	89.5	7.0	3.5	0.0	0.0
秋田県	24	100.0	70.8	20.8	4.2	0.0	4.2	62.5	12.5	12.5	4.2	8.3
山形県	69	100.0	98.6	1.4	0.0	0.0	0.0	84.1	1.4	0.0	0.0	14.5
福島県	117	100.0	93.2	6.0	0.9	0.0	0.0	93.2	2.6	2.6	0.0	1.7
茨城県	63	100.0	58.7	41.3	0.0	0.0	0.0	60.3	23.8	14.3	0.0	1.6
栃木県	51	100.0	80.4	9.8	3.9	0.0	5.9	86.3	0.0	5.9	2.0	5.9
群馬県	88	100.0	87.5	3.4	6.8	0.0	2.3	83.0	1.1	6.8	1.1	8.0
埼玉県	55	100.0	78.2	12.7	7.3	1.8	0.0	83.6	3.6	3.6	1.8	7.3
千葉県	161	100.0	85.1	11.2	3.1	0.6	0.0	90.1	3.1	3.1	1.9	1.9
東京都	120	100.0	94.2	4.2	0.0	0.0	1.7	93.3	1.7	1.7	1.7	1.7
神奈川県	262	100.0	93.5	4.6	0.4	1.5	0.0	84.7	12.2	0.4	2.7	0.0
新潟県	72	100.0	91.7	5.6	1.4	1.4	0.0	91.7	4.2	1.4	0.0	2.8
富山県	31	100.0	71.0	19.4	6.5	3.2	0.0	77.4	16.1	6.5	0.0	0.0
石川県	26	100.0	76.9	11.5	11.5	0.0	0.0	80.8	15.4	0.0	3.8	0.0
福井県	22	100.0	81.8	9.1	9.1	0.0	0.0	90.9	0.0	9.1	0.0	0.0
山梨県	29	100.0	93.1	0.0	6.9	0.0	0.0	93.1	0.0	6.9	0.0	0.0
長野県	96	100.0	74.0	14.6	4.2	5.2	2.1	85.4	2.1	8.3	1.0	3.1
岐阜県	33	100.0	84.8	3.0	12.1	0.0	0.0	75.8	0.0	12.1	0.0	12.1
静岡県	72	100.0	76.4	16.7	6.9	0.0	0.0	76.4	1.4	20.8	1.4	0.0
愛知県	104	100.0	90.4	5.8	0.0	1.9	1.9	91.3	2.9	3.8	1.0	1.0
三重県	32	100.0	62.5	25.0	9.4	0.0	3.1	71.9	0.0	25.0	0.0	3.1
滋賀県	41	100.0	95.1	0.0	4.9	0.0	0.0	85.4	7.3	0.0	7.3	0.0
京都府	25	100.0	76.0	16.0	8.0	0.0	0.0	84.0	0.0	12.0	4.0	0.0
大阪府	148	100.0	88.5	8.1	2.0	1.4	0.0	88.5	5.4	2.7	1.4	2.0
兵庫県	88	100.0	73.9	19.3	4.5	1.1	1.1	88.6	2.3	6.8	1.1	1.1
奈良県	33	100.0	87.9	6.1	0.0	6.1	0.0	87.9	0.0	9.1	3.0	0.0
和歌山県	11	100.0	90.9	9.1	0.0	0.0	0.0	81.8	0.0	9.1	9.1	0.0
鳥取県	16	100.0	81.3	12.5	6.3	0.0	0.0	81.3	0.0	0.0	18.8	0.0
島根県	44	100.0	65.9	31.8	2.3	0.0	0.0	68.2	6.8	22.7	2.3	0.0
岡山県	42	100.0	78.6	11.9	4.8	4.8	0.0	81.0	4.8	11.9	2.4	0.0
広島県	81	100.0	75.3	13.6	11.1	0.0	0.0	80.2	13.6	6.2	0.0	0.0
山口県	19	100.0	63.2	26.3	0.0	0.0	10.5	47.4	31.6	10.5	0.0	10.5
徳島県	19	100.0	84.2	15.8	0.0	0.0	0.0	73.7	10.5	0.0	0.0	15.8
香川県	10	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	39	100.0	89.7	7.7	0.0	0.0	2.6	69.2	20.5	2.6	0.0	7.7
高知県	43	100.0	83.7	9.3	0.0	0.0	7.0	81.4	9.3	0.0	2.3	7.0
福岡県	109	100.0	76.1	17.4	3.7	0.0	2.8	68.8	8.3	12.8	6.4	3.7
佐賀県	21	100.0	76.2	14.3	4.8	4.8	0.0	85.7	4.8	0.0	9.5	0.0
長崎県	36	100.0	52.8	27.8	16.7	0.0	2.8	55.6	0.0	27.8	2.8	13.9
熊本県	50	100.0	82.0	16.0	2.0	0.0	0.0	92.0	0.0	8.0	0.0	0.0
大分県	48	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	72.9	10.4	16.7	0.0	0.0
宮崎県	37	100.0	94.6	2.7	0.0	2.7	0.0	94.6	0.0	5.4	0.0	0.0
鹿児島県	45	100.0	60.0	28.9	11.1	0.0	0.0	75.6	15.6	6.7	2.2	0.0
沖縄県	15	100.0	93.3	6.7	0.0	0.0	0.0	80.0	6.7	6.7	6.7	0.0
無回答	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



グループホーム(ケアホーム)全国基礎調査2009報告書 ～グループホームの実像を検証する～

平成21年度障害保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)報告書
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会・グループホームに関する全国基礎調査実行委員会編

■発行日 2010年3月31日発行

■発行者 障害のある人と援助者でつくる 日本グループホーム学会
代表 室津 滋 樹

■事務局 白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付
東京都小平市小川町1-830
FAX 042-344-1889
<http://www.gh-gakkai.com>
Mail info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp